

令和 7(2025)年度

# 自己点検評価書

(評価対象年度：令和 6 年度)

令和 7(2025)年 5 月





## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
1. 尚綱学園の建学の精神	
2. 尚綱学園の教育理念	
3. 尚綱学園の使命	
4. 尚綱大学の理念、使命・目的	
5. 尚綱大学の個性・特色及び今後の計画等	
II. 沿革と現況	5
1. 尚綱大学の沿革	
2. 尚綱大学の現況	
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
<u>基準 1. 使命・目的</u>	9
基準項目 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映	
<u>基準 2. 内部質保証</u>	15
基準項目 2-1. 内部質保証の組織体制	
基準項目 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価	
基準項目 2-3. 内部質保証の機能性	
<u>基準 3. 学生</u>	31
基準項目 3-1. 学生の受入れ	
基準項目 3-2. 学修支援	
基準項目 3-3. キャリア支援	
基準項目 3-4. 学生サービス	
基準項目 3-5. 学修環境の整備	
<u>基準 4. 教育課程</u>	59
基準項目 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定	
基準項目 4-2. 教育課程及び教授方法	
基準項目 4-3. 学修成果の把握・評価	
<u>教員 5. 教員・職員</u>	78
基準項目 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性	
基準項目 5-2. 教員の配置	
基準項目 5-3. 教員・職員の研修・職能開発	
基準項目 5-4. 研究支援	
<u>基準 6. 経営・管理と財務</u>	97
基準項目 6-1. 経営の規律と誠実性	
基準項目 6-2. 理事会の機能	
基準項目 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能	
基準項目 6-4. 財務基盤と収支	
基準項目 6-5. 会計	

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	121
<u>基準 A. 地域連携</u>	121
基準項目 A-1. 地域連携に関する方針及び体制の整備	
基準項目 A-2. 大学の有する知的資源の社会への還元	
V. 特記事項	132

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 尚綱学園の建学の精神

尚綱大学（以下「本学」という。）を設置する学校法人尚綱学園（以下「学園」という。）は、明治 21(1888)年、当時の濟々覺<sup>せいせいこうこうちやう</sup>長であった佐々友房をはじめ木村弦雄・津田静一・内藤儀十郎・合志林蔵らの有志により設立された濟々覺附属女学校を源とする。佐々らは学校創立にあたり、「濟々覺附属女学校創立ノ主旨」（以下「主旨」という。）を起草し、初代校長の内藤儀十郎が 5 月 1 日の開校式において読み上げた。

#### 「濟々覺附属女学校創立ノ主旨」

女子モ亦国家ヲ組織スルニ重要ナル一分子タルヲ知ラバ、女子教育ノ必要ヲ悟ルニ足ラン。彼ノ妙齡ナル女子ガ遂ニ良妻タリ賢母タルヲ知ラバ、以テ女子教育ノ必要ナルヲ悟ルニ足ラン。其良妻トシテ家政ヲ經紀シ、男子ヲ輔翼シ、其賢母トシテ子女ヲ教育シ、且ツ博愛慈善ノ泉源タルヲ知ラバ、亦以テ女子教育ノ必要ナルヲ悟ルニ足ラン。今ヤ我輩此ニ見ル所アリ。爰ニ本校ヲ創立シ大ニ女子教育ノ事ヲ拡張セント欲ス。

方今、教育大ニ進歩シ女子教育モ亦盛ナラズトセズ。然ルニ我輩女子教育ノ弊ヲ見ルニ、或ハ封建ノ余習ヲ墨守シテ徒ラニ旧轍ニ拘泥シ、女大学・烏丸等ヲ以テ其主義トシ、明治昭代ノ女子ヲシテ文明ノ婦人タラシムル能ハザルモノアリ。或ハ智識ヲ偏尚シテ徳義ヲ軽忽シ、虚飾ニ流レテ実行ヲ失シ、其弊タルヤ、女子ノ淑徳ヲ損ジ、我邦ノ美風ヲ失スルモノアリ。此二者共ニ偏スル所アルヲ免レズ。是レ豈ニ中正ノ道ナランヤ。若シ夫レ文質彬彬、智徳並進シ婉淑従順ノ徳ニ加フルニ、凜然タル貞操節義ヲ以テスルモノハ、是レ誠ニ我輩ガ望ム所ナリ。

世運進歩スレバ、女子教育ノ課程モ亦之ニ伴ハザル可ラズ。是ニ於テ我輩ハ本校課程ニ体操科・英語科及ビ洋服裁縫等ヲ編入シタリ。現時教員ノ数既二十名余ノ多キニ達シ、生徒ノ数ハ之レト比例シテ僅々タルモ、入校希望者日ニ増加スルノ勢ナレハ、日ナラズシテ必ズ盛況ヲ見ルニ至ラン。特ニ教授ヲ担任スルモノハ、平生教育ニ熱心シ、一身抛チテ本校ニ従事スルモノナレバ同感ノ賛成スルヲ得、入校ノ生徒ヲ募リ、猶ホ他日ヲ期シテ課程ヲ増補シ、教授法ヲ改良シ、益々隆盛ノ域ニ臻ランコトヲ希望スト云フ。

（注）上掲は『熊本県私立尚綱高等女学校一覧』を基本に佐々友房編『濟々覺歴史』等を参照し本文を整えた「確定版」に基づき、「掲載版」として、漢字の旧字体を新字体に替え（標題を除く）、片仮名に濁点を、読みにくい文字には振り仮名を付し、句読点を加えたものである。

「主旨」は三段から成り、第一段には女子教育の必要性、第二段には女子教育の理念、第三段には教育課程の編成方針と入学者増強への望みが記されている。学園はこの「主旨」を建学の精神が記されたものとして扱っている。ただし、明治時代に書かれた文章であることから、これに現代語訳と注を添え、要約、集約を行って理解の便宜を図っている。さ

らに、この「主旨」の文章の中から建学の精神を表す箇所について、次のように要約し説明を加えて表示している。

#### ＜建学の精神＞

「智と徳を兼ね備え社会に貢献し得る女性の育成」

本学園は、明治 21(1888)年に創設された済々黌附属女学校をその源としており、同校創設に際して創立者の佐々友房らが遺した「済々黌附属女学校創立ノ主旨」の中には、女子教育の必要性、女子教育の理念などについて縷々述べてあり、その中から建学の精神を表す箇所について要約したものである。

### 2. 尚綱学園の教育理念

明治 24(1891)年 10 月に、済々黌が熊本県内の他の諸学校と合同して九州学院を設立するに当たり、済々黌附属女学校は本黌を離れて独立することとなった。これを機に校名を尚綱女学校と改め、明治 29(1896)年 4 月に私立尚綱高等女学校と改称した。「尚綱」とは、儒教の古典『中庸』のなかの「衣錦尚綱（錦を衣 [き] て綱 [けい] を尚 [くわ] う）」を典拠とし、君子の道のあり方を説く句である。

明治 45(1912)年に財団法人尚綱財団を設立し、戦後の学制改革により昭和 22(1947)年 4 月に尚綱中学校が、昭和 23(1948)年 4 月に尚綱高等学校が発足した。昭和 26(1951)年 3 月には財団法人尚綱財団を学校法人尚綱学園に組織変更し、学園が昭和 27(1952)年 4 月に設立した短期大学は熊本女子短期大学と称した。昭和 50(1975)年 4 月に尚綱大学が設立され、その際に熊本女子短期大学は尚綱短期大学と改称され、さらに平成 18(2006)年 4 月に尚綱大学短期大学部と改称された。このように学園の設置する学校は、基本的に「尚綱」を長く用いてきており、この言葉に学園の教育理念が凝縮されているものとして扱ってきた。この歴史を踏まえて、学園では学園全体の教育理念を次のように整理している。

#### ＜教育理念＞

「尚綱 表面を飾らず内面の充実に努める」

本学園は、校名である「尚綱」の二字に凝縮された言葉をもって教育の理想の姿とし、本学園の教育理念としている。「尚綱」とは、中国の古典『中庸』の一節「衣錦尚綱」（錦を衣て綱を尚ふ）、すなわち、錦を着た場合はその上から薄物をかけ、きらびやかな模様を表に出さないようにするという君子の道のあり方を説いた句に由来する。この句には、表面を飾らず内面の充実に努めるという、人としての心構え、あり方が含意されている。

### 3. 尚綱学園の使命

また、学園の使命は、学校法人尚綱学園寄附行為第 3 条に次のように定めている。

#### ＜学園の使命＞

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人類社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

以上の学園の建学の精神、教育理念及び学園の使命は、平成 28(2016)年度に策定した「全学グランドデザイン」において組織全体の存在意義すなわちミッションと位置付けられ、平成 29(2017)年 4 月に「尚綱学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI 2013－2022～」に組込まれた。令和 5(2023)年 4 月からは「第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月」を策定し、新たな 10 年間での本学の目指すべき姿（ビジョン）に基づく重点施策を制定した。第二期中長期計画については、中長期行動計画に基づく新たな課題や継続すべき課題、そして急激に変化する時代における今後の目指すべき人材像と教育の在り方を定め、八つのマスタープランとマスタープラン達成のためのアクションプランを策定し、事業計画に基づき実施している。

#### 4. 尚綱大学の理念、使命・目的

学園は、本学のほか、尚綱大学短期大学部、尚綱大学附属こども園、尚綱高等学校、尚綱中学校の五つの学校・園を設置する女子総合学園である。学園は、前述の建学の精神、教育理念、学園の使命のもと 136 年の長きにわたって一貫した女子教育を行っている。

本学も、全学グランドデザインの体系の中で学園のミッションを受けて、併設の尚綱大学短期大学部とともに次のような理念を掲げている。

##### <尚綱大学・尚綱大学短期大学部の理念>

智と徳を兼ね備え自律的に学修を続ける女性を育成し、基礎的・応用的研究を推進して成果を発信し、地域社会に貢献する。

この理念のもと、本学は使命・目的を学則第 1 条に次のように定めている。

##### <尚綱大学の使命・目的>

(使命・目的)

第 1 条 尚綱大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術研究を教授し、広く社会と文化の発展に寄与するとともに、建学の精神及び教育理念に則り、先進的知識と高度な技能とを修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成することを目的とする。

以上のとおり、本学は学園の建学の精神と教育理念及び学園の使命に則り、社会に貢献し得る女性の育成を使命・目的に掲げている。

#### 5. 尚綱大学の個性・特色及び今後の計画等

本学は県内唯一の女子大学である。昭和 50(1975)年の設置以来、明治の半ばより続く女子教育の伝統を受継ぎ一貫して女子高等教育を担ってきた。熊本県内はじめ九州各県の女子の大学進学希望者が増加したことを受け、熊本女子短期大学の実績の上に、熊本市清水町楡木（当時）の清水校地（現・熊本県菊池郡菊陽町の武蔵ヶ丘キャンパス）に文学部 1 学部の単科大学として発足した。その後、平成 18(2006)年 4 月には、文学部を文化言語学部文化言語学科に、平成 30(2018)年 4 月に文化言語学部文化言語学科を現代文化学部文化コミュニケーション学科に改組し、令和 3(2021)年 2 月、九品寺キャンパスに移転した。

また、平成 18(2006)年 4 月には、熊本市中央区九品寺の九品寺キャンパスに生活科学部栄養科学科（入学定員 70 人、3 年次編入学定員 10 人、収容定員 300 人）を設置した。さらに、令和 5(2023)年 4 月には、武蔵ヶ丘キャンパスにこども教育学部こども教育学科（入学定員 70 人、3 年次編入学定員 5 人、収容定員 290 人）を設置し、3 学部体制とした。

現代文化学部は、四つの専門領域（情報メディア文化、観光文化、日本・東アジア社会文化、文芸文化）から二つの専門領域を選択し、文化を多面的に学ぶこととしており、司書や一般企業及び自治体での企画・広報・営業等の職種の他、需要が高まっている日本語教師の養成を目指している。

生活科学部は、管理栄養士養成施設として、卒業生は病院、学校等の施設の管理栄養士又は栄養士として、あるいは栄養教諭及び食品・栄養分野のスペシャリストとして活躍し、地域社会の要請に応えている。

こども教育学部は、短期大学部幼児教育学科において培ってきた幼児教育・保育の経験と実績を基に、幼稚園教諭一種免許状・特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）・保育士資格の取得が可能な学部として新設した。

また、本学は小規模の大学であって、少人数教育を実施し得る条件が整っており、学生と教職員の関係も密で、きめ細かな学修相談、学生生活相談、進路相談を行っている。同時に、学修支援センター、就職・進路支援センターを設置して、全学的な学生支援の体制も整備している。

併設の尚綱大学短期大学部とともに尚綱地域連携推進センター、尚綱食育研究センター、尚綱子育て研究センター及び尚綱ボランティア支援センターを設置して研究を推進するとともに、地域社会と連携し課題を共有しつつ地域の問題解決に取り組んでいる。また、グローバル化推進センターは、全学的なグローバル教育や国際交流を企画立案し実行することにより、本学のグローバル化の推進に取り組んでいる。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

明治21(1888)年 5月	熊本市昇町に済々黌附属女学校として開校（創立者佐々友房ら、初代校長内藤儀十郎）
明治24(1891)年10月	済々黌から独立して、尚綱女学校に改称
明治29(1896)年 4月	尚綱女学校を私立尚綱高等女学校に改称
明治45(1912)年 5月	財団法人尚綱財団設立
大正 9(1920)年11月	生徒数の増加、施設面における充実のため、旧飽託郡大江村九品寺（現在の九品寺キャンパス）に移転
昭和22(1947)年 4月	学制改革によって尚綱中学校発足
昭和23(1948)年 4月	新制の尚綱高等学校発足
昭和26(1951)年 3月	財団法人尚綱財団から学校法人尚綱学園に組織変更
昭和27(1952)年 4月	熊本女子短期大学開学（家政科）
昭和40(1965)年 2月	尚綱学園第二校地（現在の武蔵ヶ丘キャンパス）を購入
昭和42(1967)年 4月	熊本女子短期大学家政科を家政科家政専攻と家政科食物栄養専攻に分離
昭和43(1968)年 4月	第二校地に熊本女子短期大学幼児教育科を開設
昭和44(1969)年 4月	熊本女子短期大学附属幼稚園を開園
昭和50(1975)年 1月	尚綱大学設置認可
昭和50(1975)年 4月	尚綱大学開学（文学部国文学科入学定員50人、文学部英文学科入学定員50人） 熊本女子短期大学を尚綱短期大学に、同短期大学附属幼稚園を尚綱短期大学附属幼稚園に改称
昭和61(1986)年10月	セントメアリー大学（ネブラスカ州オハマ市）と友好校協定締結 （同大学への留学は平成19(2007)年6月が最後、令和6（2024）年友好協定終了）
昭和63(1988)年 5月	尚綱学園創立100周年記念式典を挙げる
平成 5(1993)年 4月	尚綱大学文学部国文学科に「国語・国文学コース」「書道コース」を、同英文学科に「英語・英文学コース」「コミュニケーションコース」を設置
平成 6(1994)年 4月	文学部英文学科コミュニケーションコースにおいてセントメアリー大学（ネブラスカ州オハマ市）への留学制度を開始
平成10(1998)年 4月	ウッドベリー大学（カリフォルニア州バーバンク市）と友好校協定締結（同大学への留学は平成12(2000)年8月が最後）
平成12(2000)年 6月	尚綱短期大学子育て研究センターを開設
平成13(2001)年 4月	尚綱大学文学部英文学科の「英語・英文学コース」を「英米文化コース」に変更
平成18(2006)年 4月	尚綱大学に生活科学部栄養科学科（入学定員70人）を開設

尚綱大学

	<p>尚綱大学文学部（国文学科・英文学科）を文化言語学部（文化言語学科）に改組するとともに、「日本コース」「書道コース」「米英コース」「英語コミュニケーションコース」の4コースを設置</p> <p>尚綱短期大学を尚綱大学短期大学部に名称変更並びに家政科家政専攻を総合生活学科、家政科食物栄養専攻を食物栄養学科、幼児教育科を幼児教育学科に改称</p>
平成19(2007)年 7月	文化言語学部文化言語学科の「英語コミュニケーションコース」の留学制度における派遣先をセントメアリー大学（ネブラスカ州オハマ市）からモンタナ大学（モンタナ州ミズーラ市）へ変更（同大学への留学は平成22(2010)年12月が最後）
平成20(2008)年 4月	文化言語学部文化言語学科の「日本コース」を「日本文化・日本文学コース」に、「米英コース」を「米英文化コース」に変更
平成22(2010)年 3月	生活科学部栄養科学科の第一期生が卒業
平成22(2010)年 4月	文化言語学部文化言語学科の入学定員を100人から75人に変更するとともに、「日本文学・言語コース」「書道コース」「アメリカ・東アジア文化言語コース」「地域文化・社会コース」の4コースに改編・新設
平成23(2011)年 9月	文化言語学部と台湾・慈済大学人文社会学院東方語文学系との間で学部間交流協定締結
平成23(2011)年12月	尚綱大学図書館本館（九品寺キャンパス）完成
平成24(2012)年12月	尚綱アリーナ完成
平成25(2013)年 3月	尚綱大学短期大学部子育て研究センターを尚綱子育て研究センターに改組
平成25(2013)年 5月	<p>「尚綱学園の長期ビジョン（将来像）及び中長期行動計画」を策定</p> <p>尚綱学園創立125周年記念式典を挙げる</p>
平成26(2014)年 4月	文化言語学部文化言語学科の「日本文学・言語コース」を「日本文学・日本語コース」にコース名を変更するとともに、「アメリカ・東アジア文化言語コース」「地域文化・社会コース」を「現代コミュニケーションコース」に再編統合 尚綱食育研究センターを開設
平成26(2014)年 6月	尚綱大学と台湾・慈済大学との大学間交流協定締結 韓国・仁徳大学校と大学間交流協定締結
平成26(2014)年 7月	尚綱ボランティア支援センターを開設
平成27(2015)年 4月	尚綱地域連携推進センターを開設
平成28(2016)年 4月	尚綱大学短期大学部附属幼稚園を幼保連携型認定こども園尚綱大学短期大学部附属こども園に移行

尚綱大学

平成29(2017)年 4月	文化言語学部文化言語学科の「日本文学・日本語コース」と「書道コース」を「日本語日本文学コース」に統合
平成30(2018)年 4月	文化言語学部文化言語学科の募集を停止し、現代文化学部文化コミュニケーション学科（入学定員75人）に改組
平成30(2018)年 5月	尚綱学園創立130周年記念シンポジウム開催
平成31(2019)年 2月	台湾・高雄大学と大学間交流協定締結
平成31(2019)年 3月	中国・上海杉達学院大学、マレーシア・Southern University Collegeと大学間交流協定締結
令和2(2020)年 2月	尚綱大学・尚綱大学短期大学部グローバル化推進センターを開設
令和2(2020)年 7月	韓国・済州大学校と大学間協定締結
令和3(2021)年 1月	九品寺キャンパス大学7号館完成
令和5(2023)年 4月	尚綱大学にこども教育学部こども教育学科（入学定員70人）を開設 幼保連携型認定こども園尚綱大学短期大学部附属こども園を幼保連携型認定こども園尚綱大学附属こども園に名称変更
令和6(2024)年 11月	尚綱大学にこども教育学部が韓国・釜山大学校師範大学と交流協定締結

2. 本学の現況

・大学名

尚綱大学

・所在地

キャンパス	所在地
九品寺キャンパス	熊本県熊本市中央区九品寺2丁目6番78号
武蔵ヶ丘キャンパス	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目8番1号

・学部構成

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	75	若干名	300
生活科学部	栄養科学科	70	10	300
こども教育学部	こども教育学科	70	5	290

注) 令和8(2026)年度以降、現代文化学部の入学定員を75名から65名に削減

・学生数、教員数、職員数 令和7(2025)年5月1日現在

【学生数】

学部	学科	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	34	43	56	37	170
生活科学部	栄養科学科	74	65	60	70	269
こども教育学部	こども教育学科	37	40	26	0	103
合計		145	148	142	107	542

注) こども教育学部は令和5(2023)年4月1日新設

【教員数】

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	計	助手	合計
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	6	7	1	3	17	0	17
生活科学部	栄養科学科	7	4	3	2	16	4	20
こども教育学部	こども教育学科	4	7	4	0	15	0	15
合計		17	18	8	5	48	4	52

注) こども教育学部は令和5(2023)年4月1日新設

【職員数】

正職員	嘱託	パート	計
34	0	4	38

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的

##### 基準項目 1-1 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

基準項目	1-1	使命・目的及び教育研究上の目的の反映
担当	尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会	
責任者	山縣評議会議長	
担当者	山縣評議会議長	

#### 1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 学内外への周知	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。
② 中期的な計画への反映	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。
③ 三つのポリシーへの反映	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。
④ 教育研究組織の構成との整合性	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。
⑤ 変化への対応	<input type="checkbox"/> 社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。

#### 2. 基準項目 1-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

#### ※指定するエビデンス資料☑

- 大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL
- 使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則

#### ※関連する参照法令

- ・学校教育法【第 83 条、第 83 条の 2、第 85 条】
- ・大学設置基準【第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 40 条の 4、第 42 条、第 58 条】
- ・私立学校法【第 99 条、第 148 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-1-① 学内外への周知

##### 【事実の説明】

本学は「全学グランドデザイン」の制定に伴い、学園の建学の精神、教育理念、使命について再確認を行い、学園及び本学のホームページにそれらを掲載するとともに、理事・評議員、全教職員、各設置校の学生・生徒等に配布される尚綱学園紹介誌「尚綱 GUIDE BOOK」（令和 6(2024)年発行）にも掲載している。【資料 1-1-a】【資料 1-1-b】

##### 【資料 1-1-c】

また、学生便覧に学園の建学の精神、教育理念、本学の理念、本学の使命・目的、学部の教育目的を掲載し、入学時のオリエンテーションで学部長が入学生に説明している。また、全学共通の初年次教育科目「基礎セミナー（必修）」で、学長による自校教育として「尚綱学園・尚綱大学・尚綱大学短期大学部—建学の精神・教育理念・歴史・現在—」（テキストは CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2024 を使用）に関する授業を実施しており、全学生が本学の理念、使命・目的及び学部の教育目的を学ぶ機会を提供している。令和 6 年度の受講学生の理解度は 98.1%であった。また、令和 6 年度は、夏季キャリアガイダンスにおいて、学長が、1 年次、2 年次学生対象に「学長から学ぶ『尚綱大学の学生への想い』『尚綱らしさ』とは」と題する講話を行い、建学の精神・教育理念、大学の理念、使命・目的についても説明、さらなる周知を図った。【資料 1-1-d】【資料 1-1-e】【資料 1-1-f】

さらに、地元のマスコミ等の取材に理事長や学長が積極的に応じることで、学園の建学の精神、教育理念、本学の使命・目的等が幅広い雑誌・新聞等に掲載されている。

##### 【資料 1-1-g】【資料 1-1-h】【資料 1-1-i】

##### 【自己評価】

学園の建学の精神、教育理念、使命、本学の理念、使命・目的及び学部の教育目的について、様々な媒体や機会を設けて学内外に周知を図っていることから、本学の使命・目的及び学部の教育目的の学内外への周知は適切に行われているものと判断している。

#### 1-1-② 中期的な計画への反映

##### 【事実の説明】

本学は「全学グランドデザイン」に従い、組織全体の存在意義すなわちミッションのもとに、本学の理念を定め、学則第 1 条を本学の使命・目的、学則第 4 条を学部の教育目的として位置付けている。また、それらを達成するため平成 25(2013)年に策定した「長期ビジョンと中長期行動計画」には、本学の使命・目的及び学科の教育目的を計画に反映させ、さらに本学をめぐる課題や社会情勢の変化に対応するよう計 4 回の改定を行った。この長期ビジョンのもとに、戦略として位置付けられる中長期行動計画には、(1)教育と学修の充実、(2)学生の確保、(3)学修環境の整備、(4)学生支援の充実、(5)研究力の強化、(6)社会連携の拡充、(7)国際交流の体制整備と拡充、(8)IR 機能強化と自己点検・評価への適切な対応—の八つのカテゴリーを制定し、単年度事業計画にも反映させてきた。この 10 年間(2013 年度～2022 年度)の学園の現状と課題、学

園を取巻く環境変化と今後の方向性を踏まえ、令和 5(2023)年度からの 10 年間 (2023 年度～2032 年度) の学園と本学の目指すべき姿 (ビジョン) を掲げ、その達成のために中長期的に取り組む重点施策を取りまとめた第二期中長期計画を策定した。第二期中長期計画には、第一期中長期計画同様、本学の使命・目的及び学部を目的を計画に反映させ、前述の 8 項目を踏襲しながら内部質保証の取組を加えた新たな 8 項目のマスタープランを掲げ、さらにマスタープラン達成のためのアクションプランをそれぞれ設定している。【資料 1-1-j】

**【自己評価】**

本学の使命・目的及び各学部の教育目的は、中長期行動計画に適切に反映されているものと判断している。

**1-1-③ 三つのポリシーへの反映**

**【事実の説明】**

各学部の三つのポリシーは、その冒頭に「建学の精神のもと、教育研究の目的に則り」(ディプロマ・ポリシー)、「学則に掲げる目的 (教育目的) に基づき」(カリキュラム・ポリシー)、「建学の精神・教育理念及び大学の理念を理解し尊重する学生を求めます (アドミッション・ポリシー)」と定めており、本学の使命・目的、各学部の教育目的を反映している。各学部の三つのポリシーの制定に当たっては、学科会議、教授会を経た上で、評議会では、「全学グランドデザイン」の階層図及び建学の精神、教育理念、学園の使命、本学の理念、本学の使命・目的、学部の教育目的、本学の教育・研究目標に続けて、各学部の三つのポリシーを体系的に表示した資料を用いて、全学グランドデザインの体系と三つのポリシーとの一貫性、整合性を確認し、三つのポリシーを決定した。なお、入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) は、「平成 33 (令和 3) 年大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について」で示された入試区分、入試科目や評価項目の変更等に従い、必要に応じて改正している。【資料 1-1-k】【資料 1-1-d】

**【自己評価】**

各学部の三つのポリシーは本学の使命・目的及び学部の教育目的との一貫性と整合性を考慮して制定されており、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに適切に反映させていると判断している。

**1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性**

**【事実の説明】**

本学は現代文化学部文化コミュニケーション学科、生活科学部栄養科学科及びこども教育学部こども教育学科の教育組織のほかに、教育と研究の深化・発展と地域社会との連携拡充を図るために、併設の尚綱大学短期大学部とともに尚綱地域連携推進センター、尚綱子育て研究センター、尚綱食育研究センター、尚綱ボランティア支援センター、グローバル化推進センターを設置している。加えて、学生の基礎学力の向上を目的とする学修支援センター、就職と進路選択の支援を目的とする就職・進路支援センターを設置して、学生支援を推進している。【資料 1-1-m】【資料 1-1-n】【資料 1-1-o】【資料 1-1-p】【資料 1-1-q】【資料 1-1-r】【資料 1-1-s】【資料 1-1-t】

また、本学の使命・目的及び学部の教育目的に基づき、先進的知識と高度な技能を有する幼児教育を担う人材育成を目的とした4年制のこども教育学部こども教育学科を令和5(2023)年4月1日に新設した。本学部は近年の保育の現場で求められる「特別な支援を必要とするこどもの教育」を身に付けた人材を養成できるという特色があり、併設の尚綱大学短期大学部幼児教育学科との二本柱で、幼児教育・保育の質的・量的ニーズに応えていく。【資料 1-1-u】

**【自己評価】**

本学の使命・目的及び学部の教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織はもちろん、地域社会との連携及び学生支援を目的とする各センター組織も整備されているものと判断している。

**1-1-⑤ 変化への対応**

**【事実の説明】**

学園は、創立125周年に当たる平成25(2013)年に、学園の将来像を自ら描いて明らかにし、目標達成に向けた今後の重点施策を定め、学園全体の進むべき方向や行動指針を示すものとして「尚綱学園の長期ビジョン(将来像)と中長期行動計画～SEI 2013-2022～」(以下「長期ビジョンと中長期行動計画」という。)を策定した。その中で、建学の精神、教育理念、学園の使命の重要性を再確認し、学園の現状分析及び学園を取り巻く環境変化を踏まえ、長期ビジョンと5年後、10年後の到達目標を設定した。その後、中長期行動計画を常に見直ししながら、文部科学省の幼児・初等・中等教育における学習指導要領の全面改訂、「第3期教育振興基本計画」の策定、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の答申及びDX(デジタルトランスフォーメーション)推進などの新たな課題への対応に加え、計画の進捗状況等を勘案し、第一期中長期計画の中に計4回の改定を行った。また、令和4(2022)年度には、第一期中長期行動計画の総括を踏まえつつ、到達目標の改定をする一方、DX推進等の積み残された課題や学部の魅力づくりに加え、新たに発生した改革等の課題を盛り込み、今後10年間の第二期中長期計画を策定した。【資料 1-1-v】【資料 1-1-w】

**【自己評価】**

本学の使命・目的及び各学部の教育目的については、常にこれらを確認し、見直しを行っており、社会情勢の変化への対応が全学的・組織的に行われているものと判断している。

**<資料一覧>**

大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL

【資料 1-1-1】尚綱大学・尚綱大学短期大学部ホームページ

「大学案内」<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline>

使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則

【資料 1-1-2】現代文化学部・生活科学部・こども教育学部教授会規程

【資料 1-1-3】尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会規程

【資料 1-1-4】学校法人尚綱学園寄附行為

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

- 【資料 1-1-a】 全学グランドデザイン
- 【資料 1-1-b】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部ホームページ  
「大学案内」 <https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline>
- 【資料 1-1-c】 尚綱 GUIDE BOOK
- 【資料 1-1-d】 令和 6 年度尚綱大学学生便覧
- 【資料 1-1-e】 CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2024
- 【資料 1-1-f】 令和 6 年度夏季キャリアガイダンス資料
- 【資料 1-1-g】 くまもと経済 2024 年 10 月号
- 【資料 1-1-h】 T1Park Magazine 2025 年 3 月号
- 【資料 1-1-j】 熊本日日新聞 熊日プレジデント倶楽部 2024 年 1 月 1 日
- 【資料 1-1-k】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月
- 【資料 1-1-l】 全学グランドデザイン
- 【資料 1-1-m】 学校法人尚綱学園事務組織図
- 【資料 1-1-n】 尚綱地域連携推進センター規程
- 【資料 1-1-o】 尚綱子育て研究センター規程
- 【資料 1-1-p】 尚綱食育研究センター規程
- 【資料 1-1-q】 尚綱ボランティア支援センター規程
- 【資料 1-1-r】 グローバル化推進センター規程
- 【資料 1-1-s】 学修支援センター規程
- 【資料 1-1-t】 就職・進路支援センター規程
- 【資料 1-1-u】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月
- 【資料 1-1-v】 尚綱学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI2013－2022  
～
- 【資料 1-1-w】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

**[基準1の自己評価]**

<p><b>(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み</b></p>
<p>使命・目的及び教育研究上の目的の反映については、学園の建学の精神、教育理念、使命、本学の理念、使命・目的及び学部の教育目的について、様々な媒体や機会を設けて学内外に周知を図っていることから、本学の使命・目的及び学部の教育目的の学内外への周知は適切に行われているものと判断している。使命・目的及び各学部の教育目的は、中長期行動計画に適切に反映されているものと判断している。各学部の三つのポリシーは本学の使命・目的及び学部の教育目的との一貫性と整合性を考慮して制定されており、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに適切に反映させていると判断している。使命・目的及び学部の教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織はもちろん、地域社会との連携及び学生支援を目的とする各センター組織も整備されているものと判断している。使命・目的及び各学部の教育目的については、常にこれらを確認し、見直しを行っており、社会情勢の変化への対応が全学的・組織的に行われているものと判断している。</p>
<p><b>(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など</b></p>
<p>本学の使命・目的及び教育目的を実現するために策定した中長期計画や、その計画に基づく目標達成指標（KGI）を達成するための評価指標（KPI）について、より一層の共通理解を浸透させる必要がある。</p>
<p><b>(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定</b></p>
<p>18歳人口の減少、女子大学・短期大学離れなど本学を取巻く環境の変化に適宜対応しながら継続的に使命・目的、教育目的の見直しと学内外への発信を行っていく。また、急激な社会情勢の変化を背景として、令和5(2023)年からの10年後を見据えた第二期中長期計画を策定することでビジョン達成のための重要施策を取りまとめている。その上で、学修者本位の教育のために、「大学設置基準の改正」、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の答申及び「第4期教育振興基本計画」の答申等を踏まえ、継続して第二期中長期計画の見直しを行っていく。また、令和15(2033)年3月の目標達成指標(KGI)を達成するための基準となる評価指標(KPI)の設定により、各年度での達成度の状況を把握しながら、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルの推進を目指す。</p> <p>使命・目的及び教育目的を中長期的な計画や三つのポリシーに明確に反映させているが、継続して使命・目的及び教育目的との整合性を確認していく。また、第二期中長期計画の学内周知については、広報誌の配付及びホームページへの掲載等により、全教職員へ周知を行っていること、さらに大学教員評価票の本人コメント欄では、第二期中長期計画に基づいて作成された令和6(2024)年度事業計画への各教員の貢献について記載を促している。しかし、一部には記載がないものや、計画の理解度・貢献度にばらつきが見られる。そのため、計画の共通理解を深め、浸透をさらに推進する必要がある。今後、単年度の事業計画の策定・総括における周知方法をより検討し、第二期中長期計画および事業計画の浸透を図る。</p>

**基準 2. 内部質保証**

**基準項目 2-1 内部質保証の組織体制**

<b>基準項目</b>	2-1	内部質保証の組織体制
<b>担当</b>	内部質保証委員会	
<b>責任者</b>	山縣委員長	
<b>担当者</b>	山縣委員長、礪塚大学企画室長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	<input type="checkbox"/> 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。 <input type="checkbox"/> 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

**2. 基準項目 2-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- 内部質保証に関する全学的な方針
- 内部質保証のための組織図
- 内部質保証に責任を持つ会議体の規則

**※関連する参照法令**

- ・私立学校法【第 36 条、第 148 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### 【事実の説明】

1)内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

「尚綱大学学則」第74条及び「尚綱大学短期大学部学則」第77条において、尚綱大学及び併設の尚綱大学短期大学部（以下「本学」という。）の内部質保証を規定している。本学では、学部・学科の三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた本学全体の質保証を双方にわたって自主的・自律的に実施し、適切な水準にあることを自らの責任で証明する内部質保証の取組みを恒常的に推進するため、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部における内部質保証に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めている。基本方針では、学長を内部質保証に関する責任者と位置づけるとともに、適切な点検・評価及び検証の実施、内部質保証の向上への取組み並びに情報の公表等について明示している。【資料 2-1-a】【資料 2-1-b】【資料 2-1-c】

2)内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

基本方針に基づき、令和5(2023)年4月に「尚綱大学・尚綱大学短期大学部 内部質保証に関する規程」（以下「内部質保証規程」という。）を施行した。内部質保証規程において本学の内部質保証システムを明文化し、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、自己点検・評価委員会大学/短期大学部実施部会（以下「実施部会」という。）、大学企画委員会及び外部評価委員会を置くこととしている。加えて、本学全体の自己点検・評価の適切性及び有効性を点検・評価し、各々の自己点検・評価がより質の高い内部質保証に資するものとなるための改善方策の策定及び実施を目的とした「内部質保証委員会規程」を定め、恒常的な組織体制を整備している。【資料 2-1-d】【資料 2-1-e】【資料 2-1-f】【資料 2-1-g】【資料 2-1-h】【資料 2-1-i】【資料 2-1-j】

3)内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

本学における自己点検・評価は、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価基準を基本としつつ、本学固有の評価の視点や「第二期中長期計画 2023年4月～2033年3月（以下「第二期中長期計画」という。）」で定める到達目標(KPI)及び評価指標(KGI)に基づき、本学の教育研究及び大学運営全般について、毎年度自主的・自律的に実施している。自己点検・評価に当たっては、評価基準項目に責任者、第二期中長期計画の重点施策に執行責任者を設けることで、エビデンスに基づく評価項目の分析、改善・向上または継続実施の検討、翌年度の事業計画への反映等に係る責任体制を明確に構築している。各責任者の自己点検・評価結果を自己点検評価書及び事業実績等に明確に反映させることで、次年度以降への改革・改善に活用するとともに、恒常的な内部質保証の意識の浸透も図っている。【資料 2-1-k】【資料 2-1-l】

##### 【自己評価】

内部質保証に関する全学的な基本方針及び規程に基づき、自己点検・評価を行う体制整備と内部質保証システムが恒常的に構築されている。また、内部質保証に係る自己点検・評価における責任体制も適切に確立されている。

<資料一覧>

内部質保証に関する全学的な方針

【資料 2-1-1】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部における内部質保証に関する基本方針

【資料 2-1-2】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部内部質保証に関する規程

内部質保証のための組織図

【資料 2-1-3】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部内部質保証システム体系図

内部質保証に責任を持つ会議体の規則

【資料 2-1-4】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部内部質保証委員会規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 2-1-a】 尚綱大学学則

【資料 2-1-b】 尚綱大学短期大学部学則

【資料 2-1-c】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部における内部質保証に関する基本方針

【資料 2-1-d】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部内部質保証に関する規程

【資料 2-1-e】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部内部質保証委員会規程

【資料 2-1-f】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部自己点検・評価委員会規程

【資料 2-1-g】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部自己点検・評価委員会大学実施部会規程

【資料 2-1-h】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部大学企画委員会規程

【資料 2-1-i】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部外部評価委員会規程

【資料 2-1-j】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部内部質保証システム体系図

【資料 2-1-k】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

【資料 2-1-l】 自己点検評価書担当者一覧

**基準項目 2-2 内部質保証のための自己点検・評価**

<b>基準項目</b>	2-2	内部質保証のための自己点検・評価
<b>担当</b>	内部質保証委員会	
<b>責任者</b>	山縣委員長	
<b>担当者</b>	山縣委員長、礪塚大学企画室長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	<input type="checkbox"/> 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。 <input type="checkbox"/> エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。 <input type="checkbox"/> 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。
② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析	<input type="checkbox"/> 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。

**2. 基準項目 2-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- 自己点検・評価に関する規則
- 直近の自己点検・評価の報告書
- 自己点検・評価を担当する会議体の議事録
- 自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書
- IRなどを検討する会議体の規則

**※関連する参照法令**

- ・学校教育法【第 109 条】
- ・学校教育法施行規則【第 166 条】
- ・大学設置基準【第 1 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

##### 【事実の説明】

1)内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

各基準項目の責任者及び重点施策の執行責任者による自己点検・評価を毎年度実施している。これらの自己点検・評価結果を自己点検評価書及び事業計画に基づく事業実績として作成し、学長が委員長を務める内部質保証委員会において、自己点検・評価の適切性及び有効性を点検・評価することで、本学全体の内部質保証の向上に向けて取り組んでいる。【資料 2-2-a】【資料 2-2-b】【資料 2-2-c】

2)エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。

前述に示すとおり、各基準項目の責任者においては、日本高等教育評価機構が示す「評価の視点に関わる自己判定の留意点」を参考にエビデンスを集約し、年度末の自己点検評価書による点検・評価を行っている。一方、重点施策の執行責任者においては、本学が定める到達目標(KGI)及び評価指標(KPI)に該当するエビデンスを集約し、中間期（9月）及び期末（3月）に事業計画の進捗状況及び事業実績として自己点検・評価を行っている。なお、責任者及び執行責任者による自己点検・評価については、改善・向上方策や今後の対応等も含めて取り組んでおり、点検・評価結果を次年度の事業計画や重点施策の見直し等に活用している。【資料 2-2-b】【資料 2-2-c】【資料 2-2-e】【資料 2-2-f】

3)自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。

令和元(2019)年度に外部評価委員会を設置して以降、毎年本学の自己点検・評価の結果について、外部有識者からの評価や本学の教育・研究等の質の向上と改善に資する提言を得ている。なお、自己点検・評価結果及び外部評価報告書は本学のホームページで公表しており、学内での情報共有と社会への公表を適切に行っている。【資料 2-2-f】【資料 2-2-g】

##### 【自己評価】

令和 5(2023)年度からの新たな体制による内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価が定期的かつ適切に実施されており、従前からの外部評価による外部有識者の評価も併せて実施されている。また、それらの結果については、学内の教職員で共有するとともに学外に向けても公表されていると判断している。

#### 2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

##### 【事実の説明】

本学では、IR(Institutional Research)及び各部署の IR 業務の支援・指導に関する諸業務を大学企画室が担っている。同部署では、入試状況、就職状況、各種アンケート結果に基づく学修状況等に関するデータについて、経年及び定点分析を行っており、自己点検・評価を実施する上での分析データを自己点検・評価の実施責任者及び学部長・学科長等の関係教職員に提供している。これらの分析結果は学修成果を可視化したデータとして教育内容・方法及び学修指導の検証・改善に活用するとともに、翌年度の事業計画策定の参考データとしても活用している。加えて、分析データをまとめ

た「SHOKEI DATA BOOK」を作成し、学内の教職員向けに IR データの分析結果として共有する一方、学外配布用としても高校訪問等に活用している。さらに、分析ツールとして、学内各種アンケートを一元化し情報共有できる大学 IR 支援サイトを構築している。【資料 2-2-h】【資料 2-2-i】【資料 2-2-j】【資料 2-2-k】

**【自己評価】**

IR 機能を十分に活用して学修成果等を集積・可視化することで現状把握に不可欠な各種データの分析を適切に行っている。さらに、データの共有化や分析ツールの開発により IR 機能の体制整備を継続的に進めている。その結果、集積・分析されたデータを本学全体で俯瞰的に可視化することで、効率的な問題点の抽出や課題の設定に繋げるなど有効な活用が図られていると判断している。

**<資料一覧>**

□ 自己点検・評価に関する規則

【資料 2-2-1】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部自己点検・評価委員会規程

【資料 2-2-2】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部自己点検・評価委員会大学実施部会規程

【資料 2-2-3】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部大学企画委員会規程

【資料 2-2-4】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部外部評価委員会規程

□ 直近の自己点検・評価の報告書

【資料 2-2-5】 令和 6 年度大学機関別認証評価評価報告書

□ 自己点検・評価を担当する会議体の議事録

【資料 2-2-6】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部自己点検・評価委員会議事録

□ 自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書

【資料 2-2-7】 令和 6 年度自己点検・評価の結果および改善・向上に向けた取組について

□ IR などを検討する会議体の規則

【資料 2-2-8】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部大学企画委員会規程

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 2-2-a】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部内部質保証システム体系図

【資料 2-2-b】 自己点検評価書担当者一覧

【資料 2-2-c】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

【資料 2-2-d】 令和 6 年度事業の実績

【資料 2-2-e】 第二期中長期計画目標管理表

【資料 2-2-f】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部ホームページ「大学評価」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/daigakuhyoka>

【資料 2-2-g】 令和 7 年度外部評価報告書

【資料 2-2-h】 尚綱学園事務組織規程

【資料 2-2-i】 SHOKEI DATA BOOK（外部配布用）

【資料 2-2-j】 SHOKEI DATA BOOK（学内用）

【資料 2-2-k】 大学 IR 支援サイトトップページ

**基準項目 2-3 内部質保証の機能性**

<b>基準項目</b>	2-3	内部質保証の機能性
<b>担当</b>	自己点検・評価委員会、大学企画委員会、学生支援委員会、SD・FD委員会、FD推進部会	
<b>責任者</b>	山縣委員長	
<b>担当者</b>	山縣委員長、今村委員長、坂田部会長、礪塚大学企画室長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用	<input type="checkbox"/> アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。 <input type="checkbox"/> 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。
② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用	<input type="checkbox"/> 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。
③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性	<input type="checkbox"/> 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。 <input type="checkbox"/> 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。 <input type="checkbox"/> 自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

**2. 基準項目 2-3 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- 学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など
- 学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則
- 学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など
- 学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則
- 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録
- 自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録
- 自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など

**※関連する参照法令**

- ・学校教育法施行規則【第 165 条の 2】
- ・大学設置基準【第 1 条】
- ・私立学校法【第 36 条、第 99 条、第 148 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

##### 【事実の説明】

1)アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。

毎年度、授業改善アンケート、学生生活に関する実態調査などを実施し、学生の学修支援や生活環境に関する具体的な意見を収集・分析している。これらの結果は学内で共有され、必要な改善施策に反映させている。

また、学生との意見交換会を開催し、学生の要望や提案を直接聞き取る仕組みを整えている。特に、学部・学科単位での小規模な対話を通じて、現場に即した改善に努めている。

学生の相談窓口として、カウンセラー室やキャリア支援センターを設置し、学生からの要望を日常的に受け付けている。

学生から収集した意見や要望に基づいて実施した改善策については、学生に適切にフィードバックを行い、透明性を確保している。

全学的な学生の意見・要望をくみ上げるシステムとしては未確立であるが、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムの整備を進めている状況である。

2)学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。

（学生支援に関する学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用）

学修支援に関する学生からの意見や要望の把握・分析は、以下に示す全学的な取り組みを行い、それらの結果を学修支援の体制改善に活用している。

意見箱を九品寺キャンパス及び武蔵ヶ丘キャンパスそれぞれの学生食堂と学生ホールの2か所に設置している。この意見箱を設置することで、学修支援も含めた学生の要望や意見などを自由に投書できる環境を整えている。意見箱に寄せられた投書については、月に1回学生支援課が回収し、学生支援課及び投函された意見・要望に関連する各担当部署や学部へ依頼し、回答案を作成している。その後、回答の内容等をキャンパス部会で検討し、学生支援委員会に報告した後、意見箱の設置場所に回答を掲示して学生に周知している。【資料 2-3-a】

授業科目に関しては、授業改善アンケートを学期ごとに中間期と期末の計4回実施している。中間期においては、自由記述式のアンケートにより①学修意欲を向上させた点②改善を希望する点を学期途中の学生の意見としてくみ上げ、授業担当教員は期末までの授業改善に努めている。期末においては、大学企画室が取りまとめたアンケート結果を各授業担当教員にフィードバックし、これを踏まえて教員が「分析と評価」「今後の取り組み」を記述し、授業改善アンケートの結果と併せて学内 Web で公表、周知している。【資料 2-3-b】【資料 2-3-c】

また、教育改善委員に任命された学生代表者複数名と教員との間での意見交換会を各学部単位で実施している。各学部は意見交換会報告書を作成して大学企画室に提出するとともに、学科会議で全教員に周知し、各学部での教育に反映させる等の学修支援体制の改善に努めている。【資料 2-3-e】【資料 2-3-f】

卒業生を対象とした卒業時アンケートを毎年3月に実施している。本アンケートの結果を大学企画室で分析し、大学企画委員会で報告するとともに、結果を各担当部署や学部等と共有することで、各学部を中心にアンケートの結果明らかとなった諸問題の改善策を検討している。これらの結果や取組みについては、各学部での教育や次年度の事業計画等に活用することで学修支援や学修環境整備にも役立てている。【資料 2-3-g】【資料 2-3-h】

(心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用)

全学的な傾向を把握するために、基準項目 2-6-①と同様の意見箱及び卒業時アンケートに加え、夏休み前に実施している学生生活に関する実態調査で把握・分析し、必要に応じて改善に取り組んでいる。なお、学生生活に関する実態調査については、調査結果から明らかになった諸問題等を両キャンパスのキャンパス部会及び学生支援委員会で検討し、改善に努めている。【資料 2-3-a】【資料 2-3-f】【資料 2-3-g】【資料 2-3-h】【資料 2-3-i】

また、夏休み前のオリエンテーション時に記名式の疲労蓄積度調査を実施している。その結果をカウンセラー（臨床心理士）が分析し、分析結果を学生個人にフィードバックしている。その中で、特に疲労度の数値が高く、具体的な対応が必要だとカウンセラーが判断した場合は、学生支援課から当該学生にカウンセラーへの相談を促している。さらに、緊急の対応が必要だと判断した学生については、養護教諭を通じて学生支援課、各学部長・学科長に通知し、情報の共有と具体的な対応を協議するようにしている。当該学生が望めば、保護者等または各学部の担任教員と情報を共有している。また、学生支援課職員及び各学部の教員が適宜学生との個人面談を行い、心身の問題が発見された場合には、その情報を養護教諭に相談し、養護教諭から学生へ専門家（カウンセラー、ソーシャルワーカー）との面談を勧めている。相談内容によっては、専門家が外部の専門機関での治療を助言するなど、外部機関と連携を取りながら、適切な対応が取れる体制を整えている。なお、各キャンパス部会長、学生支援課職員、養護教諭及びカウンセラーで意見交換を行っており、学生に対する具体的な支援を検討している。【資料 2-3-j】【資料 2-3-k】

経済的な問題を抱える学生に対しても、学生支援課職員及び各学部の担任教員が学生との個人相談を通じて状況を把握している。面談を通じて、奨学金制度の助言や学生支援課での奨学金の申請に関する相談対応等、経済的な問題を抱える学生の把握と支援を行っている。

(学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用)

学修環境に関する学生の意見などについては、意見箱、学生との意見交換会、学生生活に関する実態調査及び卒業時アンケートを学生から寄せられた諸問題の解決に向けて活用している。また、学生支援委員会を通じて学生の要望を集約することで、全学的に改善すべき点の把握に努めている。これらの学生からの要望に対しては、費用対効果を検証した上で、優先順位を付けて整備計画に反映させることとしている。最近の具体例としては、学生寮（如蘭学寮）及びドーマー寮に関して、学生の意見を基

に、シャワー施設・部屋の補修や食事メニューの改善などを行っている。【資料 2-3-a】  
【資料 2-3-d】【資料 2-3-e】【資料 2-3-f】【資料 2-3-g】【資料 2-3-h】【資料 2-3-i】【資料 2-3-w】

**【自己評価】**

授業改善アンケートや卒業時アンケート、意見箱、意見交換会、学生生活に関する実態調査、疲労蓄積度調査、個人面談などを通じて、学修支援や学生生活、学修環境に関する学生の意見や要望をくみ上げるシステムが適切に整備されており、これらの意見や要望は関係部署や教職員と共有されたうえで、学生支援委員会や各学部、学生支援課が中心となり、施設・設備の整備計画への反映や心身の健康相談、経済的支援を含む適切な改善策が実施されていると判断している。

学生の意見・要望をくみ上げるシステムは、全学的には未確立であるが、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムの整備を進めている状況である。

**2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用**

**【事実の説明】**

学外関係者の意見・要望を把握・分析するため、本学では毎年度、外部評価委員会を開催し、外部有識者による評価を受けている。これにより、教育・研究等の質の向上と改善に資する取組みを推進している。また、評価結果は外部評価報告書としてまとめ、本学の自己点検・評価結果と併せて、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会、評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告し、運営の改善・向上と内部質保証の向上に取り組んでいる。

学外関係者に対するフィードバックを踏まえたシステムは未確立であるが、全学的な体制整備を進めている状況である。【資料 2-3-x】【資料 2-3-y】【資料 2-3-z】

**【自己評価】**

外部評価委員会を通じて、学外関係者の意見や要望を把握・分析し、それらを教育研究の質向上や運営改善に反映する仕組みが整備され、実践されている。学外関係者に対するフィードバックを踏まえたシステムは未確立であるが、全学的な体制整備を進めている状況である。

**2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性**

**【事実の説明】**

1) 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しているか。

三つのポリシーを起点とした内部質保証に関しては、「尚綱大学のアセスメント・ポリシー」に基づき、具体的な学修成果の評価項目や方法をアセスメント・チェックリストにて明示し、四階層のレベルに応じた自己点検・評価を行っている。各学部のアセスメント・チェックリストに基づく点検・評価内容は、全学の組織である教務連絡協議会で検証し、実施部会、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会での審議を経て、教育の質保証に関する点検・評価と三つのポリシーの妥当性を検証している。内部質保証委員会の点検・評価結果は、大学・短期大学部評議会に報告した後、学長

が評価結果及び次年度への取組み・改善方策を決定している。そして、学長がこの取組み・改善方策を内部質保証委員会、自己点検・評価委員会及び実施部会を通じて各学部及び委員会等へ指示することで、教育の改善・向上に資するPDCAサイクルを構築している。【資料 2-3-l】【資料 2-3-m】【資料 2-3-n】【資料 2-3-o】【資料 2-3-p】【資料 2-3-q】【資料 2-3-r】【資料 2-3-s】

2)自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。

自己点検・評価結果等については、前述のとおり、学長の責任のもとで、改善方策及び事業計画の実行を指示し、必要に応じて第二期中長期計画または三つのポリシーの改正を検討している。また、これらの自己点検・評価結果については、尚綱学園常勤理事会へ報告し、必要に応じて本学の内部質保証に対する助言が提言される体制としている。

さらに、外部評価委員会を毎年度開催して外部有識者からの評価を受けることで、本学の教育・研究等の質の向上と改善に資する取組みを行っている。また、その評価結果は外部評価報告書として、本学の自己点検・評価結果と併せて、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会、評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告し、本学の運営の改善・向上と内部質保証の向上に取り組んでいる。【資料 2-3-t】【資料 2-3-u】  
【資料 2-3-v】

一方で、令和 3(2021)年度に完成年度を迎えた現代文化学部と令和 5(2023)年 4 月 1 日に開設したこども教育学部に関しては、各年度の設置計画履行状況報告書をそれぞれの教授会において審議し、評議会、常勤理事会の協議を経て、尚綱学園理事会、評議員会へ報告し、本学ホームページに掲載し社会に公表している。

3)自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

自己点検・評価、認証評価などの結果は、本学ホームページなどに積極的に公表しているが、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう体制整備を進めている状況である。

#### 【自己評価】

三つのポリシーを起点とした内部質保証のための学部及び本学全体のPDCAサイクルを構築し、自己点検・評価によって抽出された課題の改善方策を第二期中長期計画に基づいて設定される単年度毎の事業計画に反映させる体制を確立している。これにより、本学の運営の改善・向上のための内部質保証システムが機能していると判断している。また、自己点検・評価、認証評価などの結果は、本学ホームページなどに積極的に公表しているが、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう体制整備を進めている状況である。

#### <資料一覧>

学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など

- 【資料 2-3-1】 学生及び学外関係者における意見・要望に対する改善システム図（案）  
 学生の見解・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則
- 【資料 2-3-2】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部自己点検・評価委員会規程
- 【資料 2-3-3】 学生及び学外関係者における意見・要望に関する内規（案）  
 学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など
- 【資料 2-3-4】 学生及び学外関係者における意見・要望に対する改善システム図（案）  
 学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則
- 【資料 2-3-5】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部自己点検・評価委員会規程
- 【資料 2-3-6】 学生及び学外関係者における意見・要望に関する内規（案）  
 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録
- 【資料 2-3-7】 内部質保証委員会議事録  
 自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録
- 【資料 2-3-8】 内部質保証委員会議事録  
 自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など
- 【資料 2-3-9】  
 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料
- 【資料 2-3-a】 令和 6 年度意見箱への投書に対する回答
- 【資料 2-3-b】 令和 6 年度授業改善アンケート実施要領
- 【資料 2-3-c】 令和 6 年度授業改善アンケート結果
- 【資料 2-3-d】 令和 6 年度学生との意見交換会実施要領
- 【資料 2-3-e】 令和 6 年度学生との意見交換会報告書
- 【資料 2-3-f】 令和 6 年度卒業時アンケート実施要領
- 【資料 2-3-g】 令和 6 年度卒業時アンケート結果
- 【資料 2-3-h】 令和 6 年度学生生活に関する実態調査集計結果
- 【資料 2-3-i】 令和 6 年度学生生活に関する実態調査集計結果に対するコメント
- 【資料 2-3-j】 令和 6 年度疲労蓄積度調査実施要領
- 【資料 2-3-k】 令和 6 年度疲労蓄積度調査結果
- 【資料 2-3-l】 尚綱大学のアセスメント・ポリシー
- 【資料 2-3-m】 アセスメント・チェックリスト
- 【資料 2-3-n】 教務連絡協議会議事要録
- 【資料 2-3-o】 自己点検・評価委員会大学実施部会議事要録
- 【資料 2-3-p】 自己点検・評価委員会議事要録
- 【資料 2-3-q】 内部質保証委員会議事要録
- 【資料 2-3-r】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部内部質保証システム体系図
- 【資料 2-3-s】 大学・短期大学部評議会議事要録

【資料 2-3-t】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

【資料 2-3-u】 令和 7 年度外部評価報告書

【資料 2-3-v】 令和 7 年度事業計画

【資料 2-3-w】 施設・設備計画

【資料 2-3-x】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

【資料 2-3-y】 令和 7 年度外部評価報告書

【資料 2-3-z】 令和 7 年度事業計画

**〔基準 2 の自己評価〕**

<p><b>(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み</b></p>
<p>内部質保証の組織体制については、内部質保証の基本方針と規程に基づき、自己点検・評価の体制を整備し、恒常的な内部質保証システムを構築している。また、自己点検・評価の責任体制も適切に確立されている。</p> <p>自己点検・評価の実施については、令和 5 年度から新体制のもと、定期的かつ適切な自己点検・評価を実施し、外部有識者による評価も行われている。IR 機能を活用し、学修成果の可視化やデータ分析を進め、全学的な課題抽出や改善に役立てている。</p> <p>内部質保証の機能性については、学生の意見や要望を収集する仕組みを整備し、学修支援や学生生活の改善に活用している。外部評価委員会を通じて学外関係者の意見を分析し、教育・運営の向上に反映する体制の整備を進めている。また、PDCA サイクルと公表については、三つのポリシーに基づき、学部および全学の PDCA サイクルを構築し、課題の改善策を事業計画に反映する体制を確立している。自己点検・評価の結果は公表しているが、学内外の理解促進に向けた取り組みを進めている。</p>
<p><b>(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など</b></p>
<p>学生および学外関係者の意見・要望をくみ上げるシステムは、全学的な組織体制としては未確立のため、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを整備する必要がある。また、自己点検・評価、認証評価などの結果は、本学ホームページなどに積極的に公表しているが、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう検討する必要がある。</p> <p>意見箱の取扱いについては、公平な対応のため規定化することを検討する。</p>
<p><b>(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定</b></p>
<p>内部質保証体制については、学則、基本方針及び内部質保証規程に基づき、内部質保証システムの機能強化を図っている。今後も引き続き、自主的・自律的な内部質保証に取り組む。</p> <p>本学の内部質保証システム体系図に基づく自主的・自律的な自己点検・評価を継続して実施する。また、更なる効果的な内部質保証を実施するために IR 機能を強化し、大学 IR 支援サイトの構築と運用に取り組む。</p> <p>学生および学外関係者の意見・要望をくみ上げる取組みとして、意見箱、授業改善アンケート、学生との意見交換会、疲労蓄積度調査、学生生活に関する実態調査及び卒業時アンケートなど、それぞれ関係する委員会等で主要な手段として認識が深まっており、これらを通じて問題点の抽出から改善に至る PDCA サイクルは機能しているものの、全学的な組織体制としては未確立のため、教育研究および大学運営の改善・向上につながるシステムの体制を整備する。意見箱の取扱いについては、公平な対応のため規定化を進める。</p> <p>内部質保証委員会を中心とした内部質保証の仕組みは令和 5(2023)年度から機能しているが、恒常的に機能するよう、工夫をこらさなければならない。教育の質保証や大学全体の質保証のための評価指標を現時点では適切に定めているが、変化する社会情勢や教育方針等に対応して評価指標の見直しを適宜行うとともに、自己点検・評価</p>

が形骸化しないよう、組織内で目的意義の再確認等を随時行う。

一方で、第二期中長期計画及び単年度の事業計画ならびにこども教育学部の設置計画履行状況報告書の計画を遂行・達成するよう、計画・目標の共有を常に図る仕組みとして、大学 IR 支援サイトを活用した共有化を整備する。

**基準 3. 学生**

**基準項目 3-1 学生の受入れ**

<b>基準項目</b>	3-1	学生の受入れ
<b>担当</b>	入試委員会、入試課	
<b>責任者</b>	山縣委員長	
<b>担当者</b>	山縣委員長、西山入試課長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① アドミッション・ポリシーの策定と周知	<input type="checkbox"/> アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。
② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証	<input type="checkbox"/> アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。
③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持	<input type="checkbox"/> 入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

**2. 基準項目 3-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- アドミッション・ポリシーを示す部分の URL
- アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則
- 入試方法の検討と検証を行う会議体の規則

**※関連する参照法令**

- ・学校教育法【第 90 条、第 108 条、第 122 条、第 132 条】
- ・学校教育施行規則【第 150 条、第 151 条、第 152 条、第 153 条、第 154 条、第 161 条、第 162 条、第 165 条の 2、第 172 条の 2、第 178 条、第 186 条】
- ・大学設置基準【第 2 条の 2、第 18 条、第 42 条の 2】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

##### 【事実の説明】

尚綱大学（以下「本学」という。）では、平成 21(2009)年に各学部のアドミッション・ポリシーを策定して以来、必要に応じて改正を行ってきたところである。アドミッション・ポリシーの策定及び改正は、入試委員会の下部組織である入試委員会大学実施部会で協議・検討し、入試委員会及び大学・短期大学部評議会（以下「評議会」という。）の審議を経て行うこととしており、最近では、令和 6(2024)年度入学者選抜の実施に当たり、令和 5(2023)年度に改正を行っている。

アドミッション・ポリシーにおいては、各学部の目的、特色、専門分野の特性、入試区分の特色に応じて、入学志願者に求める能力・意欲・適性等と評価・判定方法を明記し、学生便覧、募集要項及び大学ホームページなどに掲載して、広く周知している。また、オープンキャンパス、高校の進路担当教員や高校生等を対象とした入試説明会のほか、入試アドバイザー及び教職員による高校訪問等でも説明し、直接周知を行っている。【資料 3-1-a】 【資料 3-1-b】 【資料 3-1-c】 【資料 3-1-d】 【資料 3-1-e】 【資料 3-1-f】

##### 【自己評価】

本学では、各学部の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、必要に応じて改正している。また、学生便覧、募集要項、大学ホームページ等の各媒体や広報活動を通じて、これを広く周知している。このため、本学は、教育目的に基づくアドミッション・ポリシーの策定と周知を適切に行っていると判断している。

#### 3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### 【事実の説明】

本学では、入学者選抜について、いずれの入試区分においても、アドミッション・ポリシーに基づいて学部・学科の求める学生像に合致した入学者を選抜するために「尚綱大学・尚綱大学短期大学部入学者選抜規程」を定め、公正かつ妥当な方法により実施している。アドミッション・ポリシーに基づいて適切な入学者選抜を実施するため、募集要項には、入試区分ごとの選考方法などの情報を記載している。また、入学者選抜は、入試区分ごとに実施要領を策定し、入試実施責任者、採点の集計者、点数入力者等を明確に定めた上で、各実施要領に基づいて行っている。入学者選抜後、合格者を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとで判定するため、学科判定会議、教授会及び入試委員会の審議を経て、学長が合格者の決定を行っている。その後、所定の入学手続を済ませた合格者については、教授会において審議を行い、学長が入学者を決定している。【資料 3-1-g】

なお、現代文化学部においては、入学定員の見直しを行い、令和 8（2025）年度以降、75 名から 65 名に削減することとした。

【表 3-1-1】 学部毎の選抜区分一覧

入試区分		選考方法	現代 文化 学部	生活 科学 部	こども 教育学 部
総合型選抜	第1回、2回、3回 ／自己推薦型	体験授業（レポート、理解度テスト含む）、面接	○	－	○
		口頭試問(面接含む)	－	○	－
学校推薦型選抜		小論文、面接	○	－	○
		口頭試問(面接含む)	－	○	－
一般選抜	第1回、2回、	筆記試験	○	○	○
		面接	－	－	○
	第3回	総合問題(小論文含む)	○	○	－
大学入学共通 テスト利用型 選抜	第1回、2回、3回	共通テスト判定結果 の利用	○	○	○
社会人選抜	第1回、2回、3回	小論文、面接	○	－	○
		小論文・口頭試問 (面接含む)	－	○	－
外国人留学生選抜		日本語の作文、面接	○	○	○
外国にルーツを持つ生徒対象選抜		面接	○	○	－
編入学選抜		小論文、面接	○	－	－
		筆記試験、面接	－	○	－

総合型選抜は、志願者の能力・適性や、学修に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する選抜方法である。体験授業、面接又は口頭試問、自己申告書又は大学入学志望理由書及び調査書において学力の3要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力及び主体的かつ多様な人々と協働して学ぶ態度等）を総合的に判断している。学校推薦型選抜では、本学を専願または併願とし、成績・人物ともに優秀と認められて学校長から推薦されることを出願の要件としている。これら2つの入試区分の合格者に対し

では、入学前スクーリングの中で課題を与え、入学までの期間のモチベーションの維持や基礎学力の向上及び入学後に必要な知識の修得に努めている。また、一般選抜において、全学部で英語資格みなし得点制度を導入しており、資格・検定試験等の成績も積極的に活用している。加えて、現代文化学部及び生活科学部において多様な背景を持つ入学者を選抜するために令和 6(2024)年度入試から「外国にルーツを持つ生徒対象選抜」を導入するなど、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生の受入れを行っている。【資料 3-1-b】

一般選抜などの入試問題を作成するに当たっては、外部委託は行わず、出題教科ごとに問題作成責任者、問題作成委員を学長が任命し、実施する全ての科目で本学の教員が作問を担当している。「入学試験問題事前チェックシート」により複数人が確認し、早期発見による出題ミス防止に努め、入試問題作成の質的向上を図っている。

**【資料 3-1-h】**

このように様々な入試区分があるが、各入試区分で面接や口頭試問、本人が記載する資料等の適切な評価を行うことで、学部への志望理由や適性の把握に努めている。アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施するに当たり、次年度の募集要項を策定する際は、入試委員会大学実施部会にてアドミッション・ポリシー、選考方法、出願書類等の見直しを行い、入試委員会にて審議している。【資料 3-1-d】【資料 3-1-e】

各学部における入学者選抜方式の検証については、各入試区分で受け入れた学生について 1 年次、または卒業時の成績(GPA)、資格の取得状況（生活科学部の管理栄養士国家試験合格率）、退学率等の関係を調べているが、ほとんどの場合、有意な差は認められていないため、それぞれ選抜方式として適切であると言える。公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定していくため、引き続き調査と検証を行う。【資料 3-1-i】【資料 3-1-j】【資料 3-1-k】

**【自己評価】**

本学では、各学部のアドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜を公正かつ妥当な方法で実施し、適正な体制で運用している。また、入学者受入れ方法についての検証を適切に行っている。

**3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

**【事実の説明】**

本学の全学部において、入学定員確保のための学生募集は最重要課題として捉えている。各学部の特色やカリキュラム、取得可能な免許資格等を記載した大学案内『SHOKEI CAMPUS GUIDE 2025』を作成し、オープンキャンパス、入試アドバイザー及び教職員による高校訪問、進学ガイダンス（入試説明会）等で活用した。さらに、出前講義、高校生（小中高生も含む）を対象としたイベント活動、大学ホームページや SNS を利用した入試広報などの取組みを教職協働で行った。さらに、令和 7(2025)年度以降の入学者を対象とする「二世帯・三世帯入学奨学金」を新設し、同窓会との連携により、本学卒業生に DM を送付するなど入試広報の範囲を拡大した。しかしながら、令和 7(2025)年度入学者選抜においては、全学部で入学定員未充足の状況にあ

る。【資料 3-1-f】 【資料 3-1-l】 【資料 3-1-m】 【資料 3-1-n】 【資料 3-1-o】 【資料 3-1-p】 【資料 3-1-q】 【資料 3-1-r】

現代文化学部においては、平成 30(2018)年度に文化言語学部を改組し、高度情報化とグローバル化が進行する現代日本社会の多様な課題の解決に対応できる女性の育成を目的に学部を開設した。改組後 1 年目及び 2 年目は、入学者が 40 人及び 38 人と低迷したが、出前講義の増加と学部の教育内容が浸透するにつれ、令和 2(2020)年度、3(2021)年度は少しずつ入学者が増加した。しかし、依然として入学定員割れが続いていることから、入学者数を増やすために、カリキュラム及び取得可能な資格を見直し、学部の魅力向上を図ってきた。令和 2(2020)年度は「Web デザイン演習 I・II」「プレゼンテーション演習」の開講、令和 3(2021)年度は「ツーリズム論 I・II」「観光文化統合研究」「ツーリズム論演習 I」「ツーリズム論演習 II」の開講、令和 5(2023)年度は「ウェブデザイン実務士」の新たな取得資格を導入した。また、令和 2(2020)年度から熊本県との連携協定に基づく「くまモン学」の推進に加え、令和 6(2024)年度から OMO5 熊本 by 星野リゾートとの連携協定に基づき、熊本の観光振興と地域活性化を学ぶ授業内容の充実を図っている。さらに、本学独自のイベントとして、情報メディア分野での「キャラとストーリー」、観光文化・情報メディア分野での「くまモン学イベント」「くまモン学フォーラム」「くまモン学研究会」等を開催し、授業を履修している学生がプレゼンテーションを行うことで、高校生や一般の人に本学の学びの特色や魅力を伝えるとともに、本取組みによる学生のモチベーションやプレゼン能力の向上に繋がっている。【資料 3-1-s】 【資料 3-1-t】 【資料 3-1-u】

生活科学部においては、令和 3(2021)年度以降、定員未充足の状況が続いているが、多様な社会で活躍する職員・栄養分野のスペシャリストを育成するために、令和 5(2023)年度入学生から 3 つの領域（臨床栄養領域・フードデザイン領域・栄養教育領域）のスキルアッププログラムを開始した。また、近年、地方公共団体や厚生労働省への就職実績も大きな魅力の一つであり、各種イベント等で積極的に発信を行っている。【資料 3-1-v】

こども教育学部においては、学部設置認可及び教職課程設置認可後の令和 5(2023)年 1 月以降に入学者選抜を実施した（大学入学共通テスト利用型選抜（募集定員 15 人）は実施せず）結果、第 1 期生となる入学者は 20 人であった。令和 6(2024)年度入試からは通年（他学部同様の入試日程）での学生募集が可能となったため、教職員による高校訪問、進学ガイダンス・入試説明会、出前講義、ホームページや SNS を利用しての入試活動を実施した結果、入学者は 40 人に増加した。また、これらの募集活動に加えて、熊本県公立学校教員採用選考考査（特別支援学校・学級等専願）の受考が可能である点を積極的に情報発信して、学部の認知度の向上と教育内容等への理解が高めるよう取組みを進めた。さらに、令和 7(2025)年度から第 3 年次編入学選抜を実施し、収容定員充足率の向上に努めている。【資料 3-1-w】

#### 【自己評価】

本学の全学部において、入学定員及び収容定員を満たしていないが、各学部ともその背景や理由を分析し、教育内容の充実、学修成果の向上、学部の魅力向上のための

新たな資格取得の導入、広報戦略・入学者選抜体制の改善など、入学定員充足率及び収容定員充足率向上のための取組みを着実に進めていると判断している。

**<資料一覧>**

アドミッション・ポリシーを示す部分の URL

【資料 3-1-1】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部ホームページ

「アドミッション・ポリシー」

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/policy>

アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則

【資料 3-1-2】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部入試委員会規程

入試方法の検討と検証を行う会議体の規則

【資料 3-1-3】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部入試委員会規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 3-1-a】 令和 6 年度尚綱大学学生便覧

【資料 3-1-b】 募集要項 2025

【資料 3-1-c】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部ホームページ

「アドミッション・ポリシー」

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/policy>

【資料 3-1-d】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部入試委員会規程

【資料 3-1-e】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部入試委員会大学実施部会規程

【資料 3-1-f】 令和 6(2024)年度入試アドバイザー・教職員高校訪問実績

【資料 3-1-g】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部入学者選抜規程

【資料 3-1-h】 入学試験問題事前チェックシート

【資料 3-1-i】 現代文科学部入試区分別検証データ

【資料 3-1-j】 生活科学部入試区分別検証データ

【資料 3-1-k】 こども教育学部入試区分別検証データ

【資料 3-1-l】 SHOKEI CAMPUS GUIDE 2025

【資料 3-1-m】 令和 6(2024)年度オープンキャンパス実績

【資料 3-1-n】 令和 6(2024)年度進学ガイダンス（入試説明会）実績

【資料 3-1-o】 令和 6(2024)年度出前講義一覧

【資料 3-1-p】 令和 6(2024)年度大学ホームページ利用

【資料 3-1-q】 令和 6(2024)年度高校生（小中高生も含む）対象イベント活動実績

【資料 3-1-r】 学部別入学者数・在籍学生数の推移

【資料 3-1-s】 平成 30(2018)年度現代文科学部改組関連資料

【資料 3-1-t】 熊本県との連携協定締結書

【資料 3-1-u】 OMO5 熊本 by 星野リゾートとの連携協定締結書

【資料 3-1-v】 令和 6(2024)年度入学生対象スキルアッププログラムに関する資料

【資料 3-1-w】 令和 6 年度熊本県公立学校教員採用選考考査実施要項

**基準項目 3-2 学修支援**

<b>基準項目</b>	3-2	学修支援
<b>担当</b>	教務連絡協議会、学生支援委員会、各学部教務委員会	
<b>責任者</b>	菊池議長	
<b>担当者</b>	菊池議長、今村委員長、釜賀委員長、狩生委員長、大江委員長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備	<input type="checkbox"/> 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実	<input type="checkbox"/> 学修支援のために、TA や SA(Student assistant)などを適切に活用しているか。 <input type="checkbox"/> オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。 <input type="checkbox"/> 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。 <input type="checkbox"/> 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

**2. 基準項目 3-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- 学修支援に関する方針・計画
- 学修支援に関する会議体の規則
- TA、SA などに関する規則
- オフィスアワーを学生に周知したことを示す文書
- 障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況
- 障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況
- 退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則

**※関連する参照法令**

- ・大学設置基準【第7条、第25条】

## 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

## 【事実の説明】

本学では、教務連絡協議会及びその下部組織である教養教育部会で全学的な学修支援の方針を定めている。これらの組織は教員と職員とで構成されており、教職協働による学修支援を推し進めている。これを受けて本学では、各学部の教務委員会、学科会議及び教授会が中心となって、学修支援のための方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。【資料 3-2-a】【資料 3-2-b】【資料 3-2-c】【資料 3-2-d】

教務連絡協議会及び教養教育部会で決定された方針・計画を受けて、各学部は学部の学修支援の方針・計画の策定、実施、検証及び継続・改善からなる学修支援の PDCA サイクルを構築し、教務課等の関連部署と協働して学修支援を適切に実施している。学修支援の重要度が特に高い入学時や各学期の開始時には学年別オリエンテーションを実施し、三つのポリシーの周知や授業科目の履修指導等の学修支援を行っている。また、全学共通の必修科目「基礎セミナー」では、入学後の学修が円滑に軌道に乗るよう、各学部での学修に必要な不可欠な基礎知識の教授に努めている。これらの取組みは教務連絡協議会で情報共有するとともに、次年度への計画に活用している。【資料 3-2-e】【資料 3-2-f】【資料 3-2-g】【資料 3-2-h】【資料 3-2-i】

一方、学生の基礎学力の向上を目的として設置した学修支援センターは、学生への個別の学修指導（補習）や学修等に関わる学生相談への対応を中心とした業務を担っている。学修支援センターは、センター長（学長補佐（教育担当））を中心に、教員（非常勤講師を含む）と教務課職員による教職協働体制で運営し、同センターで実施する補習等のスケジュールをホームページ等で学生に周知している。また、令和 2(2020)年 2 月に設置されたグローバル化推進センターは、全学的なグローバル教育の推進及び協定校との交流活動の推進等に関する役割を担っており、外国語学修の教職協働での支援体制の強化に寄与している。【資料 3-2-j】【資料 3-2-k】【資料 3-2-l】【資料 3-2-m】

現代文化学部では、前期・後期の開始時に学部の教務委員による履修相談を実施している。生活科学部では、1 年次教養教育科目に基礎数学、化学入門など、リメディアル教育科目を導入し、履修相談を行っている。履修相談は、当学部の教務委員やクラス担任が中心となって実施している。こども教育学部では「アドバイザー制度」を設けて学修支援体制を整えている。各学期開始時にアドバイザーが行う面談によって、履修状況の確認や学修成果の振り返り等を実施している。アドバイザーは指導内容を学部独自の「面談シート」に記録し、電子フォルダにおいて学部全教員での共有を図ることで、学部全体で対応する体制を整えている。また、アドバイザー制度の活用状況等は「学修支援に関するアンケート調査」によって把握に努めている。【資料 3-2-n】

【資料 3-2-o】【資料 3-2-p】【資料 3-2-q】【資料 3-2-r】

## 【自己評価】

各学部の教育目的を達成するために必要な全学的もしくは学部毎の学修支援に関する方針・計画・実施体制は教職協働で整備されており、それらの学修支援体制を適正に運用することで学生への学修支援は適切に実施されていると判断している。

## 3-2-② TA の活用をはじめとする学修支援の充実

## 【事実の説明】

1) 学修支援のために、TA や SA などを適切に活用しているか。

現代文化学部では、TA や SA 等の制度は設けていないが、情報処理教室の助手（実習助手）が令和 6(2024)年 4 月末までは学修支援をサポートしていた。しかし、令和 6(2024)年 5 月に実習助手が退職して以降は、助手による学修支援がなされていない。今後、TA や SA 等の制度の導入について検討する予定である。生活科学部も TA や SA 等の制度は設けていないが、管理栄養士資格者を含む 7 人の助手（教員助手）を学修支援の充実のために有効に活用している。こども教育学部も TA や SA 制度を設けていないが、今後は在籍学年が満たされるに伴い、これらの制度の導入について検討する予定である。【資料 3-2-s】

2) オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

全学部・学科の専任教員は全員週 2 回以上のオフィスアワーを設定してシラバスに明示するとともに、「基礎セミナー」、学期開始時のオリエンテーションや初回授業で学生への周知を図っている。実際には、オフィスアワー以外にも教員は学生からの質問や相談に随時対応しており、非常勤講師及び兼任教員も、授業間の休憩時間の活用あるいは電子メール等で学生の質問や相談に応じている。【資料 3-2-e】【資料 3-2-f】

【資料 3-2-g】【資料 3-2-t】

3) 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。

本学では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を学生便覧に記載して全学的に周知している。障がいのある学生への配慮に関する具体策として、「障がい等により特別な配慮を希望する方へ」を入学予定者に郵送することにより障がいのある学生の事前把握に努めている。加えて、障がい等により入学後の修学等に関して何らかの配慮措置を必要とする入学予定者には、窓口である学生支援課での相談を勧めるとともに、情報を教職員間で共有している。また、学生から合理的配慮を求める「講義時における支援申請書」が提出された場合は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」に則って、授業担当教員だけでなく、学科会議や学生支援委員会等に対応を検討し、各学部において個別対応を行っている。なお、学生面談等による現況を踏まえて、個別の支援が必要だと判断した場合においては、可能な限り合理的配慮を行うよう取り組んでいる。【資料 3-2-u】【資料 3-2-v】【資料 3-2-w】

4) 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

中途退学への対応については、「第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月」（以下「第二期中長期計画」という。）に中途退学率の評価指標(KPI)を 1%未満と設定している。特に中途退学の理由として心身の不調と経済的な理由が多く、学生の問題を早急に把握し、関係者との連携による適切な対応と経済的な支援制度の周知法の工夫を重点施策として定めている。また、年度毎に重点施策に係る具体策を策定し、年度末の中途退学率等の結果から次年度以降の対策の継続・改善に繋げている。なお、これらの取組みは中途退学のみならず、休学や留年等に対する施策も包含しており、各学部においても個別に取り組んでいる。【資料 3-2-c】【資料 3-2-x】

現代文化学部では、学年縦断型のクラス担任制を導入している。1～2年生は学年を分割してクラスを作成し、全専任教員をそれらのクラスの担任に割り当てている。3～4年生は学生と接する機会が多いゼミや卒論担当者に担任を割り当てている。このような学年縦断型のクラス担任制によって、それぞれの学年に適合したきめ細かな支援を継続的に実現している。加えて、日常的な学生とのコミュニケーションの一環として、クラス担任による面談を実施している。面談では個々の学生が抱えている学修面での不安や経済的な事情等を把握し、学生支援担当教職員ともきめ細かく情報を共有している。また、令和6(2024)年度の保護者懇談会は、新入生に対しては入学式当日の令和6(2024)年4月3日に、2～4年生に対しては令和6(2024)年6月1日にそれぞれ実施した。保護者懇談会では、教務、学生支援、就職支援及び国際交流の各委員から説明を行い、会の前後の時間を利用してクラス担任との個別面談も実施した。休学者に対しては、クラス担任が休学前に本人はもとより保護者とも面談した上で、休学中も定期的に連絡をとって状況を確認している。これらの学生に関する情報を毎月の学科会議で報告・共有して学生対応に関する対策の立案に活用することで、中途退学等の防止に努めている。生活科学部ではクラス担任制を採っており、入学時から卒業時に至るまで同じ教員が持ち上がりでクラス担任を受け持っている。クラス担任と学生との信頼関係の構築に努めるとともに、中途退学、休学又は留年の懸念がある学生に対しては、クラス担任が中心となって学部長・学科長及び教務課職員を交えた面談を重ね、必要に応じて保護者と連携を取りながら、きめ細かな対応を継続的に実施している。学科教員全員が参加する毎月の学科会議において、クラス担任から学生の状況報告を行い、退学の可能性、成績不振や修学意欲の低下などの課題を抱えた学生の状況把握と情報共有を継続的に行っている。加えて、クラス担任は担任外の関係教職員や保護者とも連携しながら学生への助言や支援を行っている。さらに、学科が保護者懇談会を定期的に開催して保護者との連携に努めている。こども教育学部では、学期途中での出席状況調査を実施している。欠席が目立つ学生に対しては上述のアドバイザーより面談指導を行っており、必要に応じて欠席状況を保護者に郵送している。成績不振や就学意欲の低下などが認められる場合も、アドバイザーを中心に関係教職員とも連携して随時指導・助言を行っており、必要な場合は保護者面談を実施するなどして中途退学等の防止に努めている。また、教務委員会は現状の把握や指導方針の検討を担い、学科会議は指導状況等の情報共有の場となっている。【資料 3-2-r】【資料 3-2-y】【資料 3-2-z】【資料 3-2-aa】【資料 3-2-ab】【資料 3-2-ac】【資料 3-2-ad】【資料 3-2-ae】【資料 3-2-af】

#### 【自己評価】

本学では TA や SA 等の制度は設けていないが、実習助手や教員助手を適切に活用することで教員の教育活動への支援がなされている。しかしながら、現代文化学部では退職助手の補充がなされていない状況が続いていることから、こども教育学部と同様に SA 制度の導入を検討する予定である。全教員によるオフィスアワーも、全教員がシラバスへ明記するとともにオリエンテーション等で周知するなど適切に実施されている。教職協働による学生一人ひとりに対するきめ細かい支援や障がいのある学生

への配慮が適切に実施され、加えて、中途退学、休学及び留年などに対しては、それらの原因分析の結果を基に全学あるいは各学部で対応策を適宜検証・改善（継続）し、適切な対応がなされていると判断している。

**<資料一覧>**

学修支援に関する方針・計画

【資料 3-2-1】

学修支援に関する会議体の規則

【資料 3-2-2】

TA、SA などに関する規則

【資料 3-2-3】

オフィスアワーを学生に周知したことを示す文書

【資料 3-2-4】

障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況

【資料 3-2-5】

退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則

【資料 3-2-6】

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 3-2-a】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部教務連絡協議会規程

【資料 3-2-b】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部教養教育部会規程

【資料 3-2-c】 学修支援の方針（第二期中長期計画）

【資料 3-2-d】 大学教務委員会規程

【資料 3-2-e】 令和 6 年度 現代文化学部学年別オリエンテーション次第

【資料 3-2-f】 令和 6 年度 生活科学部学年別オリエンテーション次第

【資料 3-2-g】 令和 6 年度 こども教育学部学年別オリエンテーション次第

【資料 3-2-h】 令和 6 年度 「基礎セミナー」シラバス

【資料 3-2-i】 令和 6 年度 教務連絡協議会議事要録

【資料 3-2-j】 学修支援センター規程

【資料 3-2-k】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部ホームページ

「学修支援センター」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/campus-life/gakusyu>

【資料 3-2-l】 令和 6 年度 学修支援センタースケジュール

【資料 3-2-m】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部ホームページ

「グローバル化推進センター」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/international/>

【資料 3-2-n】 令和 6 年度 現代文化学部前期・後期履修相談実施結果

【資料 3-2-o】 令和 6 年度 学生便覧 P83-84 生活科学部教養科目

【資料 3-2-p】 こども教育学部アドバイザー制度

【資料 3-2-q】 令和 6 年度 こども教育学部学修支援に関するアンケート結果

【資料 3-2-r】 令和 6 年度 こども教育学部面談シート

- 【資料 3-2-s】 令和 6 年度 生活科学部助手配置
- 【資料 3-2-t】 令和 6 年度 シラバス
- 【資料 3-2-u】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程
- 【資料 3-2-v】 障がい等により特別な配慮を希望する方へ
- 【資料 3-2-w】 講義時における支援申請書
- 【資料 3-2-x】 学部別中退・留年・休学者数の推移
- 【資料 3-2-y】 現代文化学部学生面談シート
- 【資料 3-2-z】 令和 6 年度 現代文化学部名票一覧
- 【資料 3-2-aa】 令和 6 年度 尚綱大学現代文化学部新入生入部式内保護者懇談会
- 【資料 3-2-ab】 令和 6 年度 尚綱大学現代文化学部保護者懇談会 2～4 年実施報告
- 【資料 3-2-ac】 令和 6 年度 生活科学部保護者懇談会実施計画
- 【資料 3-2-ad】 令和 6 年度 こども教育学部教務委員会議事要録（第 8 回）
- 【資料 3-2-ae】 令和 6 年度 こども教育学部学科会議議事要録（第 10 回）
- 【資料 3-2-af】 令和 6 年度 こども教育学部前期出席状況確認表

**基準項目 3-3 キャリア支援**

<b>基準項目</b>	3-3	キャリア支援
<b>担当</b>	就職支援委員会	
<b>責任者</b>	川上委員長	
<b>担当者</b>	川上委員長、平峰就職課長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 教育課程におけるキャリア教育の実施	<input type="checkbox"/> キャリア教育を教育課程に入れ、適切に実施しているか。
② キャリア支援体制の整備	<input type="checkbox"/> 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

**2. 基準項目 3-3 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- キャリア支援に関する方針・計画
- キャリア支援に関する授業科目名一覧
- キャリア支援に関する会議体の規則
- 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなどの一覧

**※関連する参照法令**

- ・大学設置基準【第7条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

##### 【事実の説明】

本学においては、学生へのキャリア支援を組織的かつ効率的に行うため、就職・進路支援センターを設置し、各学部の就職支援担当教員と事務職員の教職協働で運営を担っている。本センターは「就職・進路支援センター規程」に則って、インターンシップを含めた学生の就職・進路活動を支援する業務を行っている。また、就職・進路支援センター長が委員長を務める尚綱大学・尚綱大学短期大学部就職支援委員会（以下「就職支援委員会」という。）を置き、就職支援事業の基本方針等と学生の就職・進路に関する重要事項を審議している。加えて、就職支援委員会の下部組織として大学就職支援部会（以下「就職支援部会」という。）を置き、就職支援事業の基本方針に基づく就職活動の支援及び就職指導授業等の計画・実施に関することを協議することで、本センターが学生への就職・進路指導、インターンシップの運営及びキャリアイベント等でのキャリア教育を適切に実行する体制を整備している。【資料 3-3-a】【資料 3-3-b】【資料 3-3-c】【資料 3-3-d】【資料 3-3-e】【資料 3-3-f】

また、インターンシップに関しては、全学として大学コンソーシアム熊本が主催する夏季及び春季インターンシップ制度への参加、現代文化学部での正課内でのインターンシップ及び正課外でのインターンシップの3種類を実施している。

大学コンソーシアム熊本主催のインターンシップについては、令和6年度は現代文化学部18人、生活科学部4人計22人の学生が11の事業所でインターンシップに参加した。このインターンシップに参加した学生については、学内でインターンシップ成果報告会を行い、参加後のキャリア教育の定着を図った。

また、正課内のインターンシップ制度では、「インターンシップⅠ（2年次・選択科目）」及び「インターンシップ（3年次・選択科目）」を設けている。さらに、全学年を対象とした正課外のインターンシップ制度を設けており、2月中旬から41人の学生が20の事業所でインターンシップに参加した。なお、こども教育学部については、令和5(2023)年4月に開設したため、インターンシップ実施対象学生が在籍していないが、令和6(2024)年度から大学コンソーシアム熊本のインターンシップ制度の案内等を行っている。【資料 3-3-g】【資料 3-3-h】【資料 3-3-i】【資料 3-3-j】【資料 3-3-k】

##### 【自己評価】

学生が社会的・職業的に自立するための支援体制については、教職協働による就職・進路支援センターがインターンシップの運営やキャリア教育等を担っており、適切に整備されている。また、適宜委員会を開催することで、学生の就職・進学に関する状況を把握するとともに、様々なキャリア支援の企画・運営を通じて、学生に対するキャリア教育が実施されていると判断している。

#### 3-3-② キャリア支援体制の整備

##### 【事実の説明】

キャリア支援の取組みとして、本学では学年ごとに4段階に分けた系統的で多角的なキ

キャリア教育を実施している。1年次の「キャリアデザイン」では、夢や目標を設定できるような支援を行い、2年次の「キャリアビジョン」では、進路目標を決め、その進路に向けたモチベーションを高めるための支援を行っている。3年次の「キャリアトレーニング」では、目標に向かって力を修得するための支援を行い、4年次の「キャリアゴール」では、目標達成のため学生の多様なニーズに対応しながら個別にきめ細かな支援を行っている。各段階の支援において、気づき、考え、行動を促し、学生が段階的に成長できるプログラムとしている。また、これらを実現するために就職・進路支援センターが学生一人ひとりに対してサポートするきめ細かなキャリア教育のための支援体制を整えている。【資料 3-3-1】

支援体制としてキャリアコンサルタントを含む職員が就職・進路支援センターでの就職・進学に対する相談・助言等を担っており、学生に対するキャリア教育に対応できる組織体制を整備・運営している。また、学生全体への就職・進学に対する相談・助言を行う全学規模の企画として、以下のキャリア教育を実施している。【資料 3-3-a】【資料 3-3-m】

キャリアガイダンスは全学年で実施し、キャリア形成から就職・進学への意識付け、就職情報の提供、学生の就職・進学への不安感の緩和や相談・助言を目的として、夏季及び春季の年2回実施している。このイベントでは、主に講演会と模擬面接等で構成し学外の関係機関、事業所並びに講師と連携して、各学年に応じた気づき、考え、行動するための支援を行っている。【資料 3-3-n】

就職懇談会は、本学の教職員と外部の事業所（本学卒業生の就職先が中心）の担当者が相互に意見交換や相談を行い、教育や就職に必要な情報と状況の理解を深めることを目的としている。就職懇談会の内容及びその後のアンケート結果については、就職支援委員会及び各学部の教授会で共有している。

また、企業からの助言やアンケート回答は、就業後に活かすことができるようにキャリア支援や就職支援に取り入れ活用している。【資料 3-3-o】

### 【自己評価】

学年に応じてキャリア教育を体系化していることで、学生の就職に対する不安やニーズに対応している。またイベントにおいては、学生自身の成長に繋がる機会としてキャリアガイダンス等の実施に加えて、外部の事業所からの意見を取り入れることで実社会に即した力を身に付けていける支援体制を構築している。

### <資料一覧>

#### キャリア支援に関する方針・計画

【資料 3-3-1】 就職支援体制組織図

【資料 3-3-5】 大学就職支援委員会議事要録

【資料 3-3-6】 就職支援実施部会議事要録

【資料 3-3-12】 4段階のキャリア形成

#### キャリア支援に関する授業科目名一覧

【資料 3-3-8】 現代「インターンシップⅠ」シラバス

【資料 3-3-9】 現代「インターンシップⅡ」シラバス

【資料 3-3-10】 現代\_インターンシップ一覧

□ キャリア支援に関する会議体の規則

【資料 3-3-2】 就職・進路支援センター規程

【資料 3-3-3】 就職支援委員会規程

【資料 3-3-4】 大学就職支援部会規程

【資料 3-3-13】 尚綱学園事務組織規程

□ 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなどの一覧

【資料 3-3-7】 コンソ・インターンシップ参加者名簿

【資料 3-3-11】 インターンシップ成果報告会

【資料 3-3-14】 R6 夏季・春季キャリアガイダンス実施プログラム

【資料 3-3-15】 就職懇談会プログラム

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 3-3-a】 就職支援体制組織図

【資料 3-3-b】 就職・進路支援センター規程

【資料 3-3-c】 就職支援委員会規程

【資料 3-3-d】 大学就職支援部会規程

【資料 3-3-e】 大学就職支援委員会議事要録

【資料 3-3-f】 就職支援実施部会議事要録

【資料 3-3-g】 コンソ・インターンシップ参加者名簿

【資料 3-3-h】 現代「インターンシップⅠ」シラバス

【資料 3-3-i】 現代「インターンシップⅡ」シラバス

【資料 3-3-j】 現代\_インターンシップー覧

【資料 3-3-k】 インターンシップ成果報告会

【資料 3-3-l】 4段階のキャリア形成

【資料 3-3-m】 尚綱学園事務組織規程

【資料 3-3-n】 R6 夏季・春季キャリアガイダンス実施プログラム

【資料 3-3-o】 就職懇談会プログラム

**基準項目 3-4 学生サービス**

<b>基準項目</b>	3-4	学生サービス
<b>担当</b>	学生支援委員会	
<b>責任者</b>	今村委員長	
<b>担当者</b>	今村委員長、澤田九品寺学生支援課長、松本武蔵ヶ丘学生支援課長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 学生生活の安定のための支援	<input type="checkbox"/> 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。 <input type="checkbox"/> 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

**2. 基準項目 3-4 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- 学生生活に関する方針・計画
- 学生生活支援に関する会議体の規則
- 学生の課外活動の支援に関する規則
- 奨学金に関する規則

**※関連する参照法令**

- ・大学設置基準【第7条、第25条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-4-① 学生生活の安定のための支援

##### 【事実の説明】

1) 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

本学では、学生サービス、厚生補導のための組織として、九品寺キャンパスと武蔵ヶ丘キャンパス各々に学生支援課を設置している。各学部から学生支援委員を選出し、学部の教員と学生支援課の職員が合同で学生サービスを担当する学生支援委員会キャンパス部会（以下「キャンパス部会」という。）及び全学組織である学生支援委員会を組織している。また、各キャンパスに、学生の心身に関する健康相談、心的支援等を担当する保健室及びカウンセラー室を設置している。【資料 3-4-a】【資料 3-4-b】【資料 3-4-c】【資料 3-4-d】

2) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っているか。

学生の心身の健康状態を支援するため、両キャンパスには常勤の養護教諭を 1 人ずつ配置している。また、カウンセラー（臨床心理士：非常勤）2 人とソーシャルワーカー 1 人（非常勤）は、予約制で学生の支援を担当しており、カウンセラーのうち 1 人は九品寺キャンパスで毎週 1 回、もう 1 人は両キャンパスで隔週 2 回、ソーシャルワーカーは両キャンパスで隔週 1 回勤務している。保健室及びカウンセリング室の利用方法及び場所については、「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS2024」に情報を掲載し、学期初めのオリエンテーション時などで学生に周知しているほか、「保健だより」を定期的にホームページや掲示板で発信して、保健室、カウンセラー室及びキャンパスソーシャルワーカーに関する情報提供を行っている。また、毎年度前期に新入生を対象とした「学生支援講座」を開講している。なお、保健室及びカウンセラー室の利用状況は両キャンパスのキャンパス部会及び学生支援委員会で共有し、支援体制の整備に活用している。【資料 3-4-e】【資料 3-4-f】【資料 3-4-g】【資料 3-4-h】【資料 3-4-i】【資料 3-4-j】

また、全学生を対象とする疲労蓄積度調査を毎年 7 月から 8 月に実施しており、臨床心理士による分析後、当調査結果を学生本人にフィードバックしている。なお、臨床心理士が必要だと判断した場合は、本人の同意に基づき、担任と情報を共有することで、学生支援に活用している。加えて、全学生を対象とする学生生活に関する実態調査を毎年 8 月に実施しており、調査結果を両キャンパスの学生支援課で集計し、各学部の学生支援委員が分析を行っている。分析結果を各学部の教員と共有し、学科会議等で各学部の課題及びその改善策を策定することで、学生支援改善方策の基礎資料としている。特に、従来の「やや不満である」「大変不満である」としていた回答項目を、不満の理由を選択式の回答に変更することで、具体的な不満の理由を把握・分析し、具体的な改善策の検討に活用している。【資料 3-4-k】【資料 3-4-l】【資料 3-4-m】

##### 【資料 3-4-n】

令和 6(2024)年度に両キャンパスで活動しているクラブ・サークル数は本学及び尚綱大学短期大学部合同でクラブ 26、同好会 4 の計 30 である。各クラブ・サークルの

自主的な課外活動を推進するために、学生会に「クラブ・サークル担当者」を置き、担当者が中心となって学生会役員の研修会を毎年行っている。また、学部毎に学生会担当教員を選出し、学部の学生会委員との意見交換会等を通じて学生の要望のくみ上げや各学生会行事への支援を行っている。さらに、毎年、各クラブ・サークルの活動報告及び部員の数に基づく部室の割り当てや、「尚綱学園後援会」からの助成を行うことで、学生の課外活動に対する支援をしている。一方、学園祭については併設の短期大学部と合同で開催の企画と運営に取り組み、近年新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止または縮小していた学園祭は、令和 5(2024)年度からコロナ禍以前の形に戻し開催している。【資料 3-4-o】【資料 3-4-p】

3) 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

学生に対する経済的な支援については、毎年度の学期初めのオリエンテーション時に奨学金の支給に関する説明を行うことで周知している。また、随時学生支援課にて個別相談を受け、一人ひとりに寄り添った細やかな支援をとっている。

本学独自の奨学金制度は、「如蘭学寮免除制度」「姉妹入学金減免制度」「入試奨学金」「併設校入学者入学金免除制度」「職員子女授業料免除制度」「海外留学奨学金制度」「社会人入学奨学金制度」がある。令和 6(2024)年度実績は「入試奨学金」3人、「併設校入学者入学金免除制度」26人、「海外留学奨学金制度」14人（交換留学3人、短期語学留学11人）の計43人に支援を行った。【エビデンス集（データ編）表 3-7】

また、日本学生支援機構の奨学金を受給している学生の割合は、現代文化学部 49.2%、生活科学部 62.1%、こども教育学部 53.3%である。そのうち、「高等教育修学支援新制度」での受給者の割合は、現代文化学部 22.0%、生活科学部 22.5%、こども教育学部 23.3%である。その他外部の奨学金として「熊本県育英資金」1人、「あしなが奨学金」1人、「熊本県保育士修学資金貸付制度」16人の学生が受給しており、各種奨学金による経済的支援を適切に行っている。なお、「授業料免除制度」を利用している学生には、授業への出席、成績管理などが原因で警告措置を受けないように、学生支援課で個別に指導している。【資料 3-4-q】

経済的な支援については、本学独自の奨学金制度を整備しており、加えて職員による個別相談等により適切な支援も行われていると判断している。

#### 【自己評価】

毎年、学生生活に関する実態調査及び疲労蓄積度調査を行い、その結果を分析・共有し、改善策を策定するシステムが全学的に機能している。また、養護教諭、カウンセラー、キャンパスソーシャルワーカー、各学部の学生支援委員及び担任教員並びに学生支援課職員が連携し、必要に応じて学生支援委員会及びキャンパス部会において協議することで、学生が抱える課題や悩みの早期発見及び課題解決に努めている。そのため、学生サービス及び厚生補導のための組織の整備と学生の心身に関する健康相談・心的支援等の学生サービスは適切に機能していると判断している。

課外活動の支援については、学部毎に学生会担当教員を選出し、学生会との意見交換会やアンケート調査の実施等を通じて学生の要望をくみ上げ、各学生会行事を支援

している。また、後援会を通じた資金的支援など、課外活動に対する支援も適切に行われていると判断している。

**<資料一覧>**

学生生活に関する方針・計画

【資料 3-4-1】

学生生活支援に関する会議体の規則

【資料 3-4-2】

学生の課外活動の支援に関する規則

【資料 3-4-3】

奨学金に関する規則

【資料 3-4-4】

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 3-4-a】 尚綱学園事務組織規程

【資料 3-4-b】 令和 6 年度委員会編成表

【資料 3-4-c】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部学生支援委員会規程

【資料 3-4-d】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部学生支援委員会九品寺／武蔵ヶ丘キャンパス部会規程

【資料 3-4-e】 令和 6 年度「学生支援講座」のスケジュール

【資料 3-4-f】 CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2024

【資料 3-4-g】 保健だより

【資料 3-4-h】 保健室の周知資料

【資料 3-4-i】 カウンセラーその他の周知資料

【資料 3-4-j】 保健室及びカウンセリング室の利用状況

【資料 3-4-k】 令和 6 年度疲労蓄積度調査

【資料 3-4-l】 疲労蓄積度調査に関するフィードバック用紙（学生送付用）

【資料 3-4-m】 令和 6 年度学生生活に関する実態調査集計結果

【資料 3-4-n】 令和 6 年度学生生活に関する実態調査集計結果に対するコメント

【資料 3-4-o】 令和 6 年度学生の課外活動（全学）

【資料 3-4-p】 尚綱学園後援会規程

【資料 3-4-q】 奨学金等学生に対する経済的な支援状況

**基準項目 3-5 学修環境の整備**

<b>基準項目</b>	3-5	学修環境の整備
<b>担当</b>	各学部教務委員会、情報システム委員会、図書館運営委員会	
<b>責任者</b>	砦塚大学事務局長	
<b>担当者</b>	砦塚大学事務局長、釜賀委員長兼情報システム委員、狩生委員長、大江委員長、桑原図書館長、大倉図書館課長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営	<input type="checkbox"/> 教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。 <input type="checkbox"/> 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。 <input type="checkbox"/> ICT環境を適切に整備しているか。
② 図書館の有効活用	<input type="checkbox"/> 図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。
③ 施設・設備の安全性・利便性	<input type="checkbox"/> 施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。

**2. 基準項目 3-5 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- 施設・設備の管理に関する規則
- ICT環境について学生に周知したことを示す文書
- 図書館に関する規則
- 図書館利用案内
- 建物の耐震化率を示す文書

**※関連する参照法令**

- ・大学設置基準【第34条、第35条、第36条、第37条、第37条の2、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第40条の2、第40条の3、第42条の10、第47条、第48条、第49条、第59条、第61条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

##### 【事実の説明】

1)教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。

本学は九品寺キャンパスと武蔵ヶ丘キャンパスの二つのキャンパスを有しており、両キャンパスは車で約30分の距離にある。各キャンパスにおける設置学校は【表3-5-1】のとおりで、校舎配置は【資料3-5-a】【資料3-5-b】のとおりである。【資料3-5-a】【資料3-5-b】

【表3-5-1】各キャンパスの所在地及び設置学校

キャンパス名	所在地	設置学校
九品寺キャンパス	熊本県熊本市中央区九品寺2-6-78	尚綱大学（現代文化学部、生活科学部） 尚綱大学短期大学部（総合生活学科、食物栄養学科） 尚綱高等学校 尚綱中学校
武蔵ヶ丘キャンパス	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北2-8-1	尚綱大学（こども教育学部） 尚綱大学短期大学部（幼児教育学科） 尚綱大学附属こども園

両キャンパスにおける大学の校地面積は、大学の専用部分41,367㎡と併設の短期大学部との共用部分8,950㎡の計50,317㎡であり、大学設置基準上、必要とされる校地面積8,900㎡（大学全体の収容定員890人×10㎡=8,900㎡）を十分に満たしている。また、両キャンパスにおける大学の校舎面積は、大学の専用部分16,750㎡、併設の短期大学部との共用部分7,495㎡の計24,245㎡であり、大学設置基準上、必要とされる校舎面積6,610㎡を十分に満たしている。なお、運動場、図書館、体育施設及び情報処理施設等を有しており、各施設については、後述のとおり適切に整備し、有効活用している。

耐震工事については、耐震診断を行い、その結果に基づき耐震補強工事を実施し、平成25(2013)年3月末に完了している。また、平成28(2016)年4月14日（木）、16日（土）に発生した熊本地震及びその後の度重なる余震により被災した施設設備については、本格的な被災状況調査を約3か月にわたり実施した後、可及的速やかに復旧計画を策定し、平成30(2018)年3月に全ての復旧工事が完了した。

その他九品寺キャンパスでは、大学4号館第二調理実習室の改修工事を令和4(2022)年9月に完了し、大学5号館第三調理実習室の改修工事を令和5(2023)年9月に完了している。武蔵ヶ丘キャンパスでは、令和5(2023)年4月こども教育学部設置に伴い、大学4号館・5号館・6号館の長寿命化対応の大規模改修工事を行い、教室や演習室等を改善した。

施設・設備に対する学生の意見・要望は、意見箱、学生との意見交換会、学生生活に

関する実態調査等できみ上げ、和式トイレから洋式トイレへの改修やロッカールームの整備、無線 LAN 環境の整備、バリアフリー化等を緊急性及び必要性に応じて優先順位を協議・検討し、計画的な整備に努めている。【資料 3-5-c】【資料 3-5-d】【資料 3-5-e】【資料 3-5-f】

2) 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

多くの講義室においては、プロジェクター及びスクリーン、または大型モニター、移動式の電子黒板等を導入しており、必要に応じて教室へ移動して活用することで多様な講義内容に対応できる環境を整えている。

大学 1 号館 4 階の栄養調理実習室、5 階の栄養教育実習室並びに 6 階の臨床栄養実習室及び食品加工・食品学実習室には、各種様々な設備を備えており、学んだ理論を実験や実習を通して効果的に実践に応用できる環境を整えている。また、卒業研究やサークル活動においても、これらの実習施設を有効に活用している。【資料 3-5-g】

この他、「情報処理 I」「情報処理 II」を情報処理教室、「基礎セミナー」を図書館、「子どもの保健」を保育実習室、「器楽 I」をピアノ個室にて各々実施するなど、授業に応じた適切な施設を活用している。【資料 3-5-h】【資料 3-5-i】

3) ICT 環境を適切に整備しているか。

学内の全ての建物は学内 LAN で接続され、教員研究室をはじめ、情報処理教室、図書館、講義室及び事務室などが学内 LAN 経由で接続されている。【資料 3-5-k】

九品寺キャンパスには、二つの情報処理教室を隣り合わせて設置しており、情報処理教室 I に学生用として 46 台のパソコンとプリンタ 3 台設置し、情報処理教室 II には 44 台のパソコンとプリンタ 3 台を設置している。武蔵ヶ丘キャンパスも同様に二つの情報処理教室が隣り合わせて設置しており、第 1 情報処理教室に学生用として 60 台のパソコンとプリンタ 4 台を設置し、第 2 情報処理教室に 24 台のパソコンとプリンタ 2 台を設置している。また、両キャンパスの情報処理教室とも、授業等で使用していない場合は、学生や教職員が自由に利用できるようにしている。【資料 3-5-l】【資料 3-5-m】

情報処理教室以外にも九品寺キャンパスでは図書館にパソコン 10 台とプリンタ 1 台、学生ホールにパソコン 10 台とプリンタ 2 台を設置している。また、大学 7 号館 1 階のグローバルラウンジにノートパソコン 6 台とプリンタ 1 台、ラーニングコモンズにパソコン 8 台とプリンタ 1 台、同建物の 2 階の学生ホールにパソコン 12 台とプリンタ 1 台、合計 46 台のパソコンとプリンタ 6 台を分散して設置している。武蔵ヶ丘キャンパスでは図書館分館にパソコン 6 台とプリンタ 1 台、自習室にパソコン 18 台とプリンタ 2 台、学生会館にパソコン 2 台、合計 30 台のパソコンとプリンタ 3 台を分散して設置し、ICT 環境を十分に整備している。さらに、両キャンパスにおいて令和元年(2019)年に無線 LAN システムを構築し、スマートフォン、タブレット、パソコン等を用いた授業を講義室や演習室等において実施している。【資料 3-5-n】

令和 2(2020)年にはネットワークアクセスの統合認証サーバ(Axirole)の全面更新を行い、ユーザ認証や ID 等の管理を統合的に実施してネットワークへの接続時の利便性向上及びセキュリティ向上を図った。また、新型コロナウイルス感染症拡大に対応す

るため、遠隔授業のツールとして、Google Classroom、Google Meet、Google ドライブ等の各種サービスを利用可能にし、教職員及び学生がそれらを利用することで遠隔授業が適切に実施できるように支援している。【資料 3-5-o】【資料 3-5-p】

令和 3(2021)年も同様に、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、無線 LAN アクセスポイントの追加増設やネットワーク機器の更新を計画し、令和 4(2022)年 3 月に完了し、その後も年に 2 回情報処理教室等の機器のメンテナンスを実施して適切に整備の維持を行っている。【資料 3-5-q】

#### 【自己評価】

両キャンパスともに大学設置基準で規定される校地・校舎面積を満たしており、耐震工事も全て完了している。また、学生からの意見や要望をくみ上げ、優先順位の協議・検討に基づく計画的な改修工事等を行っており、施設・設備の適切な整備と有効活用がなされていると判断している。

教育目的達成のために、パソコンやプリンタをネットワーク経由で各所に設置し、さらに無線 LAN 環境を整備しスマートフォンなどの携帯端末を接続可能にし、利用者の認証やセキュリティ対策を行い ICT 環境を適切に整備し有効活用している。すべての学生および教職員が快適に利用できる環境が整備されていると判断している。

### 3-5-② 図書館の有効活用

#### 【事実の説明】

本学図書館は九品寺キャンパスに図書館本館、武蔵ヶ丘キャンパスに図書館分館をそれぞれ設置している。いずれの図書館も、学生の学修や大学が行う教育及び学術研究全般を支える施設としての基本的機能を有し、本学の特徴である歴史と伝統に基づく女子教育を、情報資源の面から支える役目を果たしている。

図書館本館（九品寺キャンパス中高校 2 号館 1 階）は、床面積 1,246.22 m<sup>2</sup>、蔵書数約 15 万冊、分館（武蔵ヶ丘キャンパス 5・6 号館 1 階・2 階）は、床面積 941.60 m<sup>2</sup>、蔵書数約 10 万冊を確保している。なお、本館においては、栄養士法施行規則第 11 条第 13 項に定める管理栄養士養成施設の指定基準として必要な図書及び学術雑誌を備えている。

開館時間は、本館が 9 時から 19 時まで、分館は 9 時から 18 時までであり、夏季休業期間などの長期休業期間中は、各館共に 16 時半閉館としており、学生が利用できる環境を整えている。また、利用者の利便性を考慮して図書館専用のホームページを設けている。専用のホームページでは本学及び他大学図書館等の蔵書検索を行うことができるほか、電子書籍、電子ジャーナル、新聞データベースの利用も可能となっており、図書・雑誌等の印刷資料に留まらない多様な情報資源の提供に努めている。令和 6（2024）年度には、新たに新聞データベースとして熊本日新聞記事データベースの利用を開始した。【資料 3-5-j】

館内の設備については、本館は閲覧席が 82 席あり、うち 10 席に学生が自由に利用できるパソコンを配置している。また、グループ学習室（3 室）とラーニングコモンスペースを設置しており、授業や就職活動、グループ学習等に利用されている。分館は閲覧席が 101 席あり、うち 6 席に学生が自由に利用できるパソコンを配置している。

また、ラーニングコモンズスペースを設け、授業やグループ学習等に利用されている。

**【自己評価】**

本学図書館は、適切な規模かつ十分な学術情報資料を確保しており、快適に利用できる環境が整備されていると判断している。

**3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性**

**【事実の説明】**

九品寺キャンパスにおいては、計画に基づき、大学 7 号館につながる各建物への車いすでの移動が可能となり、2 号館を除く全ての建物がバリアフリー対応となっている。

一方、武蔵ヶ丘キャンパスにおいては、大学 4 号館に自動ドア、エレベーター、スロープ及び点字サイン表示を設置、大学 5 号館に多目的トイレ（各階）及び自動ドア（1 階及び 2 階）を設置、さらに大学 4 号館と大学 5 号館 2 階及び 3 階に連絡通路（渡り廊下）を設置した。これにより大学 4 号館、大学 5 号館及び大学 6 号館がバリアフリー対応となるとともに、垂直移動の障害が解消され、機能的な移動が可能となった。なお、九品寺キャンパスの大学 2 号館及び武蔵ヶ丘キャンパスの上述以外の建物に関しては、学生生活に支障が生じぬよう、その都度適切な整備を行っている。

**【自己評価】**

両キャンパスともに一部の建物を除き全てバリアフリー対応済みで、未対応については、障がい等のある学生の度合いに応じて、手すりやスロープを設置するなどの学生にとって必要な整備を適宜行っており、学生の利便性に配慮していると判断している。

**<資料一覧>**

施設・設備の管理に関する規則

【資料 3-5-12】 尚綱基幹ネットワーク構成図

【資料 3-5-13】 令和 6 年度九品寺情報処理教室時間割

【資料 3-5-14】 令和 6 年度武蔵ヶ丘情報処理教室時間割

【資料 3-5-16】 令和 2 年度第 2 回情報システム委員会（抜粋）

【資料 3-5-17】 遠隔授業に関する打ち合わせ

【資料 3-5-18】 令和 3 年度第 1 回情報システム委員会（抜粋）

ICT 環境について学生に周知したことを示す文書

【資料 3-5-15】 令和元年度第 1 回情報システム委員会・無線 LAN システムの運用開始について

図書館に関する規則

【資料 3-5-19】

図書館利用案内

【資料 3-5-20】

建物の耐震化率を示す文書

【資料 3-5-21】

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

- 【資料 3-5-a】 九品寺キャンパス（校舎案内図）
- 【資料 3-5-b】 武蔵ヶ丘キャンパス（校舎案内図）
- 【資料 3-5-c】 意見箱への投書一覧
- 【資料 3-5-d】 学生との意見交換会報告書
- 【資料 3-5-e】 令和 6 年度学生生活に関する実態調査集計結果
- 【資料 3-5-f】 尚綱学園固定資産及び物品調達規程
- 【資料 3-5-g】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部ホームページ  
「生活科学部栄養科学科実験実習」  
<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nutr/jikken/>
- 【資料 3-5-h】 令和 6 年度こども教育学部時間割
- 【資料 3-5-i】 令和 6 年度幼児教育学科時間割
- 【資料 3-5-j】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部ホームページ  
「尚綱大学図書館」 <https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/library>
- 【資料 3-5-k】 尚綱基幹ネットワーク構成図
- 【資料 3-5-l】 令和 6 年度九品寺情報処理教室時間割
- 【資料 3-5-m】 令和 6 年度武蔵ヶ丘情報処理教室時間割
- 【資料 3-5-n】 令和元年度第 1 回情報システム委員会-無線 LAN システムの運用開始  
について
- 【資料 3-5-o】 令和 2 年度第 2 回情報システム委員会（抜粋）
- 【資料 3-5-p】 遠隔授業に関する打ち合わせ
- 【資料 3-5-q】 令和 3 年度第 1 回情報システム委員会（抜粋）

**〔基準3の自己評価〕**

<p><b>(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み</b></p>
<p>学生の受け入れについては、各学部の教育目的に基づき、アドミッション・ポリシーを策定し、適宜改正している。これを学生便覧やホームページ等で周知し、公正かつ妥当な方法で入学者選抜を実施している。入学定員を満たしていないが、定員充足率向上のための施策を進めている。なお、現代文化学部においては、入学定員の見直しを行い、令和8(2025)年度以降、75名から65名に減員することとした。</p> <p>学修支援については、教職協働による学修支援体制及び運営が適切になされており、助手等による学修支援体制、全教員のオフィスアワーの設定、障がいのある学生への支援体制、中途退学、休学及び留年などへの対応策が適切に実施されている。TA・SA制度はないが、実習助手や教員助手を活用している。</p> <p>キャリア支援については、教職協働の就職・進路支援センターがインターンシップやキャリア教育を実施し、適切に運営されている。学生の不安やニーズに対応した体系的なキャリア教育を提供し、外部の意見を取り入れながら、実社会での力を養う支援体制を整えている。</p> <p>学生サービスについては、学生生活に関する調査を実施し、分析・改善を行っている。教職員や支援スタッフが連携し、学生の悩みや課題の早期発見・解決に努めている。課外活動の支援も行い、学生会との意見交換や資金的支援を通じて適切に対応している。</p> <p>学修環境の整備については、校地・校舎面積の基準を満たし、耐震工事も完了している。ICT環境や図書館の整備を進め、快適な学修環境を提供している。バリアフリー対応も進め、障がいのある学生への配慮を行い、必要な設備の整備を適宜実施している。</p>
<p><b>(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など</b></p>
<p>学生の受入れでは、現代文化学部文化コミュニケーション学科の収容定員充足率が0.7倍未満である点について、広報活動の多様化やカリキュラム改定などさまざまな対策を講じているが、収容定員充足に向けて更なる改善が必要である。</p> <p>また、令和5(2023)年度に開設したこども教育学部こども教育学科の在籍学生数が2年間の入学定員合計数の0.5倍未満である点は、広報活動の多様化や学科独自の資格取得の可能性について広報を進めるなど努力しているが、収容定員充足に向けて更なる改善が必要である。</p> <p>学修支援では、自主的な学修におけるピアサポートの重要性という観点から、学部生によるSA制度について検討する。</p> <p>学修環境の整備では、九品寺キャンパス・武蔵ヶ丘キャンパスともに、バリアフリー化未対応の施設においては、対応化の計画に基づき順次整備することを検討する。</p> <p>また、生活科学部の講義型の授業については、厚生労働省の栄養士・管理栄養士養成課程の規定に沿って、受講者数の適正化を検討する。</p>
<p><b>(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定</b></p>

学生の受入れについては、入学定員充足への取組みとして、大学全体と学部個別の特長と問題点の分析及び分析結果に基づく具体的な解決策を策定する。特に現代文化学部の収容定員充足率 0.7 倍未満に対する広報活動の多様化やカリキュラム改定、こども教育学部の在籍学生数が 2 年間の入学定員合計数 0.5 倍未満に対する広報活動の多様化や学科独自の資格取得など、収容定員充足に向けて更なる改善を図る。

学修支援については、自主的な学修におけるピアサポートの重要性という観点から、学部生による SA 制度について検討する。また、生活科学部の講義型の授業については、厚生労働省の栄養士・管理栄養士養成課程の規定に沿って、受講者数の適正化を検討する。

キャリア支援については、就職・進路支援センターを中心に、社会情勢の変化や就職活動スケジュールへの適切な対応と、学生や学生個人の特性に配慮した取組みを検討する。また、キャリア教育の検証とその後の取組みの充実化を図る。

学生サービスについては、学生生活満足度を向上させるため、学生支援委員会を中心とした教職協働体制の強化と教職員間の連携体制の円滑化を図る。また、学生への効率的な経済的支援の検証と高等教育修学支援新制度の機関要件の適合を継続する。加えて、学生会との連携強化と支援の強化を適宜行うことで、学生会活動及び課外活動の活性化を図る。

学修環境の整備については、九品寺キャンパスでは、令和 4(2022)年度からの計画に基づく実習施設の整備・改修を継続して取り組み、加えて給食管理実習室等の改修や解剖生理学実習用の蛍光顕微鏡の順次導入等を検討する。武蔵ヶ丘キャンパスでは、耐震補強工事の完了と一部施設の改修による施設の長寿命化を進めている。校舎や施設設備の改修・保守管理に要する費用を計画的に計上し、バリアフリー化の拡充や照明器具の LED 化など整備を継続的に行う。また、バリアフリー化については、両キャンパスの一部の建物においてバリアフリー未実施であるため、計画的な改修の検討を行う。ただし、障がい等によりバリアフリーの整備が必要な場合には、学生生活に支障が生じぬよう早急な対応を行う。

## 基準 4. 教育課程

### 基準項目 4-1 単位認定、卒業認定、修了認定

基準項目	4-1	単位認定、卒業認定、修了認定
担当	教務連絡協議会、各学部教務委員会	
責任者	菊池議長	
担当者	菊池議長、柳田学部長、坂田学部長、浜崎学部長、釜賀委員長、狩生委員長、大江委員長	

#### 1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① ディプロマ・ポリシーの策定と周知	<input type="checkbox"/> ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な運用	<input type="checkbox"/> ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。 <input type="checkbox"/> ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

#### 2. 基準項目 4-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

#### ※指定するエビデンス資料☑

- ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL
- ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則
- 学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など
- 学位規則、学位審査基準
- 進級・卒業・単位認定に関する規則
- 単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則

#### ※関連する参照法令

- ・学校教育法【第 87 条、第 88 条、第 88 条の 2、第 89 条、第 104 条、第 105 条】
- ・学校教育施行規則【第 4 条、第 146 条、第 147 条、第 148 条、第 149 条、第 163 条の 2、第 164 条、第 165 条の 2、第 172 条の 2、第 173 条】
- ・大学設置基準【第 21 条、第 25 条の 2、第 27 条、第 27 条の 3、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 42 条の 8、第 42 条の 9、第 44 条、第 45 条】
- ・学位規則【第 2 条、第 2 条の 3、第 10 条、第 10 条の 2、第 13 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p><b>4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知</b></p>
<p><b>【事実の説明】</b></p> <p>尚綱大学（以下「本学」という。）では、3学部それぞれの学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を建学の精神、教育理念や各学部の教育目的（尚綱大学学則（以下「学則」という。）第4条）を踏まえて策定し、大学ホームページに公表している。また、ディプロマ・ポリシーをカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとともに学生便覧に明示するとともに、入学時オリエンテーションや各学年のオリエンテーション等の機会に学生に説明して周知を図っている。【資料 4-1-a】【資料 4-1-b】</p> <p><b>【資料 4-1-c】</b></p> <p><b>【自己評価】</b></p> <p>各学部それぞれに教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが定められ、また、ディプロマ・ポリシーは学生便覧及び大学ホームページのほか、オリエンテーション等の機会を捉え学内外で適切に周知されていると判断している。</p>
<p><b>4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な運用</b></p>
<p><b>【事実の説明】</b></p> <p>本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、学則第13条及び第24条に単位認定基準、各学部の「履修規程」に進級基準、学則第28条及び各学部の「履修規程」に卒業認定基準をそれぞれ規定している。また、これらの基準を学生便覧に記載して学生に周知している。【資料 4-1-b】</p> <p>現代文化学部では、「現代文化学部履修規程」第8条において卒業認定基準を、第11条の2において進級基準をそれぞれ規定している。初年次教育科目「基礎セミナー」及び学期ごとのオリエンテーションにおいて、学生にこれらの基準を説明して周知を徹底している。欠席者に対しては Google Classroom を通してその内容を周知している。さらに、Google Classroom 内に作成した学年別の掲示板へ投稿すると、掲示と同時に自動的に学生にメールが送付されるよう設定しており、学生が各基準に関する必要な情報を随時入手できるよう工夫している。【資料 4-1-b】【資料 4-1-c】【資料 4-1-f】</p> <p><b>【資料 4-1-g】</b></p> <p>生活科学部では、「生活科学部履修規程」第4条で卒業認定基準を、第7条で進級基準をそれぞれ規定している。初年次教育科目「基礎セミナー」及び学期ごとのオリエンテーションにおいて、これらの基準について学生への説明を行い、周知を徹底している。【資料 4-1-b】【資料 4-1-d】【資料 4-1-h】【資料 4-1-i】</p> <p>こども教育学部では、「こども教育学部履修規程」第4条において卒業に必要な最低修得単位数を、第9条において進級要件を定めている。これらについて、入学時のオリエンテーション、初年次教育科目「基礎セミナー」や学期ごとのオリエンテーションにおいて周知を図っている。【資料 4-1-b】【資料 4-1-e】【資料 4-1-j】【資料 4-1-k】</p> <p>本学では、単位認定基準を学則第13条及び第24条に定めて厳正に適用している。全ての授業科目について単位認定に係る到達目標や評価方法をシラバスに記述すると</p>

ともに、成績評価基準を学生便覧に明示して学生に周知している。加えて、成績評価についての学生の質問・異議申立てに対応する制度も整備している。また、成績評価の公平性を担保するために、上述のように到達目標に対する達成水準の評価方法をシラバスに明記しているほか、学部ごとに教員間・授業科目間の成績評価の平準化にも取り組んでいる。さらに、国際的に通用する成績評価制度として GPA(Grade Point Average)制度を採用し、学期ごとに配布する成績通知書や学修成果を可視化した各学部のディプロマ・サプリメント（履修カルテ、学修成果マトリックス等）に明記している。GPA 制度により履修指導を強化して学修成果の向上を図り、さらに、GPA 値を生活指導の基礎資料、退学勧告の基準や育英褒賞を授与する際の判定基準等にも活用している。進級認定及び卒業認定は、上述の学則及び履修規程に定めた進級基準及び卒業認定基準を適用し、教授会において厳正に審査している。【資料 4-1-b】【資料 4-1-m】【資料 4-1-n】【資料 4-1-o】【資料 4-1-p】【資料 4-1-q】【資料 4-1-r】【資料 4-1-s】【資料 4-1-t】【資料 4-1-u】【資料 4-1-v】【資料 4-1-w】【資料 4-1-x】【資料 4-1-y】【資料 4-1-z】【資料 4-1-aa】【資料 4-1-ab】【資料 4-1-ac】

#### 【自己評価】

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準や卒業認定基準等が学則や各学部の履修規程に適切に規定されており、初年次教育科目「基礎セミナー」や定期的なオリエンテーション等を活用することにより学生への周知も十分に行われていると判断している。また、各授業科目の到達目標及び評価方法が適切に定められ、かつシラバスに明記されている。GPA 制度の採用や成績平準化等による成績評価の公平性の担保も含めて、これらの基準は厳正かつ適切に運用されていると判断している。

#### <資料一覧>

ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL

【資料 4-1-1】

ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則

【資料 4-1-2】

学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など

【資料 4-1-3】

学位規則、学位審査基準

【資料 4-1-4】

進級・卒業・単位認定に関する規則

【資料 4-1-5】

単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則

【資料 4-1-6】

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 4-1-a】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部ホームページ

「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」

[https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/diploma\\_policy](https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/diploma_policy)

【資料 4-1-b】 令和 6 年度尚綱大学学生便覧

- 【資料 4-1-c】 令和 6 年度 現代文化学部学年別オリエンテーション次第
- 【資料 4-1-d】 令和 6 年度 生活科学部学年別オリエンテーション次第
- 【資料 4-1-e】 令和 6 年度 こども教育学部学年別オリエンテーション次第
- 【資料 4-1-f】 令和 6 年度 現代文化学部オリエンテーション日程
- 【資料 4-1-g】 令和 6 年度 現代文化学部「基礎セミナー」シラバス
- 【資料 4-1-h】 令和 6 年度 生活科学部前期オリエンテーション日程
- 【資料 4-1-i】 令和 6 年度 生活科学部「基礎セミナー」シラバス
- 【資料 4-1-j】 こども教育学部教授会規程
- 【資料 4-1-k】 令和 6 年度 こども教育学部「基礎セミナー」シラバス
- 【資料 4-1-l】 令和 6 年度 こども教育学部オリエンテーション実施要領
- 【資料 4-1-m】 令和 6 年度 現代文化学部外国語履修カルテ
- 【資料 4-1-n】 令和 6 年度 生活科学部学修成果マトリックス
- 【資料 4-1-o】 令和 6 年度 こども教育学部履修カルテ
- 【資料 4-1-p】 厳格な成績評価について
- 【資料 4-1-q】 厳格な成績評価の方針について
- 【資料 4-1-r】 厳格な成績評価（学生の質問・異議申立て）のフローチャート
- 【資料 4-1-s】 令和 6 年度 現代文化学部成績平準化資料
- 【資料 4-1-t】 令和 6 年度 生活科学部成績平準化資料
- 【資料 4-1-u】 令和 6 年度 こども教育学部成績評価基準平準化資料
- 【資料 4-1-v】 令和 6 年度 現代文化学部成績通知書
- 【資料 4-1-w】 令和 6 年度 生活科学部成績通知書
- 【資料 4-1-x】 令和 6 年度 こども教育学部成績通知書
- 【資料 4-1-y】 令和 6 年度 現代文化学部育英褒賞選考資料
- 【資料 4-1-z】 令和 6 年度 生活科学部育英褒賞選考資料
- 【資料 4-1-aa】 令和 6 年度 現代文化学部進級・卒業判定資料
- 【資料 4-1-ab】 令和 6 年度 生活科学部進級・卒業判定資料
- 【資料 4-1-ac】 令和 6 年度 こども教育学部進級判定資料

**基準項目 4-2 教育課程及び教授方法**

<b>基準項目</b>	4-2	教育課程及び教授方法
<b>担当</b>	教務連絡協議会、各学部教務委員会	
<b>責任者</b>	菊池議長	
<b>担当者</b>	菊池議長、柳田学部長、坂田学部長、浜崎学部長、釜賀委員長、狩生委員長、大江委員長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① カリキュラム・ポリシーの策定と周知	<input type="checkbox"/> カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	<input type="checkbox"/> カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。
③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	<input type="checkbox"/> カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。 <input type="checkbox"/> シラバスを適切に整備しているか。 <input type="checkbox"/> 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。
④ 教養教育の実施	<input type="checkbox"/> 教養教育を適切に実施しているか。
⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施	<input type="checkbox"/> アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。 <input type="checkbox"/> 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

**2. 基準項目 4-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL
- カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則
- 学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など
- 教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど
- 履修に関する規則
- 教育課程を検討する会議体の規則
- シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書
- 教養教育を検討する会議体の規則

**※関連する参照法令**

- ・学校教育法【第 92 条、第 113 条】
- ・学校教育施行規則【第 4 条、第 24 条、第 28 条、第 163 条、第 165 条の 2、

第 172 条の 2】

- 大学設置基準【第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条 (旧第 13 条)、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 19 条の 2、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条の 2、第 30 条の 2、第 31 条、第 41 条、第 42 条の 4、第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 7、第 46 条、第 49 条の 2、第 61 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

##### 【事実の説明】

本学では、ディプロマ・ポリシーに定める能力を修得させるための方針として、3学部それぞれの教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を各学部の教育目的（学則第4条）を踏まえて策定し、大学ホームページに公表している。【資料 4-2-a】

各学部では、入学時オリエンテーションや1年前期必修科目「基礎セミナー」等において履修に関する説明を行う際に、カリキュラム・ポリシーを学生に周知している。加えて、カリキュラムマップ等を用いて教育科目の配置とカリキュラム・ポリシーとの関連性を明示している。【資料 4-2-b】【資料 4-2-c】【資料 4-2-d】【資料 4-2-e】【資料 4-2-f】【資料 4-2-g】【資料 4-2-h】【資料 4-2-i】【資料 4-2-j】【資料 4-2-k】

##### 【自己評価】

各学部それぞれの教育目的に則り、カリキュラム・ポリシーが定められている。また、カリキュラム・ポリシーは学生便覧及び大学ホームページ等により学内外へ適切に周知されている。加えて、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーには教育科目の配置とカリキュラム・ポリシーとの関連性が明示されており、学生の理解を深めるよう工夫がなされていると判断している。

#### 4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

##### 【事実の説明】

本学では、カリキュラム・ポリシーをディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得させるための教育課程の編成及び実施に関する方針として、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に留意して策定している。各学部のカリキュラム・ポリシーには、「ディプロマ・ポリシーに示す能力を修得させるために」カリキュラムを編成していることを明記しており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が明確に表されている。【資料 4-2-a】【資料 4-2-b】

現代文化学部では、教養教育科目及び専門教育科目（専門導入科目、共通実践科目、実践外国語科目、4領域の専門科目）について、ディプロマ・ポリシーに則したカリキュラムの構成・方針がカリキュラム・ポリシーとして定められている。

生活科学部では、専門性を高めるための新たなスキルアッププログラムを開始することから、令和5(2023)年度にカリキュラム・ポリシーを改正した。これらの改正に際しても、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性の確保に留意している。【資料 4-2-l】

こども教育学部では、ディプロマ・ポリシーで示す能力を修得させるためにカリキュラム・ポリシーを定めており、その一貫性についてこども教育学部カリキュラムツリーにも示している。さらに、シラバスにディプロマ・ポリシーとの関係性を示している。【資料 4-2-m】

##### 【自己評価】

各学部のカリキュラム・ポリシーには「ディプロマ・ポリシーに示す能力を修得さ

せるために」カリキュラムを編成していることが明記されており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性は十分に確保されていると判断している。

#### 4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

##### 【事実の説明】

1) カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

本学では、大学設置基準第 19 条に則り、教育課程の編成方針や教育課程の編成方法について定めた学則第 10 条、同第 11 条及び各学科それぞれのカリキュラム・ポリシーに沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

現代文化学部では、カリキュラムを教養教育科目、専門教育科目、司書課程科目及び日本語教育に関する科目から編成しており、教養教育科目から専門教育科目（専門導入科目、共通実践科目、実践外国語科目及び 4 領域の専門科目）へ至る科目間の関係性を視認できるカリキュラムマップを作成している。また、「尚綱大学現代文化学部履修ガイド」により、各学生が自分自身の入学から卒業までの教育課程や資格取得計画を記録しながら理解を深められるよう指導している。さらに、カリキュラム・ポリシーに沿って、学生にとって学びの魅力アップや教員負担の平準化を目指して現行カリキュラムの見直しを行い科目の改廃案を作成し、教務委員会及び教授会で審議を行い次年度に向けた学則及び履修既定の一部改善案を策定した。【資料 4-2-b】【資料 4-2-c】【資料 4-2-n】【資料 4-2-o】【資料 4-2-p】【資料 4-2-q】

生活科学部では、カリキュラムを教養教育科目、専門教育科目及び教職に関する科目から編成しており、カリキュラムマップでそれぞれの関連性等について明示している。教養教育については、専門領域に関連した基礎的知識の修得や人間性豊かな人格の涵養に資する科目を適切に配置し、専門教育については、栄養士法施行規則別表第 4 及び管理栄養士学校指定規則別表第 1 などに示された教育内容とそれに定められた履修方法に従って科目の編成を行っている。また、取得可能な資格に関連する科目を中心に、専門教育科目を専門基礎分野と専門分野に分けて段階的かつ系統的に配置している。さらに、「管理栄養士総合演習」や「臨地実習」等の科目を配置することで専門職に関する知識・技能の統合を図り、実践力を身に付けた管理栄養士の育成を目指している。加えて、教育職員免許状取得課程（教職課程）に、栄養教諭一種免許状取得のための科目を配置している。さらに、将来の幅広いキャリアアップを促すために、令和 5(2023)年度入学生から専門教育科目のスキルアッププログラムを導入している。

##### 【資料 4-2-d】

こども教育学部では、こども教育学部カリキュラムツリーにおいて、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の編成について体系的に示している。また、カリキュラムマップによって各科目とディプロマ・ポリシーとの関連を学生に示している。【資料 4-2-e】【資料 4-2-m】

教職課程の自己点検・評価については、実施方針や体制を協議し、大学全体としての自己点検・評価との連携を図っている。【資料 4-2-af】

2) シラバスを適切に整備しているか。

シラバスの作成にあたっては、教務課が作成した全学共通の「シラバス作成から授

業実施に関する手引き」を、非常勤講師を含む全教員に配布してシラバスの適切な整備に努めている。シラバスには、授業概要、到達目標、事前・事後学修の内容及び学修時間の目安、課題と評価の方法、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連、授業計画、資格、教科書、連絡先やオフィスアワー等の必要な項目を明示している。また、教育課程の体系性を示すために科目のナンバリングを実施してシラバスに記載している。公開前にシラバスの記述内容を各学部のシラバス点検委員が確認・精査して、シラバスを適切に整備・運用している。【資料 4-2-i】【資料 4-2-j】【資料 4-2-k】【資料 4-2-r】【資料 4-2-s】

3) 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

シラバスに明示した事前・事後学修の内容及び学修時間の目安により事前・事後学修を学生に指示することにより、単位制の趣旨を保つ工夫を凝らしている。また、単位制度の実質化を保つために、大学設置基準第 27 条の 2 に基づき、各学部のカリキュラムに応じて学生の履修登録単位数の上限を設定している。【資料 4-2-b】

現代文化学部では、「現代文化学部履修規程」第 6 条において年間履修登録単位数の上限を 45 単位と規定している（学生便覧）。ただし、資格取得に必要な司書課程科目及び日本語教育に関する科目については、履修登録上限の対象外としている。なお、各年次で GPA が 3.5 以上の成績優秀者については、教授会の議を経て履修上限を 60 単位まで上げることが許可される。【資料 4-2-b】

生活科学部では、「生活科学部履修規程」第 4 条の 2 において年間履修登録単位数の上限を 49 単位と規定している（学生便覧）。なお、各年次での成績優秀者に対しては、教授会の議を経てこの上限を超えて 55 単位まで登録を認めることとしている。ただし、教職に関する科目及び 3 年次編入学生の履修登録については、履修登録単位数の上限設定の対象外としている。【資料 4-2-b】

こども教育学部では、「こども教育学部履修規程」第 5 条において年間履修登録単位数の上限を 47 単位と規定している（学生便覧）。ただし、3 年次編入学生の履修登録については、履修登録単位数の上限設定の対象外としている。【資料 4-2-b】

#### 【自己評価】

教育課程の体系的な編成及び実施は学則及びカリキュラム・ポリシーに則って適切になされており、さらなる教育課程の改善のための見直しとカリキュラムの改定にも適宜努めている。また、シラバスの作成から運用に係る体制も適切に整備され、さらに、単位制度の実質化を保つためのシラバスへの事前・事後学修の明示とキャップ制の導入等の工夫も行われていると判断している。

#### 4-2-④ 教養教育の実施

##### 【事実の説明】

本学での教養教育は、学則第 10 条の第 2 項に基づき、教育課程に編成されている。教養教育科目の一つである 1 年前期必修科目「基礎セミナー」では、全学共通テキスト「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2024」を使用して、建学の精神や教育理念等を包含する自校教育を実施している。加えて、本学では教養教育を適切に実施するた

めの全学的な担当組織として教養教育部会を設置している。教養教育部会では、必要に応じて教養教育科目の見直しや学修効果の検証等を行っている。【資料 4-2-i】【資料 4-2-j】【資料 4-2-k】【資料 4-2-t】【資料 4-2-u】【資料 4-2-v】

現代文化学部では、教養教育を含めたカリキュラムについて総合的に見直しを実施し、その結果を受けて令和 6(2024)年 1 月に尚綱大学学則や履修規程を一部改正して今年度より運用を開始した。具体的には、履修者数が極端に少なく、かつ今後の増加の見込みがない科目や専門教育科目と内容が重複するなど重要性が低い科目の廃止に踏み切った。さらに、共通実践科目の充実及び学生の学修ニーズに応えるために、教養教育科目から専門教育科目へ領域変更、教養教育科目における履修分野のバランス及び社会的必要性の観点から、選択科目から必修科目へ変更、科目名称変更、開設時期の変更等の大規模な改正を行い、令和 6(2024)年 4 月より新カリキュラムの一環として教養教育を実施している。【資料 4-2-b】【資料 4-2-w】

生活科学部では、令和元(2019)年度入学生から教養教育カリキュラムを全学開講科目と学部学科開講科目に分けるとともに、教養基礎、多文化コミュニケーション／外国語、人間と文化、社会と人間及び自然と生命の 5 領域に編成し、授業科目の新設、名称変更及び統廃合も行った。また、教養教育科目を教育内容や受講者数等の観点からの見直しを行い、令和 5(2023)年度から新しいカリキュラムで教養教育を実施している。【資料 4-2-b】

こども教育学部では、教養教育科目全 34 科目を全学共通開講科目、教養基礎、多文化コミュニケーション／外国語、及び情報・ICT の 4 領域に区分して開設・実施している。【資料 4-2-b】

#### 【自己評価】

本学では全学的な教養教育担当組織として教養教育部会が設置され、教養教育科目の見直しや学修効果の検証等が適切に行われている。全学共通科目「基礎セミナー」での自校教育も含めて、各学部では学則に基づいた適切な教養教育が実施されていると判断している。

### 4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

#### 【事実の説明】

1) アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。

現代文化学部では、学生が自ら課題を見つけ解決する能力を身につけることを目指し、必要に応じて一部の授業に探究型・PBL型授業を導入している。これらの授業では、学外学修の実施による地域社会との連携を通して、大学での学びを実践力につながる工夫を行っている。加えて、プレゼンテーション、グループワークやディスカッション等のアクティブ・ラーニングの手法を取り入れている。その他、Google Classroom を用いた遠隔授業と対面授業を組み合わせたハイブリッド型の授業も実施している。【資料 4-2-x】

生活科学部では、実験実習科目を中心にアクティブ・ラーニングを実施しており、これに加えて本学や北海道大学が提供するオープン教育リソースを活用した専門教育科目がある。さらに、学部の教務委員会と国家試験対策委員会が中心となって 4 年生

の管理栄養士模擬試験結果等を分析し、その分析結果を学生及び教員にフィードバックし、学生が苦手な分野を主体的に学んで自身の弱点を克服するための個別勉強会に活用している。【資料 4-2-x】【資料 4-2-y】【資料 4-2-z】

こども教育学部では、グループ・ディスカッションやプレゼンテーション等のアクティブ・ラーニングの導入のほか、教材や教具を効果的に使用して教授方法を創意工夫している。【資料 4-2-x】

2) 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

現代文化学部では、少人数クラスでのきめ細かな指導を行っており、講義室等の収容人数に応じた適切な履修者数を維持している。本学部は豊富な選択科目の存在により履修者が分散し、結果として学生個々に対するきめ細かな学修指導・学修支援が実現できている。授業は基本的に対面授業としているが、各科目担当者により Google Classroom を用いた遠隔授業を実施している。【資料 4-2-aa】【資料 4-2-ab】

生活科学部では、原則として講義・実技科目は学年（2 クラス）単位、実験・実習科目等は 1 クラス単位で運営しており、授業の形態並びに講義室・実習室の収容人数に応じて適切に管理されている。また、実験・実習科目においては、担当教員に加えて助手を配置することで教育効果の向上を図っている。【資料 4-2-ac】【資料 4-2-ad】

こども教育学部では、演習・実習科目については 50 人を超える場合はクラスを分けて授業を実施し、50 人を超えない場合においても、よりよい教育効果が得られるように必要に応じてクラスを分けて実施している。令和 6 年度は英語科目、情報科目及び保育内容の指導法の科目の一部をその対象とした。【資料 4-2-ae】

#### 【自己評価】

各学部において、アクティブ・ラーニング、ハイブリッド型授業の導入やオープンな教育リソースの活用などにより、授業内容・方法の工夫がなされている。また、授業改善アンケート、FD 研修会及びオープンクラス・ウィークなど、教授方法の点検・改善に向けた全学的な取り組みが継続的に行われていると判断している。

また、クラスサイズについては、いずれの学部においても授業を行う適正な学生数を念頭において履修者数に応じたクラス分けを行うことで、教育効果を十分上げられる学生数となっていると判断している。

#### <資料一覧>

カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL

【資料 4-2-1】

カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則

【資料 4-2-2】

学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など

【資料 4-2-3】

教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど

【資料 4-2-4】

履修に関する規則

【資料 4-2-5】

教育課程を検討する会議体の規則

【資料 4-2-6】

シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書

【資料 4-2-7】

教養教育を検討する会議体の規則

【資料 4-2-8】

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 4-2-a】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部ホームページ

「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）」

[https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/curriculum\\_policy](https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/curriculum_policy)

【資料 4-2-b】 令和 6 年度尚綱大学学生便覧

【資料 4-2-c】 令和 6 年度 現代文化学部カリキュラムマップ

【資料 4-2-d】 令和 6 年度 生活科学部カリキュラムマップ

【資料 4-2-e】 令和 6 年度 こども教育学部カリキュラムマップ

【資料 4-2-f】 令和 6 年度 現代文化学部新入生オリエンテーション次第

【資料 4-2-g】 令和 6 年度 生活科学部新入生オリエンテーション次第

【資料 4-2-h】 令和 6 年度 こども教育学部新入生オリエンテーション次第

【資料 4-2-i】 令和 6 年度 現代文化学部「基礎セミナー」シラバス

【資料 4-2-j】 令和 6 年度 生活科学部「基礎セミナー」シラバス

【資料 4-2-k】 令和 6 年度 こども教育学部「基礎セミナー」シラバス

【資料 4-2-l】 生活科学部 3 つのポリシー

【資料 4-2-m】 令和 6 年度 こども教育学部カリキュラムツリー

【資料 4-2-n】 現代文化学部履修ガイド

【資料 4-2-o】 領域検証 PT 報告

【資料 4-2-p】 令和 6 年度 現代文化学部 12 月教授会「尚綱大学学則の一部改正について」

【資料 4-2-q】 令和 6 年度 現代文化学部 12 月教授会「尚綱大学現代文化学部履修既定の一部改正について」

【資料 4-2-r】 令和 6 年度 シラバス作成から授業実施に関する手引き

【資料 4-2-s】 令和 6 年度 シラバス作成チェックシート（点検用）

【資料 4-2-t】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部教養教育部会規程

【資料 4-2-u】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部教養教育部会議事要録

【資料 4-2-v】 CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2024

【資料 4-2-w】 尚綱大学学則および履修規定の一部改正

【資料 4-2-x】 令和 6 年度 アクティブ・ラーニング実施状況

【資料 4-2-y】 令和 6 年度「解剖生理学実習 I」「食品学実験」シラバス

【資料 4-2-z】 令和 6 年度 生活科学部 12 月学科会議資料個別勉強会

【資料 4-2-aa】 令和 6 年度 現代文化前期後期履修者一覧

【資料 4-2-ab】 令和 6 年度 現代文化学部対面授業と遠隔授業実施科目のシラバス例

【資料 4-2-ac】 令和 6 年度 生活科学部前期後期履修者一覧

【資料 4-2-ad】 令和 6 年度 生活科学部助手配置

【資料 4-2-ae】 令和 6 年度 こども教育学部時間割

【資料 4-2-af】 令和 6 年度第 4 回自己点検・評価委員会議事要録

**基準項目 4-3 学修成果の把握・評価**

<b>基準項目</b>	4-3	学修成果の把握・評価
<b>担当</b>	教務連絡協議会、各学部教務委員会	
<b>責任者</b>	菊池議長	
<b>担当者</b>	菊池議長、柳田学部長、坂田学部長、浜崎学部長、釜賀委員長、狩生委員長、大江委員長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用	<input type="checkbox"/> 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。 <input type="checkbox"/> 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。
② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック	<input type="checkbox"/> 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

**2. 基準項目 4-3 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- 大学が求める学修成果を示す文書など
- 大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など
- 学修成果の把握・評価の方針
- 学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則
- 学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果
- 学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録

**※関連する参照法令**

- ・大学設置基準【第 11 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

##### 【事実の説明】

1) 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

現代文化学部では、シラバスにおいて「授業科目の到達目標と評価方法」及び「授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連性」を明示している。その上で、単位認定、進級及び卒業についてそれぞれディプロマ・ポリシーを踏まえた判定基準を設けて学修成果を適切に評価している。4年次の学生に対しては、ディプロマ・ポリシーに沿った所定の学修成果を修得した者に対して卒業を認定して学位を授与している。また、1～3年次の学生に対しては、上述の判定基準により学修成果を適切に評価し、単位認定及び進級判定を適切に実施している。【資料 4-3-a】

生活科学部では、シラバスに授業科目の到達目標や評価方法を明記しており、定期試験、課題レポート、単元ごとの確認テストや発表等の評価方法を活用することで、学修成果を適切に測定している。さらにシラバスには、各授業科目での到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連性を明示している。【資料 4-3-a】【資料 4-3-b】

こども教育学部では、シラバスにおいて各科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関係性を示しており、それらの一覧をカリキュラムマップによって示している。

##### 【資料 4-3-a】【資料 4-3-c】

2) 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

現代文化学部では、学部の教務委員会で学生個々の GPA を確認することで年度毎の学生の学修成果を把握・評価している。加えて、学生の外国語語学検定試験の受験状況や資格取得状況を示す「語学検定試験受験予定履歴記録シート」や単位取得状況について「卒業要件到達状況」の学修状況や資格状況を調査することで把握・評価している。就職状況の調査は、毎月実施される教授会において進路状況が報告され、学生の意識調査は、「学生生活に関する実態調査」の結果について学科会議などで情報を共有している。また、ジェネリックスキル測定テストを導入し、学生のジェネリックスキルをリテラシー（知識を活用し問題を解決する能力）とコンピテンシー（自分を取り巻く環境に実践的に対処する能力）の二つの側面から測定し分析評価している。なお、毎月実施される学科の全教員が参加する学科会議で「学生の現況について」を議題として、成績のみならず、大学生活、学修状況（出席、態度）や日常生活等について詳細に確認して学科内で情報共有を行い、さらに担任による個別面談を実施して種々の課題・問題に対処している。【資料 4-3-d】【資料 4-3-e】【資料 4-3-f】【資料 4-3-g】

##### 【資料 4-3-h】

生活科学部では、入学前指導を行い、提出課題等を通して入学者の理解度等の把握に努めている。また各種入学試験結果から入学者の基礎学力を把握するとともに、1年次の化学や英語でプレイスメントテストを実施し、効果的な学修成果を上げるように

工夫している。必修の専門教育科目の「学修行動調査」を実施し、授業改善やカリキュラムの見直し等に活用するとともに、学生の学修状況の把握に役立てている。学生生活に関する実態調査も同様に活用しており、3年次に受験する「栄養士実力認定試験」では学生の到達度を確認している。また、年度末の進級判定会議では、個々の学生の単位取得状況等を把握している。さらに、4年生全員を対象にして一年を通して専任教員による国試対策補講（以下「特別演習」という。）を行っている。4年次での管理栄養士国家試験対策模擬試験を中心にして、教務委員会と国試対策委員会が結果を分析するとともに対策を検討し、学生の苦手とする単元・分野を把握して、それらを学生が主体的・能動的に学ぶための個別勉強会を企画・実施している。個別勉強会には教員も参加することで、学生の主体的な学修をサポートしている。卒業時においては、学位授与数以外に、栄養士免許、食品衛生監視員・HACCP管理者資格、フードサイエンティスト資格、栄養教諭一種免許状の取得状況や就職率を全教員で情報共有することで学修成果の達成度を点検・評価して、教授方法等の継続的な改善に繋げている。さらに、管理栄養士国家試験については、「国家試験対策に関するアンケート」の実施等により、学生の現状分析と改善策の検討を行っている。3月下旬に発表される管理栄養士国家試験合格状況の分析も有効活用している。その他、全学的に実施している卒業時アンケート、卒業生アンケート及び就職先アンケートの結果も教育の質向上に役立てている。【資料 4-3-i】【資料 4-3-j】【資料 4-3-k】【資料 4-3-l】【資料 4-3-m】【資料 4-3-n】【資料 4-3-o】【資料 4-3-p】【資料 4-3-q】

こども教育学部では、全学的に実施されているアンケートに加えて独自の評価指標として、教育実習と保育実習の評価結果を活用することとしている。また、「履修カルテ」に示された学生個人ごとの学修成果の達成度の値も活用する方針を定めている。令和6年度の結果をまとめ、次年度初めに評価する予定である。【資料 4-3-r】【資料 4-3-s】【資料 4-3-t】

#### 【自己評価】

シラバスやディプロマ・サプリメントに到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連性を明確に記述することで、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果が明示されている。また、各学部での教育目的・内容に則した多様な尺度・指標等を用いた学修成果の測定方法に基づき、学修成果の把握・評価が適切になされていると判断している。

### 4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

#### 【事実の説明】

本学では、教育内容・方法や学修指導等の改善に資するため、各学部がそれぞれのディプロマ・ポリシーに基づいて「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を定め、具体的な学修成果の評価項目や方法をアセスメント・チェックリストにより明示している。各学部は、学修成果の把握・評価をアセスメント・チェックリスト等に基づいて実施し、その結果を学科会議等で教員にフィードバックして教育内容・方法及び学修指導の改善に努めている。また、大学企画室からフィードバックされた授業改善アンケートの結果を踏まえて、各教員が「分析と評価」を行い「今後の取り

組み」を検討・公開することにより教育内容・方法及び学修指導の改善に取り組んでいる。【資料 4-3-u】【資料 4-3-v】【資料 4-3-w】【資料 4-3-x】

現代文化学部では、学生の外国語能力到達度を把握・評価することを目的として「語学検定試験受験予定・履歴記録シート」を作成している。また、「現代文化学部単位取得状況コメント」を学生に配布するとともに、教育内容・方法の改善にも活用している。また、上述のジェネリックスキル測定テストに関しては、その結果について学科会議を通じて学部教員に配布するとともに、外部講師による教員向け遠隔説明会に教員が参加している。他大学の授業構成や取り組み事例を学ぶことで、学生のジェネリックスキル向上に向けた指導法の改善につなげている。加えて、令和 5 年度からは段階的に学修ポートフォリオを導入し、学生の単位修得状況を明確にして学生指導の参考資料に活用している。【資料 4-3-d】【資料 4-3-v】【資料 4-3-y】

生活科学部では、必修科目（専門教育科目）の理解度を把握・評価するため、年に 2 回「学修行動調査」を行っている。1 回目は前期に前年度後期の授業について、2 回目は後期に当該年度前期の科目についてそれぞれ調査を実施している。また、学修成果の可視化として学修成果マトリックスを作成している。調査結果や学修成果マトリックスを教授会及び学科会議で報告することで学部の全教員にフィードバックし、各教員が授業の運営や教育の改善に活用している。【資料 4-3-b】【資料 4-3-j】【資料 4-3-z】

こども教育学部では、全学的に定めたフィードバックの方法に加えて、学生の実習の評価結果と「履修カルテ」に示された学修成果に基づいて、教務委員会及び学科会議において検証する予定である。【資料 4-3-s】【資料 4-3-t】

#### 【自己評価】

各学部での教育目的・内容に則した学修成果がアセスメント・チェックリストにより把握・評価されており、それらの点検・評価結果が学生や教職員に適切にフィードバックされている。また、教育内容・教授方法及び学修指導等の継続・改善に至る PDCA サイクルも正常に機能していると判断している。

#### <資料一覧>

大学が求める学修成果を示す文書など

【資料 4-3-1】

大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など

【資料 4-3-2】

学修成果の把握・評価の方針

【資料 4-3-3】

学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則

【資料 4-3-4】

学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果

【資料 4-3-5】

学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録

【資料 4-3-6】

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 4-3-a】 令和 6 年度 シラバス

【資料 4-3-b】 令和 6 年度 生活科学部学修成果マトリックス

【資料 4-3-c】 令和 6 年度 こども教育学部カリキュラムマップ

【資料 4-3-d】 令和 6 年度 現代文化学部語学検定試験の受験状況

【資料 4-3-e】 令和 6 年度 現代文化学部 4 年生卒業要件到達状況

【資料 4-3-f】 令和 6 年度 現代文化学部「学生生活に関する実態調査」集計結果回答

【資料 4-3-g】 令和 6 年度 現代文化学部 PROG テスト実施報告

【資料 4-3-h】 令和 6 年度 現代文化学科会議議事要録(4 月～11 月)「学生の現況について」

【資料 4-3-i】 令和 6 年度 生活科学部プレイスメントテスト結果クラス分け

【資料 4-3-j】 令和 6 年度 生活科学部学修行動調査結果

【資料 4-3-k】 令和 6 年度 生活科学部「学生生活に関する実態調査」集計結果回答

【資料 4-3-l】 令和 6 年度 生活科学部特別演習スケジュール

【資料 4-3-m】 令和 6 年度 生活科学部個別勉強会年間スケジュール

【資料 4-3-n】 令和 6 年度 生活科学部卒業判定資料

【資料 4-3-o】 令和 6 年度 国試対策アンケート結果

【資料 4-3-p】 第 39 回管理栄養士国家試験結果

【資料 4-3-q】 卒業生アンケート調査結果、就職先アンケート報告書、卒業時アンケート調査結果、令和 6 年度 生活科学部学科会議資料

【資料 4-3-r】 こども教育学部教務委員会規程

【資料 4-3-s】 令和 6 年度 こども教育学部教務委員会議事要録 (第 10 回)

【資料 4-3-t】 こども教育学部履修カルテ

【資料 4-3-u】 尚綱大学アセスメント・ポリシー

【資料 4-3-v】 令和 6 年度 現代文化学部アセスメント・チェックリスト

【資料 4-3-w】 令和 6 年度 生活科学部アセスメント・チェックリスト

【資料 4-3-x】 令和 6 年度 こども教育学部アセスメント・チェックリスト

【資料 4-3-y】 令和 6 年度 現代文化学部単位取得状況コメント

【資料 4-3-z】 令和 6 年度 生活科学部教授会・学科会議議事要録

**〔基準4の自己評価〕**

<p><b>(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み</b></p>
<p>単位認定・卒業認定については、各学部の教育目的に基づき、ディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧や大学ホームページで周知している。単位認定基準や卒業認定基準も適切に規定され、成績評価の公平性を保つために GPA 制度などが厳正に運用されている。</p> <p>教育課程・教授方法については、各学部でカリキュラム・ポリシーを定め、学内外に周知している。教育課程は適切に編成され、シラバスの充実やキャップ制導入などの工夫も実施。授業改善のためのアンケートや FD 研修会を行い、教授方法の改善に努めている。</p> <p>学修成果の把握・評価については、シラバスやディプロマ・サプリメントに到達目標を明記し、学修成果を明確に示している。各学部の教育目的に応じた評価方法を用い、成果の把握と適切なフィードバックを実施している。PDCA サイクルを活用し、教育内容の継続的な改善に取り組んでいる。</p>
<p><b>(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など</b></p>
<p>学生が校外実習（臨地実習）などで授業を欠席した際の取扱いに一部差異があることについて、公平な対応のため統一した対応を明文化することが望まれる。</p>
<p><b>(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定</b></p>
<p>単位認定、卒業認定、修了認定については、ディプロマ・ポリシーの点検・改善と学生への周知、ディプロマ・ポリシーを踏まえて策定した単位認定基準、進級基準や卒業認定基準の厳正な運用を今後も継続して行う。</p> <p>教育課程及び教授方法については、各学部におけるカリキュラム・ポリシーの定期的な点検と必要に応じた改善を継続する。カリキュラムの見直しにあたっては、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性及びカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の編成に努める。</p> <p>学修成果の把握・評価については、三つのポリシー、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の適切な運用と改善・成熟に努める。また、学修成果の点検・評価結果を継続的にフィードバックし、教育内容・方法や教授法の改善に努める。</p> <p>学生が校外実習（臨地実習）などで授業を欠席した際の取扱いについて、教務連絡協議会で情報を共有するとともに、公平性担保のための統一したルール策定に向けて検討を進める予定である。</p>

**基準 5. 教員・職員**

**基準項目 5-1 教育研究活動のための管理運営の機能性**

<b>基準項目</b>	5-1	教育研究活動のための管理運営の機能性
<b>担当</b>	尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会	
<b>責任者</b>	山縣評議会議長	
<b>担当者</b>	山縣評議会議長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮	<input type="checkbox"/> 学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。
② 権限の適切な分散と責任の明確化	<input type="checkbox"/> 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。 <input type="checkbox"/> 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
③ 職員の配置と役割の明確化	<input type="checkbox"/> 教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。 <input type="checkbox"/> 職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

**2. 基準項目 5-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- 大学の意思決定に関する組織図
- 大学の意思決定に関する会議体の規則
- 学長の職務権限に関する規則
- 教授会に関する規則
- 教授会の開催日時・議題一覧
- 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書
- 事務局組織図
- 事務分掌に関する規則
- 職員採用・昇任の方針・規則

**※関連する参照法令**

- ・学校教育法【第 92 条、第 93 条、第 114 条】
- ・学校教育法施行規則【第 26 条第 5 項、第 143 条】
- ・大学設置基準【第 7 条、第 12 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

##### 【事実の説明】

尚綱大学学則（以下「学則」という。）第4条の2に学長権限を規定している。また、学則第56条に学長、教授等の教職員の配置を規定している。【資料5-1-a】

現在、尚綱大学（以下「本学」という。）には副学長は置かず、併設の尚綱大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）と同一の学長補佐3人（教育担当、研究担当、総務担当）を配置している。学長補佐（教育担当）は、本学及び短期大学部の全体に係る教育に関する事項を審議及び調整、統括することを目的とした教務連絡協議会の議長を務め、教務に関する学長の監理業務を補佐している。学長補佐（研究担当）は、研究推進委員会、研究倫理委員会のそれぞれ委員（委員長は学長）や部会長を務め、研究に関する学長の監理業務を補佐している。学長補佐（総務担当）は、令和2(2020)年9月1日付で新たに配置され、新学部設置、現代文化学部の移転、中長期計画の策定など重要事項の遂行を教職協働で実施することを補佐している。また、学長・学長補佐会議では、「学長・学長補佐会議規程」に基づき、学部長及び学科長も参加して、学長の教学に関する政策立案に当たり意見を述べるとともに、学長の方針を学部・学科へ伝達する場としても活用している。【資料5-1-b】

なお、令和元(2019)年から設置している外部評価委員会において指摘があった学長の有事の際の対応について、学則第57条の2に定め、学長代行の指名に関する規程を制定している。【資料5-1-c】【資料5-1-d】

また、学則第59条に基づき、尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会（以下「評議会」という。）を設置し、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会規程」を定めている。評議会については、学長自らが評議会の議長として審議事項及び報告・連絡事項の選定を行い、本学及び短期大学部の運営に関する基本的事項及び重要事項の審議をしている。その審議を経て、学長は本学及び短期大学部の運営に関する最終的な決定を行っている。【資料5-1-e】

さらに、学則第62条に基づき、各種の委員会及び部会を置いている。このうち、大学企画委員会、SD・FD委員会、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会、入試委員会、研究推進委員会や研究倫理委員会等の主要委員会については、学長が委員長を務め、大学としての意思決定に当たって、教職員の意見を聴取するとともに、学長がリーダーシップを発揮しうる体制を整備し、適正な運営に努めている。【資料5-1-f】

##### 【自己評価】

本学が意思決定を行う上で、教育、研究、総務を担当する学長補佐が適切に学長を補佐している。加えて、大学運営の基本的事項及び重要事項に関して全学的な観点から教職員の意見を聴取し審議する体制として評議会等が整備されており、学長が適切にリーダーシップを発揮する体制の確立と運営が行われているものと判断している。

#### 5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

##### 【事実の説明】

1)大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

5-1-①で示すとおり、本学の意味決定の権限と責任は学長が有している。その上で、学長が本学の運営上の重要事項を決定するに当たり、評議会で審議する体制を整えている。【資料 5-1-a】【資料 5-1-d】【資料 5-1-h】

2)教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

本学の教授会並びに各委員会及び部会の設置と審議事項を各々規定している。教授会規程等は、全ての教職員が随時閲覧できる学内教職員用 Web ページに掲載して周知している。また、各学部では、すべての教員が所属する学科会議に参加しており、教授会での審議に先立って学科教員の意見を聴取、または教授会での審議結果が報告されるなど、全教員が本学の運営に参画する体制を整備している。なお、生活科学部栄養科学科については、学部長及び学科長を兼務し、現代文化学部文化コミュニケーション学科及びこども教育学部こども教育学科については、学部長と学科長をそれぞれ置いており、学部長は教授会の議長として、学科長は学科会議の議長としてそれぞれ統括している。【資料 5-1-a】【資料 5-1-g】

#### 【自己評価】

学長が本学のリーダーとして意思決定を行うに当たり、評議会、学長・学長補佐会議、教授会、学科会議、各種委員会及び部会がこれを補佐し、全学あるいは学部固有の課題や専門的な課題等について審議して決定する体制が整備されている。また、学長、学部長、学科長、教授及びその他の教職員の役割と権限が学則をはじめとした諸規程に明瞭に規定され、適切な教学マネジメント体制が整備されているものと判断している。

### 5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

#### 【事実の説明】

1)教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

職員の配置については、「尚綱学園事務組織規程」第 2 条において、大学及び短期大学部に大学事務局を置くことを規定している。また、同規程第 8 条に、本学の九品寺キャンパス及び武蔵ヶ丘キャンパスそれぞれの事務部を規定し、第 22 条及び第 23 条に事務の総括を規定している。加えて、同規程の第 9 条から第 13 条に各課の事務分掌を規定し、学修支援センター、グローバル化推進センター、就職・進路支援センター、入試センターの業務も担うことを包含している。【資料 5-1-i】【資料 5-1-j】

その他、尚綱地域連携推進センターを九品寺キャンパス事務部教務課、尚綱子育て研究センターを武蔵ヶ丘キャンパス事務部庶務会計課、尚綱食育研究センターを九品寺キャンパス事務部庶務会計課、尚綱ボランティア支援センターを九品寺キャンパス事務部学生支援課がそれぞれのセンターの事務を所掌している。なお、これらの事務を各キャンパス事務部長がキャンパスごとに管理統括している。

2)職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

職員の採用については、「職員就業規則」第 2 章第 1 節に規定しており、採用の方法、内定取消事由、提出書類、労働条件の明示等を定めている。

採用した職員については、「尚綱学園事務職員人事評価規程」及び「尚綱学園事務職

員人事評価実施要領」に則した評価基準に照らして適正に評価している。職員の人事評価は、被評価者が作成した目標達成度評価表及び能力評価表に基づき自己評価した後、1次評価者及び最終評価者による評価を行う。また、最終評価の確定後、被評価者にフィードバックをしている。評価結果に関しては、「尚綱学園事務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程」に基づき、昇格、昇給、役職位の任免、異動及び教育訓練に活用している。【資料 5-1-k】【資料 5-1-l】【資料 5-1-m】【資料 5-1-n】【資料 5-1-o】

**【自己評価】**

それぞれの部署の職務分掌を各規程において明確に示し、教学に関する事務組織及び部署ごとの職員配置が適切に整備されている。また、これを管理・統括する体制も確立している。よって、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、各々の役割も明確に示されていると判断している。

**<資料一覧>**

大学の意思決定に関する組織図

【資料 5-1-1】大学の意思決定に関する組織図

大学の意思決定に関する会議体の規則

【資料 5-1-2】尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会規程

学長の職務権限に関する規則

【資料 5-1-3】学長並びに校長、園長の代行に関する規程

教授会に関する規則

【資料 5-1-4】現代文化学部・生活科学部・こども教育学部教授会規程

教授会の開催日時・議題一覧

【資料 5-1-5】教授会の開催日時・議題一覧

学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書

【資料 5-1-6】尚綱大学学則

事務局組織図

【資料 5-1-7】尚綱学園事務組織規程

事務分掌に関する規則

【資料 5-1-8】尚綱学園事務組織規程

職員採用・昇任の方針・規則

【資料 5-1-9】尚綱学園事務職員人事評価規程

【資料 5-1-10】尚綱学園事務職員人事評価実施要領

【資料 5-1-11】目標達成度評価表（様式）

【資料 5-1-12】能力評価表（様式）

【資料 5-1-13】尚綱学園事務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 5-1-a】尚綱大学学則

【資料 5-1-b】学長・学長補佐会議規程

【資料 5-1-c】尚綱大学・尚綱大学短期大学部外部評価委員会規程

- 【資料 5-1-d】 学長並びに校長、園長の代行に関する規程
- 【資料 5-1-e】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会規程
- 【資料 5-1-f】 令和 6 年度委員会等編成表
- 【資料 5-1-g】 現代文化学部・生活科学部・こども教育学部教授会規程
- 【資料 5-1-h】 職員就業規則
- 【資料 5-1-i】 職員就業規則
- 【資料 5-1-j】 尚綱学園事務組織規程
- 【資料 5-1-k】 尚綱学園事務職員人事評価規程
- 【資料 5-1-l】 尚綱学園事務職員人事評価実施要領
- 【資料 5-1-m】 目標達成度評価表（様式）
- 【資料 5-1-n】 能力評価表（様式）
- 【資料 5-1-o】 尚綱学園事務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程

**基準項目 5-2 教員の配置**

<b>基準項目</b>	5-2	教員の配置
<b>担当</b>	尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会	
<b>責任者</b>	山縣評議会議長	
<b>担当者</b>	山縣評議会議長、大倉九品寺庶務会計課長、松本武蔵ヶ丘庶務会計課長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置	<input type="checkbox"/> 設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。 <input type="checkbox"/> 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

**2. 基準項目 5-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- 教員の採用・昇任の方針・規則
- 教員人事に関する会議体の規則

**※関連する参照法令**

- ・学校教育法【第 92 条】
- ・大学設置基準【第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条（旧第 13 条）、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 42 条の 3、第 46 条、第 49 条の 3、第 49 条の 4、第 61 条】

## 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

## 【事実の説明】

1)設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。

本学は現代文化学部、生活科学部、こども教育学部で構成しており、学則第4条で定める各学部の教育目的を達成するため、学部の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員組織を編成している。令和7(2025)年5月1日現在の専任教員数については、大学設置基準上の必要専任教員数及び必要専任教授数を満たしている。また、生活科学部では、栄養士法上の管理栄養士養成施設としての必要専任教員数及び必要専任教授数並びに教職課程認定基準上の栄養教諭一種免許状に必要な専任教員数を満たしている。なお、令和5(2023)年4月開設のこども教育学部については、大学設置基準第61条で定められているとおり、専任教員は完成年度の令和8(2026)年度までに段階的に確保し配置することとしている。設置計画に基づき、大学設置基準上の必要専任教員数及び必要専任教授数、教職課程認定基準上の幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状に必要な教員数並びに指定保育士養成施設指定基準上の必要教員数を満たすよう計画を進めている。その上で、専任教員の配置については、採用時に担当科目に関する教育研究能力を十分に審査し、保有する学位及び専門性と学部が必要とする人材との適合性を考慮して適切に行っている。【資料5-2-a】

2)教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

教員の採用については、「尚綱大学教員採用選考規程」第8条に基づく選考方法及び手順に従い、原則公募とした上で、教授会に教員選考委員会を設置している。その後、同規程第3条から第6条に基づき、教授、准教授、講師及び助教の資格要件を有すると認められる者のうちから、教育研究等の書類審査を経て、原則複数の応募者に対して理事を含めた面接等を行い、教授会及び評議会の議を経て学長が選考し、学長が理事長に採用を上申した上で、理事長が採用を決定している。教員の昇任は、教員の人事評価を加味し、「尚綱大学教員昇任選考規程」第7条に基づく選考方法に従い、必要に応じて教授会に昇任選考委員会を設置している。その後、同規程第3条から第6条に定める資格要件を有すると認められる者のうちから、学長が教授会及び評議会の議を経て候補者を選考し、学長が理事長に昇任を上申した上で、理事長が昇任を決定している。教員に対する人事評価は、被評価者に対する公正・公平な評価を実施するため、年度ごとに評価者訓練の実施及び評価の観点・方法・基準の統一を図っている。評価の方法は、「尚綱学園大学教員人事評価規程」に基づき、大学教員自己評価票により教員が自らの教育・研究・管理運営・社会的活動等の根拠資料を踏まえ自己評価を行う。これを学部長が評価し、学部長の評価に基づき学長が最終評価を行う。学長補佐及び学部長については、自己評価に基づき、最終評価者として学長が評価する。【資料5-2-b】【資料5-2-c】【資料5-2-d】【資料5-2-e】

## 【自己評価】

教員の確保と配置については、大学設置基準に準拠して実施されている。各養成施

設としての基準及び教職課程認定基準で定められている必要な教員の確保と、教員と学部との専門性・適合性を加味した配置も適切になされていると判断している。また、教員の採用・昇任の審査及び教員の人事評価のいずれについても、規程が整備され、適切に運用が行われているものと判断している。

**<資料一覧>**

教員の採用・昇任の方針・規則

【資料 5-2-1】 尚綱大学教員採用選考規程

【資料 5-2-2】 尚綱大学教員昇任選考規程

教員人事に関する会議体の規則

【資料 5-2-3】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 5-2-a】 学部別専任教員数及び年齢構成表

【資料 5-2-b】 尚綱大学教員採用選考規程

【資料 5-2-c】 尚綱大学教員昇任選考規程

【資料 5-2-d】 尚綱学園大学教員人事評価規程

【資料 5-2-e】 大学教員自己評価票

**基準項目 5-3 教員・職員の研修・職能開発**

<b>基準項目</b>	5-3	教員・職員の研修・職能開発
<b>担当</b>	SD・FD 委員会、SD 推進部会、FD 推進部会	
<b>責任者</b>	山縣委員長	
<b>担当者</b>	山縣委員長、礎塚部会長兼大学企画室長、坂田部会長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施	<input type="checkbox"/> 教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。
② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み	<input type="checkbox"/> 職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

**2. 基準項目 5-3 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- FD の方針・計画
- FD の実施報告書
- SD の方針・計画
- SD の実施報告書

**※関連する参照法令**

- ・学校教育法【第 114 条】
- ・大学設置基準【第 7 条、第 11 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

##### 【事実の説明】

本学のFD活動については、SD・FD委員会及びその下部組織であるFD推進部会を設置し、全学的な組織体制で教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。【資料5-3-a】【資料5-3-b】

授業改善アンケートは、FD推進部会で実施時期、実施方法及び調査項目等を継続的に見直し、授業改善アンケートの運用の検討と分析結果を教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。【資料5-3-c】【資料5-3-d】

オープンクラス・ウィークは、教員が相互に授業を参観し授業方法を学び合う目的で前期・後期に一定期間を設けて実施している。参観した教員は参観レポートを提出し、当該授業担当者へフィードバックしている。さらに、大学企画室が取りまとめたオープンクラス・ウィーク報告書を全教員へ配付することにより、他の授業公開者及び参観レポートから学ぶべき事項についても共有している。「オープンクラス・ウィーク」については、必ず年間1回以上は参観するよう全教員に求めており、全教員が教授能力の向上に繋げ組織的教育の確立にも寄与している。【資料5-2-e】【資料5-2-f】

令和6年(2024)年度のFD研修会では、大学教職員の職能開発を目的として、4回の研修を実施した。研修内容は、大学業務における生成AIに関するセミナー、教育FD動画コンテンツの活用、そして講師を招いた電子書籍の利用に関する学習である。

【資料5-3-g】【資料5-3-h】

学生との意見交換会は、各学部において教育改善委員として学生代表を選出し、学部からは学部長、学科長、FD推進部会委員、教務委員、学生支援委員等から必要に応じて教員を選出している。意見交換会では、主として教学に関して意見を交換しており、学生から直接意見を聴取する貴重な機会として毎年度実施している。学生からの意見については、早急な対応や実現が困難な内容であっても、必ず学科会議等で共有を行っている。改善可能な内容については、関係部署への報告等を通じて、業務改善や事業計画への反映等に繋げる取り組みをしている。【資料5-3-i】【資料5-3-j】

##### 【自己評価】

全学的に組織的かつ継続して実施されている授業改善アンケート、オープンクラス・ウィーク、FD研修会及び学生との意見交換会等のFD活動が効果的に行われている。これらの定期的な見直しを行い、さらに新たなFD活動も積極的に取り入れていることから、教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施がなされているものと判断している。

#### 5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

##### 【事実の説明】

本学では、平成30(2018)年4月1日から従来のFD評価委員会をSD・FD委員会及び自己点検・評価委員会に組織変更した。その際、SD・FD委員会の下部組織としてSD推進部会とFD推進部会を設置し、各々規程を整備している。【資料5-3-a】【資料5-3-b】

SD 推進部会で定めた年間計画に基づく学内・学外研修会を実施し、研修会に参加した職員はその成果を自らの職務に活かしている。また、学内の研修ではアンケートを実施し、研修内容の見直しや改善、新たな研修企画の検討に活用している。令和 6 (2024) 年度 SD 研修会では、毎年度実施している「新入職員研修会」「新入教員研修会」「決算書の読み方」「コンプライアンス教育」「一次救命処置」「ハラスメント研修会」に加え、教職員から事前に意見交換を希望するテーマを募集し、特に要望の多かったテーマについて自由にアイデアを出し合う「尚綱大学ワールド・カフェ」を実施した。さらに、講師を招き、「九州エリアの年内入試マーケットの傾向と今後」についての講演も行った。

また、複数の職員が大学コンソーシアム職員研修等の学外研修会にも参加した。【資料 5-3-a】【資料 5-3-b】【資料 5-3-m】【資料 5-3-n】

### 【自己評価】

SD 推進部会で年間の研修計画を策定し、計画に基づく研修を実施している。また、職員の資質・能力向上に向けた SD 研修会が組織的に実施されており、毎回のアンケートによる研修内容の見直し、新たな研修の企画検討が適宜なされていると判断している。

### <資料一覧>

#### □ FD の方針・計画

【資料 5-3-1】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部 SD・FD 委員会規程

【資料 5-3-2】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部 SD・FD 委員会 FD 推進部会規程

#### □ FD の実施報告書

【資料 5-3-3】 令和 6 年度授業改善アンケート実施要領（前期・後期）

【資料 5-3-4】 令和 6 年度授業改善アンケート集計結果

【資料 5-3-5】 令和 6 年度オープンクラス・ウィーク実施要領

【資料 5-3-6】 令和 6 年度オープンクラス・ウィーク報告書

【資料 5-3-7】 令和 6 年度 FD 研修会概要

【資料 5-3-8】 令和 6 年度 FD 研修会報告書

【資料 5-3-9】 令和 6 年度学生との意見交換会実施要領

【資料 5-3-10】 令和 6 年度学生との意見交換会報告書

#### □ SD の方針・計画

【資料 5-3-11】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部 SD・FD 委員会規程

【資料 5-3-12】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部 SD・FD 委員会 SD 推進部会規程

【資料 5-3-13】 令和 6 年度 SD 活動年間計画

#### □ SD の実施報告書

【資料 5-3-14】 令和 6 年度第 1 回 SD 研修会報告書「尚綱大学ワールド・カフェ」

#### □ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 5-3-a】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部 SD・FD 委員会規程

【資料 5-3-b】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部 SD・FD 委員会 FD 推進部会規程

【資料 5-3-c】 令和 6 年度授業改善アンケート実施要領（前期・後期）

- 【資料 5-3-d】 令和 6 年度授業改善アンケート集計結果
- 【資料 5-3-e】 令和 6 年度オープンクラス・ウィーク実施要領
- 【資料 5-3-f】 令和 6 年度オープンクラス・ウィーク報告書
- 【資料 5-3-g】 FD 研修会概要
- 【資料 5-3-h】 FD 研修会報告書
- 【資料 5-3-i】 令和 6 年度学生との意見交換会実施要領
- 【資料 5-3-j】 令和 6 年度学生との意見交換会報告書
- 【資料 5-3-k】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部 SD・FD 委員会規程
- 【資料 5-3-l】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部 SD・FD 委員会 SD 推進部会規程
- 【資料 5-3-m】 令和 6 年度 SD 活動年間計画
- 【資料 5-3-n】 令和 6 年度第 1 回 SD 研修会報告書「尚綱大学ワールド・カフェ」

**基準項目 5-4 研究支援**

<b>基準項目</b>	5-4	研究支援
<b>担当</b>	研究推進委員会、研究倫理委員会	
<b>責任者</b>	山縣委員長	
<b>担当者</b>	山縣委員長、坂田学長補佐、大倉九品寺庶務会計課長、片野田九品寺教務課長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 研究環境の整備と適切な管理運営	<input type="checkbox"/> 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。
② 研究倫理の確立と厳正な運用	<input type="checkbox"/> 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。
③ 研究活動への資源の配分	<input type="checkbox"/> 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA(Research Assistant)などの人的支援を行っているか。 <input type="checkbox"/> 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

**2. 基準項目 5-4 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- 研究環境に関する調査の結果
- 研究環境整備の方針・計画
- 研究倫理に関する規則
- 研究費の適正利用に関するマニュアル
- 研究活動への資源配分に関する規則
- 研究活動に対する RA など人的支援に関する規則
- 科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書
- 外部資金応募・獲得の実績一覧

**※関連する参照法令**

- ・大学設置基準【第 40 条の 3】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

##### 【事実の説明】

研究環境に関し、両キャンパスの助教以上の専任教員に対しては個室の研究室を配置している。各研究室には基本的に机、テーブル、椅子、書架、ロッカー及びエアコンが備え付けており、学外へ通じる固定電話、インターネットに接続されたパソコン及びプリンタの他、それぞれの研究活動に必要な機器を整備し、快適な研究環境のもと有効に活用している。【資料 5-4-a】【資料 5-4-b】

教員の研究分野の特性に応じて、実験を行う必要のある教員のために実験室あるいは精密機器室を設置し、必要な実験機器等を配置している。また大型施設や高額機器等は、共同実験室において共同利用できるよう整備されている。【資料 5-4-c】【資料 5-4-d】

研究のための資料として、図書や定期刊行物等の資料を購入し、図書館にて管理している。継続的に利用が必要な資料については、長期利用ができる対応を行っている。図書館には司書及び事務職員を配置し、貸出・返却の業務に当たるとともに、両キャンパス間の相互貸借サービスを利用しての館外資料の取り寄せも行っており、容易にキャンパス間相互の図書・資料の利用が可能である。【資料 5-4-e】

庶務会計課では、科学研究費助成事業、その他の競争的資金等に関する公募の周知及び資金の取りまとめ（申請、報告）、研究物品・備品・機器等の購入手続き、研究補助員の募集、発明・特許への対応などを行い、外部資金の獲得や研究活動に関する事務業務等の支援を担っている。

##### 【自己評価】

教員個別の研究室の配置及び研究分野の特性に応じた研究環境の提供を行っており、教員の研究活動のために快適な研究環境を整備し、有効に活用されている。また、研究支援のための事務業務についても適切な運営・管理が行われていると判断している。

#### 5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 【事実の説明】

本学及び短期大学部では、尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究倫理委員会を設置して、研究活動に関する規程等を整備している。研究倫理に関しては、「学校法人尚綱学園行動規範」をはじめ、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究倫理規程」「尚綱大学・尚綱大学短期大学部における競争的研究費等の管理等に関する規程」「コンプライアンス教育・啓発活動実施要領」「研究倫理教育実施要領」「尚綱大学・尚綱大学短期大学部における競争的研究費等に関する不正防止計画」等を制定し、本学の研究倫理を確立するとともに厳正な運用を行っている。また、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施し、すべての教職員に受講を義務付けている。なお、コンプライアンス教育では、「競争的研究費使用ハンドブック」を作成して教職員に配付している。

【資料 5-4-f】【資料 5-4-g】【資料 5-4-h】【資料 5-4-i】【資料 5-4-j】【資料 5-4-k】【資料 5-4-l】【資料 5-4-m】【資料 5-4-n】【資料 5-4-o】【資料 5-4-p】【資料 5-4-q】【資料 5-4-

r) 【資料 5-4-s】 【資料 5-4-t】 【資料 5-4-u】 【資料 5-4-v】 【資料 5-4-w】 【資料 5-4-x】

【資料 5-4-y】

【自己評価】

研究倫理に関する規程類は適切に整備され、各種規程及び実施要領に基づき、競争的研究費等の不正使用も含めた研究不正防止計画の策定と研究倫理教育の厳正な運用がなされているものと判断している。

#### 5-4-③ 研究活動への資源の配分

【事実の説明】

「尚綱大学・尚綱大学短期大学部個人研究費規程」に基づき、本学及び併設の短期大学部の専任教員に対して個人研究費を支給している。個人研究費は、基盤研究費と特別研究費に分け、受給者はそれぞれ年度当初に計画書を作成し学長に提出する。規程に則り、令和 6(2024)年度の基盤研究費は一人当たり年額 80,000 円を配分した。特別研究費は、理事長と学長との協議により予算の範囲で個々に決定すると規定しており、申請書を精査の上、研究実績に応じて配分額を決定している。具体的には、申請者のうちこれまでに一定の研究実績があり研究計画が妥当な申請者に定額を支給するとともに、科研費の申請者に対しては、その採択・不採択にかかわらず特別加算を実施して支給している。科研費の申請者に対して特別研究費を加算して支給することによって、教員の研究意欲を高め、研究意欲の高い教員が成果を挙げることのできる研究環境を整備している。また、他の外部資金への応募を推進し、それらの獲得を目指している。【資料 5-4-z】 【資料 5-4-aa】

科研費等、外部資金導入にあたっては、学長及び科研費獲得経験者による競争的研究費等申請書の書き方や注意点に関する研修を行うなど、外部資金獲得に向けた支援をしている。その結果、本学の直近 3 年間の科研費獲得総額は、令和 4(2022)年度 11,135,000 円、令和 5(2023)年度 18,154,000 円、令和 6(2024)年度 16,770,000 円と増加傾向にある。【資料 5-4-ab】 【資料 5-4-ac】 【資料 5-4-ad】

ここ数年は特に、生命科学分野の精密機器室や共同実験室の整備を進めているが、それに加え、食品加工学分野研究に関連する備品の整備も進めている。令和 4(2022)年度は高感度化学発光・蛍光撮影装置やオートクレーブ等、そして令和 5(2023)年度には高速冷却遠心機や冷却付きインキュベータ等を更新・設置、令和 6(2024)年度は冷結乾燥機を導入するなど、精密機器室や共同実験室、食品加工学実習室の研究設備の充実に努めた。

なお、本学は大学院を設置しておらず、小規模大学のため RA(Research Assistant) は設けていないが、教員の研究活動を支援するために外部研究経験者や学生アルバイトに研究補助や入力作業等の軽作業を依頼するなど、研究活動への人的支援を行っている。【資料 5-4-m】 【資料 5-4-ae】

【自己評価】

研究活動への研究費は規程に基づき適切に配分され、さらに意欲的な教員の研究活動への支援と科研費等の外部資金獲得を促す方策がなされている。また、共同実験室や食品加工学実習室の整備などの物的支援と外部研究経験者や学生アルバイトを活用

した人的支援が適切に実施されているものと判断している。

<資料一覧>

研究環境に関する調査の結果

【資料 5-4-1】

研究環境整備の方針・計画

【資料 5-4-2】

研究倫理に関する規則

【資料 5-4-3】

研究費の適正利用に関するマニュアル

【資料 5-4-4】

研究活動への資源配分に関する規則

【資料 5-4-5】

研究活動に対する RA など人的支援に関する規則

【資料 5-4-6】

科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書

【資料 5-4-7】

外部資金応募・獲得の実績値一覧

【資料 5-4-8】

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 5-4-a】 九品寺キャンパス（校舎案内図）

【資料 5-4-b】 武蔵ヶ丘キャンパス（校舎案内図）

【資料 5-4-c】 生活科学部・精密機器室機器・備品一覧

【資料 5-4-d】 共同実験室機器・備品一覧

【資料 5-4-e】 尚綱大学図書館利用規程

【資料 5-4-f】 学校法人尚綱学園 行動規範

【資料 5-4-g】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部における競争的研究費等に関する不正防止計画

【資料 5-4-h】 尚綱大学及び尚綱大学短期大学部における競争的研究費等の管理等に関する規程

【資料 5-4-i】 尚綱大学及び尚綱大学短期大学部における競争的研究費等に係る間接経費の取扱要項

【資料 5-4-j】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究倫理規程

【資料 5-4-k】 コンプライアンス教育・啓発活動実施要領

【資料 5-4-l】 「尚綱大学・尚綱大学短期大学部における競争的研究費等に関する規程」に基づく責任体制

【資料 5-4-m】 尚綱大学及び尚綱大学短期大学部における競争的研究費等の取扱要項

【資料 5-4-n】 尚綱大学及び尚綱大学短期大学部における競争的資金等の不正使用に関する通報窓口

【資料 5-4-o】 競争的研究費等の相談窓口

【資料 5-4-p】 尚綱大学及び尚綱大学短期大学部における研究活動の不正行為の防止対策等に関する規程

【資料 5-4-q】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部における研究活動の不正行為に係る通報及び調査等に関する規程

【資料 5-4-r】 研究活動の不正行為不正使用通報窓口対応者一覧

【資料 5-4-s】 尚綱大学及び尚綱大学短期大学部共同研究規程

【資料 5-4-t】 尚綱大学における毒物及び劇物の取扱いに関する規程

【資料 5-4-u】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部動物実験規程

【資料 5-4-v】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部遺伝子組換え実験安全管理規程

【資料 5-4-w】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部生命倫理規程

【資料 5-4-x】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部生命倫理審査委員会規程

【資料 5-4-y】 競争的研究費使用ハンドブック 2024

【資料 5-4-z】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部個人研究費規程

【資料 5-4-aa】 令和 6 年度研究費の個人別一覧表

【資料 5-4-ab】 競争的研究費申請書の書き方や注意点に関する研修資料

【資料 5-4-ac】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部外部研究資金申請・獲得状況

【資料 5-4-ad】 令和 6 年度科研費・外部研究費採択状況

【資料 5-4-ae】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部学生アルバイト雇用規程

**〔基準 5 の自己評価〕**

<p><b>(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み</b></p>
<p>管理運営の機能性については、学長補佐が学長を適切に補佐し、評議会等の組織を通じて教職員の意見を反映する体制が整備されている。学長の意思決定を支えるため、各種会議や委員会が機能し、教学マネジメント体制が明確に規定されている。また、事務組織の職務分掌や職員配置も適切に整備されており、管理体制の統括も行われている。</p> <p>教員の配置については、教員の確保と配置は大学設置基準に準拠し、専門性や適合性を考慮して実施されている。採用・昇任の審査や人事評価の規程も整備され、適切に運用されていると判断される。</p> <p>教員・職員の研修・職能開発については、授業改善アンケートや FD 研修会などの FD 活動が全学的に実施され、定期的な見直しと新たな取組みも行われている。SD 推進部会が年間研修計画を策定し、職員向けの SD 研修会も適切に実施され、研修内容の見直しが継続されている。</p> <p>研究支援については、研究室の配置や研究環境の整備が適切に行われ、研究支援の事務業務も適切に運営されている。研究費は規程に基づき配分され、外部資金獲得の支援も実施されている。また、共同実験室の整備や人的支援も適切に行われている。</p>
<p><b>(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など</b></p>
<p>副学長、学長補佐の組織上の位置付け及び役割を明確にし、機能するために明文化することを検討する。</p> <p>規程に基づく研究費の配分を継続して行うとともに、外部資金獲得に向けた支援の強化と共同実験室等の整備を促進する。</p> <p>共同研究や地域連携に基づく研究活動などを推進する。</p>
<p><b>(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定</b></p>
<p>学長のリーダーシップのもとで教学マネジメントが適切に機能するよう点検しつつ、各組織の連携及び教職協働を継続して行う。</p> <p>教員の配置は、大学設置基準で規定される必要な教員数を確保した上で、本学規程に基づき適切に実施している。今後、令和 5(2023)年 10 月 1 日に施行された大学設置基準の一部改正に伴う関係規程の改正と学内整備を進める。また、現在取り組んでいる FD 活動を継続して行うとともに、教員の能力を更に伸ばできるように、実施要領の見直しや FD 活動で得られた情報を IR と連動して分析し、その分析結果の有効的な活用法を検討する。加えて、社会情勢の変化にも適応するよう、外部講師の招へいや他大学の事例を参考にした質の高い FD を検討する。一方で、教員の海外研修等に関する取扱いを適切に整理するため、教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程の整備を進めている。</p> <p>職員の能力を高めるのみならず見識を広めるために、研修会のテーマを特定の分野に偏ることなく広範囲に亘って設定するよう計画する。その際、アンケート調査等を活用して職員からの意見・要望も取り入れる。</p> <p>科研費や外部資金獲得のために、有効な研修などを実施し研究費獲得の支援を行う。</p>

外部資金申請に関する情報を広く収集し、学内研究者に迅速に周知する。

**基準 6. 経営・管理と財務**

**基準項目 6-1 経営の規律と誠実性**

<b>基準項目</b>	6-1	経営の規律と誠実性
<b>担当</b>	学園事務局総務課	
<b>責任者</b>	久野学園事務局長	
<b>担当者</b>	古澤総務課長、河津経理課長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 経営の規律と誠実性の維持	<input type="checkbox"/> 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実にしているか。 <input type="checkbox"/> 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。
② 環境保全、人権、安全への配慮	<input type="checkbox"/> 環境や人権について配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。

**2. 基準項目 6-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- 組織倫理に関する規則
- 情報公表に関する規則
- 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL
- 私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL
- 内部統制の組織体制を示す図
- 内部統制に関する規則
- ハラスメント防止に関する規則
- 個人情報保護に関する規則
- 危機管理に関する方針・規則
- 危機管理に関するマニュアル

**※関連する参照法令**

- ・学校教育法施行規則【第 172 条の 2】
- ・私立学校法【第 20 条、第 27 条、第 36 条、第 37 条、第 39 条、第 103 条、第 106 条、第 107 条、第 108 条、第 148 条、第 151 条】

## 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

## 【事実の説明】

「学校法人尚綱学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 16 条に基づいて理事会を置き、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定している。同様に、第 21 条に基づき評議員会を置き、法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、意見を述べ、第 23 条に定められた諮問事項については、「理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。」と規定している。加えて、同第 7 条に基づき監事を選任し、第 15 条に「業務の監査、財産状況の監査、理事の業務執行状況の監査等」を規定している。これらの規定を確実に履行し徹底することで、経営の規律を維持し、適切な運営を行っている。また、「尚綱学園監事監査基準」を令和 5(2023)年 3 月に改正し、「財務の状況」及び「理事の業務執行状況（「教学監査」を含む）」の監査に対する監事機能の強化を図っている。【資料 6-1-a】【資料 6-1-b】

組織倫理に関しては、「学校法人尚綱学園行動規範」（以下「行動規範」という。）を定め、役員及び全教職員が遵守すべき行動の基準・指針を網羅的に規定している。併せて「職員就業規則」「尚綱学園個人情報保護規程」「学校法人尚綱学園公益通報に関する規程」等で誠実性を担保し、健全な経営を維持している。【資料 6-1-c】【資料 6-1-d】【資料 6-1-e】【資料 6-1-f】

なお、寄附行為は閲覧に供するだけでなく、尚綱学園（以下「学園」という。）ホームページに公開し、さらに学内教職員用 Web ページにも掲載している。また、行動規範は、尚綱大学・尚綱大学短期大学部（以下「本学」という。）ホームページへの公開や学内教職員用 Web ページへの掲載だけでなく、学生・教職員の目につきやすい場所に掲示して広く周知徹底を図っている。その他の規程もすべて学内教職員用 Web ページに掲載し、いつでも全教職員が確認できる体制をとっている。

さらに、令和元(2019)年に制定した大学運営における自主的な行動規範である「尚綱大学・尚綱大学短期大学部ガバナンス・コード」（以下「ガバナンス・コード」という。）は、令和 3(2021)年と令和 5(2023)年に一部見直しを行い、学内教職員用 Web ページや本学ホームページに掲載して教職員へ周知するとともに公表している。加えて、ガバナンス・コードの遵守状況について自主点検を行い、毎年度その結果を公表している。【資料 6-1-g】

情報公開については、私立学校法第 47 条で指定している事項を含め、同第 63 条の 2 に基づき、「寄附行為」「役員等名簿」「役員に対する報酬等の支給の基準」「事業報告書」「監査報告書」「貸借対照表」「収支計算書」「財産目録」等を、ホームページの情報公開ページに公表している。また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で公表が定められている本学の教育研究活動等の状況並びに教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で公表が定められている教員の養成の状況に関する情報の 6 項目についても、ホームページの情報公開ページにて公表している。

令和 7(2025)年度私立学校法改正に向け、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制、その他学校法人の業務の適正を確保するために必要な体制として、「内部統制システムに関する体制（イメージ）」、「内部統制システム整備の基本

方針（案）」として整備した。【資料 6-1-h】【資料 6-1-i】

**【自己評価】**

寄附行為の制定のほか、行動規範やガバナンス・コードの改正を適宜行い、尚綱大学学則（以下「学則」という。）及び各種規程等で組織倫理・規律に関する諸規則を定め、それぞれを適正に公表しており、経営の規律と誠実性の維持は適正であると判断している。

**6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮**

**【事実の説明】**

環境保全、人権、安全への配慮に関しては、行動規範に定めるほか、「職員就業規則」第 8 章に安全及び衛生に関する事項を定め、衛生委員会を設置している。また、設置校における労働安全衛生に関する法令等並びに教職員の保健及び安全保持に関する必要な事項を「安全衛生管理規程」に定め、職場の環境保全・安全対策の改善に努めている。【資料 6-1-3】【資料 6-1-d】【資料 6-1-j】

衛生委員会は、毎年度始めに年間の実施計画を立て、産業医出席のもと原則毎月 1 回定期的に委員会を開催している。産業医が毎月 1 回学内に駐在し、衛生委員会への出席や教職員に対する心のケア、ストレスチェックの実施やその結果に基づく助言・指導など、教職員の健康管理について幅広く対応している。令和 6(2024)年度のストレスチェックは、12 月 2 日(月)から 12 月 9 日(月)にかけて行った。学生に対する心のケアについては、養護教諭による「保健だより」等のニューズレターを毎月大学ホームページに掲載しているほか、両キャンパスにそれぞれカウンセラー室を設け、そこに養護教諭（キャンパス毎に常勤 1 人ずつ）及び専門のカウンセラー（キャンパス共通で非常勤 2 人）を配置して対応している。また、環境省が推進する 2050 年脱炭素社会の実現に向けた省エネや省 CO2 を図るとともに、現在取り組んでいる SDGs の達成、経費節減運動の一環としてのクールビズやウォームビズによるドレスコードの緩和、冷暖房機の適正温度の遵守を推進しており、快適で働きやすい職場環境づくりを目的として、令和 6(2024)12 月から通年で軽装勤務に取り組んでいる。【資料 6-1-k】【資料 6-1-l】【資料 6-1-m】

人権への配慮に関しては、行動規範において、人権・人格の尊重に関する基本的方針を明示しているほか、「尚綱学園ハラスメント等防止規程」「尚綱学園ハラスメント防止ガイドライン」「尚綱学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」を制定している。なお、令和 3(2021)年 6 月に「尚綱学園ハラスメント等防止規程」の一部改正を行い、ハラスメント委員会において、内部人材だけでなく外部の専門家もしくは弁護士等を必要に応じて委員に加えることができることとした。また、ハラスメント委員会委員長の指名に基づき、年度当初に両キャンパスにハラスメント相談員を配置してハラスメント対応フロー図も含めて本学ホームページ等で学内に周知している。ハラスメント相談員については、尚綱学園全体で約 20 名配置し、令和 4(2022)年度からは弁護士の外部相談窓口を設置することで、情報漏洩等のリスクが生じないよう配慮している。学生に対しては、新入学時のオリエンテーションにおいてハラスメント等に関する説明を行っている。令和 6(2024)年度は、SD 研修の一環として全教職員を対象とした学外講師によるハラスメント研修会を令和 7(2025)年 3 月(予定)に開催した。【資料 6-1-c】【資料 6-1-n】【資料 6-1-o】【資料 6-1-p】【資

**料 6-1-q) 【資料 6-1-r】**

個人情報保護に関しては、行動規範において基本方針を明確に定めるほか、「個人情報保護方針」「尚綱学園個人情報保護規程」「秘密保持規程」「尚綱学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」「学校法人尚綱学園情報システム運用基本方針」「学校法人尚綱学園情報システム運用基本規程」等を制定し、説明会やオリエンテーション等を通して職員・学生・生徒・保護者の啓蒙に努めている。また、マイナンバー制度に対しても「尚綱学園特定個人情報取扱規程」の整備をはじめ、実効性のある体制を整備して対応している。【資料 6-1-c) 【資料 6-1-e) 【資料 6-1-s) 【資料 6-1-t) 【資料 6-1-u) 【資料 6-1-v) 【資料 6-1-w)

情報システムに関しては、「学校法人尚綱学園情報システム運用基本方針」「学校法人尚綱学園情報システム運用基本規程」等、情報システム環境や情報システム運用・管理に関する諸規程を制定し、学園の情報システムの健全かつ安定的な運用・管理の保持に努めている。また、情報システムに関する一元的な運用・管理を実施するために、学園本部と各設置校を跨ぐ組織横断的な委員会として「情報システム委員会」を設置している。【資料 6-1-u) 【資料 6-1-v) 【資料 6-1-x) 【資料 6-1-y) 【資料 6-1-z) 【資料 6-1-aa) 【資料 6-1-ab) 【資料 6-1-ac) 【資料 6-1-ad) 【資料 6-1-ae) 【資料 6-1-af) 【資料 6-1-ag) 【資料 6-1-ah)

学園が対処すべき様々な危機に対しては、危機管理委員会を設置するほか、それぞれの事象に対応する委員会を適宜設置し、緊急性を要する場合はさらに緊急対策本部を立ち上げるなどして組織体制を整備している。また、「危機管理規程」「コンティンジェンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）」「アクションプラン」を制定し、危機事象の発生時の対応や予防に関する危機管理体制を整備している。また、防災・減災の観点から災害用備蓄の見直し、施設整備の拡充についても計画的に取り組んでいる。防災面については、毎年度策定している「危機管理プログラム」に基づき、法令に従った消防設備等点検を行い、火災避難訓練を少なくとも1回行っている。令和6(2024)年度も、九品寺キャンパス、武蔵ヶ丘キャンパス其々において、学生・生徒・教職員全員参加での避難訓練を実施した。防犯面については、24時間体制で守衛を配置し、加えて、令和2(2020)年3月、両キャンパスに防犯カメラを計38台設置して学生・教職員等の安全確保に取り組んでいる。【資料 6-1-ai) 【資料 6-1-aj) 【資料 6-1-ak) 【資料 6-1-al) 【資料 6-1-am)

以上に加え、環境保全、人権、安全への配慮に対する網羅的な取組みとして、令和3(2021)年10月に熊本県SDGs登録制度に申請、令和4(2022)年1月登録しており、令和6(2024)11月に更新手続きを行い、令和7(2025)年1月から令和10(2028)年までの登録更新が完了している。引続き持続可能な開発目標にチャレンジしている。

**【自己評価】**

環境保全と安全への配慮は、行動規範、「職員就業規則」「安全衛生管理規程」等の各規程に基づき適切に行われていると判断している。

人権への配慮に関しては、行動規範で明確に定め周知している。また、ハラスメントに関する規程及び具体的な事例を例示したガイドライン等を開示し、周知徹底を図るとともに、SD研修会等による啓発活動を実施している。ハラスメント事案に関しては、ハラスメント相談員の配置・周知及びハラスメント委員会等が機能していると判断している。

個人情報保護に関しては、基本方針の明確化と合わせて関連する諸規程等を整備して厳正に対応しており、適切に行われていると判断している。

危機管理、環境保全、安全への配慮は、組織態勢・危機管理体制について一層の整備・充実に努め、適切に機能・運用していくこととしており、緊急時の対応に関しても、危機管理委員会や緊急対策本部等の活動を通して適切に行われていると判断している。

### <資料一覧>

#### 組織倫理に関する規則

【資料 6-1-1】 学校法人尚綱学園寄附行為

【資料 6-1-2】 尚綱学園監事監査基準

【資料 6-1-3】 学校法人尚綱学園行動規範

【資料 6-1-4】 職員就業規則

【資料 6-1-5】 尚綱学園個人情報保護規程

【資料 6-1-6】 学校法人尚綱学園公益通報に関する規程

【資料 6-1-10】 安全衛生管理規程

#### 情報公表に関する規則

【資料 6-1-7】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部ガバナンス・コード

#### 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure/>

#### 私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/>

#### 内部統制の組織体制を示す図

【資料 6-1-8】 内部統制システムに関する体制（イメージ）

#### 内部統制に関する規則

【資料 6-1-9】 内部統制システム整備の基本方針（案）

#### ハラスメント防止に関する規則

【資料 6-1-14】 尚綱学園ハラスメント等防止規程

【資料 6-1-15】 尚綱学園ハラスメント防止ガイドライン

【資料 6-1-16】 尚綱学園ソーシャルメディア利用のガイドライン

【資料 6-1-17】 ホームページ掲載ハラスメント相談窓口

【資料 6-1-18】 令和 6(2024)年度ハラスメント研修会資料

#### 個人情報保護に関する規則

【資料 6-1-16】 尚綱学園ソーシャルメディア利用のガイドライン

【資料 6-1-19】 個人情報保護方針

【資料 6-1-20】 秘密保持規程

【資料 6-1-21】 尚綱学園情報システム運用基本方針

【資料 6-1-22】 尚綱学園情報システム運用基本規程

【資料 6-1-23】 尚綱学園特定個人情報取扱規程

【資料 6-1-24】 学校法人尚綱学園情報システム運用・管理規程

【資料 6-1-25】 学校法人尚綱学園情報セキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)設置規程

【資料 6-1-26】 学校法人尚綱学園情報システム非常時行動計画に関する規程

【資料 6-1-27】 学校法人尚綱学園情報各付け基準

【資料 6-1-28】 学校法人尚綱学園情報システム利用規程

【資料 6-1-29】 学校法人尚綱学園情報システムに関する年度講習計画

【資料 6-1-30】 学校法人尚綱学園情報セキュリティ監査規程

【資料 6-1-31】 学校法人尚綱学園事務情報セキュリティ対策基準

【資料 6-1-32】 学校法人尚綱学園全学認証基盤運用管理規程

【資料 6-1-33】 学校法人尚綱学園全学認証基盤認証接続規程

【資料 6-1-34】 学校法人尚綱学園全学認証基盤アカウント利用規程

□ 危機管理に関する方針・規則

【資料 6-1-35】 危機管理規程

□ 危機管理に関するマニュアル

【資料 6-1-36】 コンティンジェンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）

【資料 6-1-37】 アクションプラン

【資料 6-1-38】 令和 6 年度危機管理プログラム

【資料 6-1-39】 避難訓練の実施について

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 6-1-a】 学校法人尚綱学園寄附行為

【資料 6-1-b】 尚綱学園監事監査基準

【資料 6-1-c】 学校法人尚綱学園行動規範

【資料 6-1-d】 職員就業規則

【資料 6-1-e】 尚綱学園個人情報保護規程

【資料 6-1-f】 学校法人尚綱学園公益通報に関する規程

【資料 6-1-g】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部ガバナンス・コード

【資料 6-1-h】 内部統制システムに関する体制（イメージ）

【資料 6-1-i】 内部統制システム整備の基本方針（案）

【資料 6-1-j】 安全衛生管理規程

【資料 6-1-k】 令和 6 年度衛生委員会資料

【資料 6-1-l】 令和 6 年度ストレスチェック実施について

【資料 6-1-m】 軽装勤務の通年化について（令和 6 年 11 月 21 日事務連絡）

【資料 6-1-n】 尚綱学園ハラスメント等防止規程

【資料 6-1-o】 尚綱学園ハラスメント防止ガイドライン

【資料 6-1-p】 尚綱学園ソーシャルメディア利用のガイドライン

【資料 6-1-q】 ホームページ掲載ハラスメント相談窓口

【資料 6-1-r】 令和 6(2024)年度ハラスメント研修会資料

【資料 6-1-s】 個人情報保護方針

【資料 6-1-t】 秘密保持規程

- 【資料 6-1-u】 尚綱学園情報システム運用基本方針
- 【資料 6-1-v】 尚綱学園情報システム運用基本規程
- 【資料 6-1-w】 尚綱学園特定個人情報取扱規程
- 【資料 6-1-x】 学校法人尚綱学園情報システム運用・管理規程
- 【資料 6-1-y】 学校法人尚綱学園情報セキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)設置規程
- 【資料 6-1-z】 学校法人尚綱学園情報システム非常時行動計画に関する規程
- 【資料 6-1-aa】 学校法人尚綱学園情報各付け基準
- 【資料 6-1-ab】 学校法人尚綱学園情報システム利用規程
- 【資料 6-1-ac】 学校法人尚綱学園情報システムに関する年度講習計画
- 【資料 6-1-ad】 学校法人尚綱学園情報セキュリティ監査規程
- 【資料 6-1-ae】 学校法人尚綱学園事務情報セキュリティ対策基準
- 【資料 6-1-af】 学校法人尚綱学園全学認証基盤運用管理規程
- 【資料 6-1-ag】 学校法人尚綱学園全学認証基盤認証接続規程
- 【資料 6-1-ah】 学校法人尚綱学園全学認証基盤アカウント利用規程
- 【資料 6-1-ai】 危機管理規程
- 【資料 6-1-aj】 コンティンジェンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）
- 【資料 6-1-ak】 アクションプラン
- 【資料 6-1-al】 令和 6 年度危機管理プログラム
- 【資料 6-1-am】 避難訓練の実施について

**基準項目 6-2 理事会の機能**

<b>基準項目</b>	6-2	理事会の機能
<b>担当</b>	学園事務局総務課	
<b>責任者</b>	久野学園事務局長	
<b>担当者</b>	古澤総務課長、河津経理課長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性	<input type="checkbox"/> 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。 <input type="checkbox"/> 理事会の運営を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 理事の選任を適切に行っているか。
② 使命・目的の達成への継続的努力	<input type="checkbox"/> 大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。

**2. 基準項目 6-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- 法人の意思決定に関する組織図
- 予算・決算を承認した際の理事会の議事録
- 理事を選任する会議体の規則
- 理事を選任した際の会議体の議事録
- 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録
- 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書

**※関連する参照法令**

- ・私立学校法【第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 36 条、第 37 条、第 39 条、第 43 条、第 100 条、第 103 条、第 104 条、第 146 条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

理事会を学校法人の最高意思決定機関として位置づけており、寄附行為に基づき適切に運営している。3月、5月、7月、10月、12月の定時開催のほか、必要に応じ臨時に開催しており、令和7(2025)2月に臨時開催した。学校教育法、私立学校法の一部改正に伴って令和2(2020)年4月に改正した寄附行為について、令和3(2021)年10月に再度改正を行い、理事・監事の職務及び責任の明確化を図った。このことから、理事会・監事・評議員会は、より一層の機能の明確化と実効性の強化が図られ、学園及び設置校の持続的発展に向けた使命・目的を達するための意思決定を行っている。また、令和7(2025)年4月1日施行に向け私立学校法改正に向けた寄附行為改正案を理事会・評議員会において審議した。【資料6-2-a】

寄附行為第5条に定められる理事の定数は、7人以上9人以内である。理事会の構成員である理事の選任は、寄附行為第6条の規定に基づき適切に行っている。理事のうち1名を理事総数の過半数の決議により理事長に選任し、理事長は学校法人を代表し、その業務を総理している。

また、理事の理事会欠席時の対応については、平成27(2015)年度から、概ね1週間前の事前配布する議案等に対し書面で議決権を行使する「議決権行使書」で意思表示している。

令和6(2024)年度は、理事会を定例5回、臨時1回を開催して重要事項の審議決定を行った。理事会の開催状況及び出席状況は以下のとおりである。

【表6-2-a】令和6(2024)年度理事会開催状況及び出席状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数等			監事の出席状況(人/人)
	定員	現員(a)		出席者数(b)	出席率(b/a)	うち意思表示者数	
理事会	7~9人	8人	令和6(2024)年5月24日	8人	100%	2人	1/2
	7~9人	8人	令和6(2024)年7月22日	8人	100%	0人	2/2
	7~9人	8人	令和6(2024)年10月28日	8人	100%	2人	2/2
	7~9人	8人	令和6(2024)年12月16日	8人	100%	0人	2/2
	7~9人	8人	令和7(2025)年2月7日	8人	100%	1人	2/2
	7~9人	8人	令和7(2025)年3月24日	8人	100%	1人	2/2

また、管理部門と教学部門の機動的・戦略的意思決定のための仕組みとして、理事長・常務理事・学長・校長・学園事務局長の常勤理事及び大学事務局長・学園事務局総務部長、(事案により尚綱大学附属こども園園長)で構成される常勤理事会を設置している。「尚綱学園常勤理事会規程」第2条の(目的)には、「学園の業務の円滑な運営を図るために、業務に関する重要な事項について報告、協議する」と定め、原則隔週1回開催している。令和6(2024)年度は、26回開催している。【資料6-2-b】

**【自己評価】**

令和2(2020)年及び令和3(2021)年の寄附行為の改正に伴い、理事会、評議員会の機能強化、理事・監事の職務と責任の明確化が図られるなど、使命・目的の達成に向けた意思決定の体制整備と機能性強化が一層充実したと認識している。原則隔週毎に開催される常勤理事会が経営及び教学の重要課題や懸案事項について迅速かつ適切に協議・検討する体制となっている。また、理事会・評議員会での決議事項は大学・短期大学部評議会や教授会等で、常勤理事会の決定事項は学長・学長補佐会議等のほか、特に事務関連事項については事務部門会議等でも報告・指示されるなど、可及的速やかに実施に移すための組織体制が整備されており、機動性を持った戦略的組織運営が有効に機能している。理事会の出席状況及び欠席時の対応については、適切に取り組まれていると判断している。

**6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力**

**【事実の説明】**

本学は使命・目的を「建学の精神」「教育理念」に基づき、「尚綱大学学則」第1条に規定して、継続的に運営している。平成25(2013)年にスタートした「第一期中長期計画(「尚綱学園の長期ビジョン(将来像)と中長期行動計画」)」が令和4(2022)年度に最終年度を迎えたことから、長期ビジョン(将来像)に関する総括及び中長期行動計画に関する実績の総括を行った。また、令和5(2023)年4月からスタートした「第二期中長期計画2023年4月～2033年3月」(以下「第二期中長期計画」という。))においては、令和15(2033)年3月までの10年間の目指すべき姿(ビジョン)を掲げ、学園の現状と課題、学園を取巻く環境変化や今後の方向性を踏まえ、その達成のために中長期的な重点施策に取り組んでいる。【資料6-2-c】

令和5(2023)年4月に第二期中長期計画について全教職員に説明会を開催し、学内教職員用Webページや本学ホームページで学内外に周知するなど、第二期中長期計画を学園の公約として明示している。また、諸施策の実現に向けて継続的に現状分析を行いながら、これらに優先順位を付けて目標達成に向けて取り組んでいる。

**【自己評価】**

第二期中長期計画の制定のほか、諸計画・諸施策の実行と進捗管理は適切に行なわれ、使命・目的の実現に向けた継続的努力がなされているものと判断している。

**<資料一覧>**

法人の意思決定に関する組織図

**【資料6-2-1】**

予算・決算を承認した際の理事会の議事録

**【資料 6-2-2】**

- 理事を選任する会議体の規則

**【資料 6-2-3】**

- 理事を選任した際の会議体の議事録

**【資料 6-2-4】**

- 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録

**【資料 6-2-5】**

- 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書

**【資料 6-2-6】**

- 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

**【資料 6-2-a】** 学校法人尚綱学園寄附行為

**【資料 6-2-b】** 尚綱学園常勤理事会規程

**【資料 6-2-c】** 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

**基準項目 6-3 管理運営の円滑化とチェック機能**

<b>基準項目</b>	6-3	管理運営の円滑化とチェック機能
<b>担当</b>	学園事務局総務課	
<b>責任者</b>	久野学園事務局長	
<b>担当者</b>	古澤総務課長、河津経理課長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 法人の意思決定の円滑化	<input type="checkbox"/> 意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。
② 評議員会と監事のチェック機能	<input type="checkbox"/> 評議員会の選任を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 評議員会の運営を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 監事の選任を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 監事は、監事の職務を適切に行っているか。

**2. 基準項目 6-3 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- 評議員を選任した際の会議体の議事録
- 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録
- 予算・決算を審議した際の評議員会の議事録
- 監事監査に関する規則
- 監事監査計画書

**※関連する参照法令**

- ・私立学校法【第 39 条、第 45 条、第 46 条、第 52 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条、第 61 条、第 62 条、第 66 条、第 78 条、第 80 条、第 100 条、第 103 条、第 105 条、第 145 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 法人の意思決定の円滑化

##### 【事実の説明】

学校法人の最高意思決定機関である理事会の決定事項は、理事会終了後の直近の大学・短期大学部評議会にて報告し、その後教授会等でも報告するなど、理事以外の教職員にも適宜適切に周知している。

法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を保つ仕組みとして、理事長を議長とし、常務理事、学長、校長、園長（必要に応じ）、学園事務局長、大学事務局長、総務部長を構成員とする常勤理事会を設置している。原則隔週開催している常勤理事会は、管理部門と教学部門の機動的・戦略的な協議・検討・報告機関として機能し、理事長のリーダーシップが発揮できる内部統制環境を担保している。

法人及び大学の事務関連業務に関しては、事務部門会議を設置し、事務部門相互の連携強化を図っている。大学においては、毎月開催の大学・短期大学部評議会、教授会、学科会議のほか、原則隔週開催の学長・学長補佐会議を設置し、本学の教育・研究・学生支援等に係る大学・短期大学部の業務運営に関する重要事項、法人及び各学校間の連絡調整が必要な重要事項について報告・協議している。なお、令和6(2024)年度は、常勤理事会を26回、事務部門会議を12回、学長・学長補佐会議を6回開催している(令和7年1月末現在)。さらに、管理運営機関及び各部門の連携強化が必要な各種委員会等には、法人部門から学園事務局長及び総務部長がメンバーとして参画している。【資料6-3-a】【資料6-3-b】【資料6-3-c】【資料6-3-d】

また、教職員全体のコミュニケーション円滑化のための親睦組織として「なごみ会」があり、令和5(2023)年度以降、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、キャンパス間の相互交流も深めて徐々に活動を再開している。

教員からの提案については、若手教員も参加する学科会議や各委員会の下部組織である各部会等において提案や意見具申が行われ、有益な提案は上位の教授会、大学・短期大学部評議会へ上申される。また、事務職員からの提案については、近年不活性化傾向にあるが、令和6(2024)年8月に事務職員提案制度の募集を実施し、審議を行った。引続き教職員による意見具申の場について検討を重ね、有効活発な提案制度等の活性化を図る。

##### 【自己評価】

理事会、常勤理事会、事務部門会議、大学・短期大学部評議会、教授会、学長・学長補佐会議など、それぞれが有効に機能しており、法人及び大学の各管理運営機関のコミュニケーションの確保と円滑な意思決定が行われている。また、管理部門と教学部門を総括している常勤理事会の議長を理事長が務めることで、理事長のリーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備されていると判断している。

#### 6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

##### 【事実の説明】

法人部門においては、学校法人の最高意思決定機関は合議制である理事会であり、令和7(2025)年3月末現在では、理事長、常務理事、学長、校長、学園事務局長の計5人

の学内常勤理事と3人の学外非常勤理事で構成されており、教学部門の長である学長、校長は理事として経営にも参画している。理事会は最終的な意思決定と共に、理事の職務の執行を監督している。また、理事会の諮問機関としての評議員会は、寄附行為第25条の規定に従って選任された教職員や卒業生・学識経験者・有識者を構成メンバーに、理事の定数の2倍を超える定数で構成されている。私立学校法第42条及び寄附行為に定められた事項について、理事会決定前にあらかじめ評議員会の意見を聴くとともに、私立学校法第46条で指定している事項については、評議員会に報告して意見を求めている。

寄附行為第7条の規定に従い、評議員会の同意の下、理事・職員・評議員以外から理事長が選任する監事を2人設置している。2人の監事は非常勤ではあるが、それぞれ金融機関の監査役経験者及び弁護士であり、財務・経理及び司法に見識が高く、就任後も文部科学省主催の研修会に参加するなど研鑽を積み、学校法人の業務、財務状況、理事の業務執行状況や教学の状況等の監査を行っている。また、令和2(2020)年4月に寄附行為の改正を行い、理事・監事・評議員の責任を明確にするとともに、理事会、評議員会の機能性確保と監事によるチェックの明確化を行った。さらに、令和3(2021)年10月に理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱いについて寄附行為の改正を行い、私立学校法の趣旨を踏まえた適切な運用の明確化を図った。

令和6(2024)年度に開催した評議員会の開催状況及び出席状況は、以下のとおりで適切な出席状況を保っている。【表6-3-e】【資料6-3-f】【資料6-3-g】

【表6-3-a】令和6(2024)年度評議員会開催状況及び出席状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数等			監事の出席状況(人/人)
	定員	現員(a)		出席者数(b)	出席率(b/a)	うち意思表示者数	
評議員会	18~21人	18人	令和6(2024)年5月24日	18人	100%	2人	1/2
	18~21人	18人	令和6(2024)年7月22日	17人	94%	0人	2/2
	18~21人	18人	令和6(2024)年10月28日	18人	100%	2人	2/2
	18~21人	18人	令和6(2024)年12月16日	18人	100%	0人	2/2
	18~21人	18人	令和7(2025)年2月7日	17人	94%	2人	2/2

	18~21人	18人	令和7(2025) 年3月24日	18人	100%	2人	2/2
<p>教学部門では、大学・短期大学部評議会を設置し、教学に関する予算、組織、規則、人事、教育課程、学生の在籍方針や学位授与方針等を審議しているが、法人部門から常務理事・学園事務局長もメンバーとして加わり、相互チェックによるガバナンス機能の有効性を担保している。【資料6-3-e】</p> <p>加えて、各委員会や委員会の下部組織である部会等の管理運営機関には、学園事務局長、総務部長、所管の事務職員も参画するなど相互チェック体制をとっている。</p> <p>また、独立性確保の立場から、監事による教学監査を含む業務監査及び財産状況の監査、監査法人による会計監査のほかに、監事と監査法人とのミーティング、監事と監査法人それぞれによる理事長・常務理事とのディスカッションも定期的に行われている。令和6(2024)年11月に監事による教学監査の一環として、理事長、常務理事に加え、学長と校長を交えてディスカッションを行った。さらに、理事長直轄の内部監査室を設置し、監事と監査法人との情報共有や連携を密にした三様監査体制を構築している。内部監査室は各管理運営機関の業務執行状況に対し、法令・規程等コンプライアンスの遵守状況を検証し、その結果を業務改善につなげている。</p> <p><b>【自己評価】</b></p> <p>法人及び大学の各管理運営機関については、理事会、評議員会、監事、監査法人、内部監査室、大学・短期大学部評議会、教授会、各委員会のほか、常勤理事会・事務部門会議においても相互チェック機能を有機的に構築しており、ガバナンス体制がそれぞれ有効かつ機動的に機能しており、適切に運営されているものと判断している。</p>							
<b>&lt;資料一覧&gt;</b>							
<input type="checkbox"/> <u>評議員を選任した際の会議体の議事録</u> <b>【資料6-3-1】</b>							
<input type="checkbox"/> <u>監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録</u> <b>【資料6-3-2】</b>							
<input type="checkbox"/> <u>予算・決算を審議した際の評議員会の議事録</u> <b>【資料6-3-3】</b>							
<input type="checkbox"/> <u>監事監査に関する規則</u> <b>【資料6-3-6】尚綱学園監事監査基準</b>							
<input type="checkbox"/> <u>監事監査計画書</u> <b>【資料6-3-7】令和6年度監事監査計画書</b>							
<input type="checkbox"/> <u>自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料</u> <b>【資料6-3-a】尚綱学園常勤理事会規程</b> <b>【資料6-3-b】尚綱学園事務部門会議規程</b> <b>【資料6-3-c】学長・学長補佐会議規程</b> <b>【資料6-3-d】令和6年度委員会編成表</b> <b>【資料6-3-e】尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議員会規程</b>							

【資料 6-3-f】 尚綱学園監事監査基準

【資料 6-3-g】 令和 6 年度監事監査計画書

**基準項目 6-4 財務基盤と収支**

<b>基準項目</b>	6-4	財務基盤と収支
<b>担当</b>	学園事務局総務課	
<b>責任者</b>	久野学園事務局長	
<b>担当者</b>	古澤総務課長、河津経理課長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 財務基盤の確立	<input type="checkbox"/> 大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。
② 収支バランスの確保	<input type="checkbox"/> 収入と支出のバランスが保たれているか。 <input type="checkbox"/> 外部資金の導入の努力を行っているか。
③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営	<input type="checkbox"/> 中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

**2. 基準項目 6-4 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- 予算編成方針
- 財務計画書
- 外部資金導入の実績
- 資産運用に関する規則

**※関連する参照法令**

- ・私立学校法【第 99 条、第 103 条、第 148 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-4-① 財務基盤の確立

##### 【事実の説明】

収入面について、本学が持続的に運営されるために非常に重要な要素となる収入源の多様化として、授業料、寄付金、助成金、研究費、施設貸出等地域社会との連携による収入など、さまざまな収入源を確保する必要がある、特定の収入源に依存するリスクを軽減できるように取り組んでいる。

支出面については、無駄な支出を抑えることで、収支均衡を図り安定した財務状況となる様な予算編成に取り組んでいる。

資産管理については、土地や建物、設備などの資産を適切に管理し、必要に応じて有効活用（施設貸出や遊休地売却等）を行い財務基盤の強化を図っている。

財務透明性については、財務状況を明確にし、理事・監事・評議員及び教職員に対して透明性を持たせるため、理事会・評議員会及び学内研修会で財務報告を行い透明性・信頼性を高めている。

リスク管理については、経済状況や社会情勢の変化に対応するため、予期しない事態に備えた資金の確保や、保険等を活用し対策している。

これらの要素を総合的に考慮し、財務基盤を確立し持続可能な運営となる様に取り組んでいる。

##### 【自己評価】

さまざまな収入源を確保する取り組みは、財務の安定性を高め、支出面においても、無駄な支出を抑えることで収支均衡を図っており、財務基盤の確立が行われていると判断している。

#### 6-4-② 収支バランスの確保

##### 【事実の説明】

本学の財務基盤の安定を図るために、学生生徒等納付金収入確保を第一に、中期財務計画に基づき単年度収支予算の編成を行った。また特別収支では令和 5(2023)年度で計画していた資産売却差額を繰延したため、令和 7(2025)年度の予算に計上し中期財務計画よりは改善したが、赤字予算を策定することとなった。【資料 6-4-a】

その上で、部門別（学部・学科・学校別）事業活動収支計算書の作成、損益分岐点分析、私学事業団等の資料を活用した財務分析を行い、それらの結果等を理事会等へ報告し、学生生徒等の確保に向けた活動による収支改善に取り組んでいる。【資料 6-4-b】

資金収支、事業活動収支において、収入面では、令和 7(2025)年度の入学定員充足率が、現代文化学部は前年度の 56.0%から今年度 45.3%と減少、生活科学部は前年度 92.9%から今年度 104.3%と増加、こども教育学部は前年度の 57.1%から今年度 52.9%と減少、本学全体では前年度 68.4%から今年度 67.0%と下回る結果となった。

一方、支出面では、予算編成時においては、前年度予算を超えない範囲で抑制することを原則とし、予算執行時の精査を厳格に行っている。

こうした状況下、入試アドバイザー及び教職員による高校訪問や進学ガイダンスへの参加、SNS を活用した情報発信やオープンキャンパス参加者や志願者動向等のデー

タ分析に基づく広報活動を積極的に実施し、定員充足率向上に向けた取組みを行っている。また、経常費補助金のうち、一般補助については定員未充足法人へのペナルティの厳格化等が進んでいることから、私立大学等改革総合支援事業等の補助金の継続的獲得を図りつつ、外部資金確保のための研究費獲得及び寄付金への積極的な取組みを実施している。

#### 【自己評価】

収入面では、入試アドバイザー及び教職員による高校への訪問活動や外部機関の進学ガイダンスへの積極的な参加を実施しているが、その効果は次年度以降に反映されるため、令和 7(2025)年度時点では学生生徒等納付金の減少に歯止めがかかっていない。また、令和 5(2023)年 4 月より「尚綱学園みらい募金」を創設しているが、経常寄付金比率は0.4%と大学法人の全国平均1.2%と比較して極めて低い状況となっている。本学園の事業活動収入及び教育活動収入に占める補助金の割合は 35.0%と、全国平均12.0%を大幅に超えており、定員未充足及び外部資金の獲得不足が顕著となっている。

支出面では、管理経費比率及び教育研究経費比率は、予算執行を厳格に行った結果、全国平均並みで推移しているが、人件費を学生生徒等納付金でカバーしきれず、人件費依存率は全国平均 94.7%を上回る 122.5%となっている。加えて、教育・研究目的達成のための施設整備として、令和 2(2021)年度の九品寺キャンパス大学 7 号館新築工事をはじめ、武蔵ヶ丘キャンパス新学部改修工事、九品寺キャンパス大学 4 号館第 2 調理実習室改修、九品寺キャンパス大学 5 号館第 3 調理実習室改修等により、減価償却額は年間 4 億円超となっている。

現状の収支バランスは、学生生徒等納付金の減少により、設備投資に伴う償却費増加分をカバーできていないことを主因に不均衡となっているが、当面の資金繰りに不安はない。令和 6(2024)年度は、上記要因を背景に、使命・目的及び教育目的達成のため、最低限必要な経費支出を実施して収支バランスの改善に努めた。

### 6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

#### 【事実の説明】

学園は、「建学の精神」、「教育理念」に基づき、「尚綱大学学則」第 1 条に定める目的・使命を達成するため、寄附行為に則り、第二期中長期計画を策定している。第二期中長期計画の策定は、寄附行為第 35 条に基づき、五年以上十年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が事業に関する中長期的な計画を編成し、評議員会での諮問を経て、理事会の承認を得ることと規定している。社会に貢献し得る女性の育成を具現化し、広く社会に支持される学園・学校としてあり続けるため、第二期中長期計画において、具体的な事業計画や重点施策を示しており、絶えず教育・研究の維持・向上を図るための改革・改善に取り組んでいる。【資料 6-4-c】【資料 6-4-d】

こうした中、令和 5(2023)年度を始期とする第二期中長期計画と同時に令和 5(2023)年度～令和 9(2027)年度までの 5 か年の中期財務計画・人員計画・施設整備計画を策定している。この中期財務計画では、令和 9(2027)年度で収支均衡となる計画としている。単年度予算編成は、中期財務計画を基に各部署からの概算要求と事業計画との整合性を図りつつ、策定している。また予算管理については、予算執行状況の精査・検

証を徹底し、きめ細かな業務運営を行うよう教職員に周知している。予算の追加、その他変更が必要な場合は、「尚綱学園経理規程」に則り補正予算を編成し、評議員会の諮問を経て理事会で承認を得ている。【資料 6-4-a】【資料 6-4-b】

**【自己評価】**

中長期的な計画を策定し、学園を取巻く様々な環境変化や進捗状況を確認し、実効性のある計画としている。中期財務計画は単年度予算を策定する場合の基礎としており、さらに決算においても中期財務計画との比較を行い、計画的な財務運営が行われているものと判断している。

**<資料一覧>**

予算編成方針

【資料 6-4-1】学校法人尚綱学園経理規程

財務計画書

【資料 6-4-2】中期財務計画

外部資金導入の実績

【資料 6-4-3】

資産運用に関する規則

【資料 6-4-4】学校法人尚綱学園資金運用管理規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 6-4-a】理事会資料令和 7 年度予算書

【資料 6-4-b】理事会議事録

【資料 6-4-c】尚綱大学短期大学部学則

【資料 6-4-d】学校法人尚綱学園寄附行為

**基準項目 6-5 会計**

<b>基準項目</b>	6-5	会計
<b>担当</b>	学園事務局総務課	
<b>責任者</b>	久野学園事務局長	
<b>担当者</b>	古澤総務課長、河津経理課長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 会計処理の適正な実施	<input type="checkbox"/> 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。 <input type="checkbox"/> 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。
② 会計監査の体制整備と厳正な実施	<input type="checkbox"/> 会計監査人の選任を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

**2. 基準項目 6-5 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料☑**

- 経理に関する規則
- 会計監査人の選任に関する規則
- 会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など

**※関連する参照法令**

- ・私立学校法【第 80 条、第 86 条、第 103 条、第 104 条、第 144 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-5-① 財務基盤の確立

##### 【事実の説明】

学園は、会計処理の適正確保のため、学校法人会計基準の趣旨に則った「学校法人尚綱学園経理規程」「学校法人尚綱学園経理規程施行細則」「尚綱学園固定資産及び物品調達規程」「学校法人尚綱学園固定資産及び物品管理規程」「学校法人尚綱学園資金運用管理規程」「尚綱学園決裁権限規程」「学校法人尚綱学園文書取扱・管理規程」「尚綱学園旅費規程」等の諸規程を整備している。【資料 6-5-a】【資料 6-5-b】【資料 6-5-c】【資料 6-5-d】【資料 6-5-e】【資料 6-5-f】【資料 6-5-g】【資料 6-5-h】

「学校法人尚綱学園経理規程」第 14 条に則り決定した年度予算に基づき、予算執行伝票である会計伝票を各部署で起票し、部門や経費区分（教育研究経費と管理経費）、勘定科目の仕訳を行い、証憑書類とともに精査・検証のうえ、法人本部である学園事務局総務部経理課へ回付している。経理課では、回付された会計伝票と証憑書類の内容を学校法人会計基準や法令・規程等に則って再度チェックし、精査・検証を行った上で、会計システムへの登録を行っている。

予算編成は、12 月に各部門・部署の責任者・担当者を対象に予算編成会議を開催し、経理責任者である学園事務局長が次年度の予算編成の重要事項や注意事項を示達している。その上で、各部門・部署から予算単位ごとに概算要求を提出させ、教育環境目的の達成と収支バランスの精査・検証を行い、3 月に予算を編成している。予算の執行状況は毎月末に月次決算を行い、当該年度の収支状況を学園事務局で精査・検証している。また、当初予算は状況変化により計画を変更、または追加することがある。このような場合は、補正予算を編成し、評議員会の諮問を経て、理事会で審議し決定している。【資料 6-5-h】【資料 6-5-i】【資料 6-5-j】

##### 【自己評価】

会計処理は、学校法人会計基準に則り、法令や関連規程等を遵守して、真実正確・明瞭に行われており、会計処理は適切に行われていると判断している。

#### 6-5-② 収支バランスの確保

##### 【事実の説明】

学園の監査システムは、監事による監事監査、監査法人による会計監査及び内部監査室による内部監査の三様監査体制を構築している。

監事は寄附行為第 7 条に則り選任された学外の非常勤監事 2 名で構成しており、私立学校法第 37 条及び寄附行為第 15 条に規定された業務監査と財産状況の監査を実施し、毎会計年度に監査報告書を作成後、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。さらに監事は、理事会・評議員会に出席し、理事の業務執行状況の監査として、予算・決算等の審議のほか、中長期計画及び事業報告による学校法人の経営や運営の状況、教育研究活動の計画と実績の審議等に関して意見を述べている。令和 6(2024)年度は、理事会を 6 回、評議員会を 6 回開催し、2 名の監事のうち、少なくともどちらか一方が毎回出席した。また、監事は令和 6(2024)年 11 月 18 日に理事長・常務理事・学長・校長とのディスカッションを行い、業務監査及び教学監査を実施している。【資料 6-5-k】

監査法人による監査は、私立学校振興助成法第 14 条に基づく貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類監査のほか、法人や大学の運営全般について、管理・運営が適切に行われているかについて内部統制の観点から監査を行い、毎会計年度終了後、理事会に対して監査法人の監査報告書を提出している。また、監査法人は同監査法人が学園に対して年度ごとに立案する監査計画に先立ち、理事者・監事とのディスカッションを実施し、想定されるリスクや取組むべき現下の課題を双方で確認し、ガバナンス強化と内部統制の充実強化に努めている。【資料 6-5-1】【資料 6-5-m】【資料 6-5-n】

内部監査室は、「学校法人尚綱学園内部監査規程」第 6 条による理事長直属の組織で、現在専任職員 1 名を室長として配置している。内部監査室は「学校法人尚綱学園内部監査規程」第 3 条、第 4 条及び第 5 条に基づき、学園全般の内部監査を実施している。内部監査室と監事及び独立監査法人の間では、監査状況に関する報告や意見交換も随時行っており、会計監査・業務監査・システム監査の実効性を高めるとともに、学校法人のガバナンス向上に寄与している。【資料 6-5-o】【資料 6-5-p】

**【自己評価】**

監事による監査及び監査法人による監査、内部監査室による監査とも、会計監査等を行うに足る十分な体制が整備されており、会計監査が適切に行われていると判断している。

**<資料一覧>**

□ 経理に関する規則

【資料 6-5-1】 学校法人尚綱学園経理規程

【資料 6-5-2】 学校法人尚綱学園経理規程施行規則

【資料 6-5-3】 尚綱学園固定資産及び物品調達規程

【資料 6-5-4】 学校法人尚綱学園固定資産及び物品管理規程

【資料 6-5-5】 学校法人尚綱学園資金運用管理規程

【資料 6-5-6】 尚綱学園決裁権限規程

【資料 6-5-7】 学校法人尚綱学園文書取扱・管理規程

【資料 6-5-8】 尚綱学園旅費規程

□ 会計監査人の選任に関する規則

【資料 6-5-9】

□ 会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など

【資料 6-5-10】

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 6-5-a】 学校法人尚綱学園経理規程

【資料 6-5-b】 学校法人尚綱学園経理規程施行規則

【資料 6-5-c】 尚綱学園固定資産及び物品調達規程

【資料 6-5-d】 学校法人尚綱学園固定資産及び物品管理規程

【資料 6-5-e】 学校法人尚綱学園資金運用管理規程

【資料 6-5-f】 尚綱学園決裁権限規程

【資料 6-5-g】 学校法人尚綱学園文書取扱・管理規程

【資料 6-5-h】 尚綱学園旅費規程

【資料 6-5-i】 令和 6 年度補正予算書

【資料 6-5-j】 理事会議事録

【資料 6-5-k】 学校法人尚綱学園寄附行為

【資料 6-5-l】 監事監査報告書

【資料 6-5-m】 独立監査人の監査報告書

【資料 6-5-n】 監査計画立案に先立って実施する面談について(理事者)

【資料 6-5-o】 学校法人尚綱学園内部監査規程

【資料 6-5-p】 監査計画立案に先立って実施する面談について(学園監事)

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

基準項目 A-1 地域連携に関する方針及び体制整備

基準項目	A-1	地域連携に関する方針及び体制の整備
担当	地域連携推進センター運営委員会	
責任者	狩生センター長	
担当者	狩生センター長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 建学の精神、理念、使命・目的を踏まえた地域連携に関する方針の明確化と周知	<input type="checkbox"/> 地域連携に関する方針を適切に設定し、明示しているか。
② 地域連携を促進するための体制の整備	<input type="checkbox"/> 地域連携を促進するために必要な体制が整備されているか。

2. 基準項目 A-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

※指定するエビデンス資料☑

該当なし

※関連する参照法令

該当なし

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### A-1-① 建学の精神、理念、使命・目的を踏まえた地域連携に関する方針の明確化と周知

##### 【事実の説明】

尚綱大学（以下「本学」という。）は、建学の精神及び教育理念を踏まえ「尚綱大学における教育・研究目標」を設定し、その中の1つとして社会連携に関する目標を掲げている。令和5(2023)年度からの新たな「第二期中長期計画 2023年4月～2033年3月」（以下「第二期中長期計画」という。）の中では、社会連携の推進を中長期行動計画の中に位置づけ、「教育研究活動を通じて、地域社会において教育的・学術的・文化的貢献を果たす人材を養成するとともに、地域の課題解決のため、自治体・企業等との連携を推進して、本学の知の成果を社会に還元する」ことを本学及び併設の尚綱大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）全学の共通目標としている。また、評価指標(KPI)に①地域連携事業件数7件以上、②シンポジウム・公開講座・講演会開催件数5回以上、参加人数100人以上、③研究会・交流会の継続的開催、④寄附講座開設数1件以上、⑤シンポジウム・公開講座・講演会受講者の満足度90%以上の5項目を設け、本学の社会連携の具体的な方向性を明確にしている。また、第二期中長期計画、評価指標(KPI)及び地域連携の各事業については、本学ホームページを通じて公表している。【資料 A-1-a】【資料 A-1-b】【資料 A-1-c】

##### 【自己評価】

地域連携に関する方針は、学校法人尚綱学園（以下「学園」という。）のミッション（使命）を踏まえ、本学の教育・研究目標として明確化され、新たな第二期中長期計画においても重点施策として掲げられている。この方向性に沿った各事業によるパブリシティな広報効果には非常に大きいものがあり、適切に周知も行われていると判断している。

#### A-1-② 地域連携を促進するための体制の整備

##### 【事実の説明】

本学は短期大学部と協働して地域連携にかかわる四つの組織として、尚綱地域連携推進センター（以下「地域連携推進センター」という。）、尚綱子育て研究センター（以下「子育て研究センター」という。）、尚綱食育研究センター（以下「食育研究センター」という。）、尚綱ボランティア支援センター（以下「ボランティア支援センター」という。）を運営している。上記四つのセンターの取組みについては、「尚綱地域連携推進センター運営委員会規程」に基づき、各センターの代表者に教職員を加えたメンバーで尚綱地域連携推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を構成している。各センターの個別の事業に関しては、基準項目 A-2 で後述するが、運営委員会を中心として地域連携を促進するための体制を整備している。【資料 A-1-d】【資料 A-1-e】【資料 A-1-f】

##### 【自己評価】

地域連携に関する各センター規程と委員会規程を適切に整備し、各委員会において、各センターの事業の企画・運営を適宜審議する体制が整えられている。また、運営委

員会では、各センターの地域連携事業の検討及び支援等を審議し、地域連携に関する事業の情報交換が行われており、地域連携を促進するための体制は十分に整備されていると判断している。

<資料一覧>

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 A-1-a】 尚綱大学における教育・研究目標

【資料 A-1-b】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

【資料 A-1-c】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部ホームページ  
「地域連携推進センター」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/chiiki/center/>

【資料 A-1-d】 尚綱地域連携推進センター規程

【資料 A-1-e】 尚綱地域連携推進運営委員会規程

【資料 A-1-f】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部ホームページ  
「尚綱地域連携推進センターの理念と目標」

[https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/topics/chiiki\\_8035.html](https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/topics/chiiki_8035.html)

**基準項目 A-2 大学の有する知的資源の社会への還元**

<b>基準項目</b>	A-2	大学の有する知的資源の社会への還元
<b>担当</b>	地域連携推進センター運営委員会、公開講座委員会、各学部	
<b>責任者</b>	狩生センター長	
<b>担当者</b>	狩生センター長、片桐センター長、守田センター長、相良センター長、中川センター長、桑原委員長、柳田学部長、坂田学部長、浜崎学部長	

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>
① 大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的取組み	<input type="checkbox"/> 地域連携の方針に基づき、大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的な取組みが、組織的かつ継続的に行われているか。

**2. 基準項目 A-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

<b>自己判定</b>	満たしている。
-------------	---------

**※指定するエビデンス資料**

該当なし

**※関連する参照法令**

該当なし

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### A-2-① 大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的取組み

##### 【事実の説明】

本学の有する知的資源は、上述で示す四つのセンターに加え、グローバル化推進センター、公開講座委員会や各学部の活動を通して、社会に還元している。

##### ①地域連携推進センター

地域連携推進センターでは、自治体や企業等と協定等を締結し、教育研究活動による成果を社会に還元する活動に取り組んでいる。

令和 2(2020)年に熊本県と連携協定を締結し、くまモンのブランド価値向上や新たな観光の魅力づくりや誇りを持てる地域の創造を目指した「くまモン学プロジェクト」を推進している。加えて、令和 6(2024)年 1 月には、「くまモン学」を基盤にした連携協定を OMO5 熊本 by 星野リゾートと締結し、「くまモン学」の更なる展開を進めている。本プロジェクトでは、くまモンに関する研究、学生への教育や広報に取り組む「くまモン学」を実施しているが、令和 6(2024)年 7 月のオープンキャンパスに「くまモン学」のイベントを実施した。令和 7(2025)年 2 月には「くまモン学研究会」を開催し、くまモンの今後のブランディングについて研究報告と討論等を行うことで、本学の知的資源を社会に還元する取組みを行った。「くまモン学」については、学外からの招聘講義も増加しており、令和 6(2024)年度は、島根大学キャリアアップセミナー／熊本県立大学（新熊本学）／HIGO プログラム行政セミナー／九州地区私立大学事務連絡協議会＜熊本大会＞／2024 アイデアカレッジリカレント教育／きずなの会研修会／八代友愛会研修会／キャンパスパレア生涯学習講座／宇城市議会議員研修会等に招聘され、本学の特色ある学びとして、認知度が上がってきている。【資料 A-2-a】【資料 A-2-b】

##### ②尚綱子育て研究センター

尚綱子育て研究センター運営委員会を 4 回開催し、子育て研究センターの事業を円滑に進めてきた。【資料 A-2-c】

子育て研究センターの研究員がファシリテーター役となり、保育現場との共同研究の場としての「乳幼児保育研究会」を対面及びオンラインのハイブリッド方式で計 9 回開催した。本研究会では、現場の実践報告に対して本学の学問分野からなる専門的知識や研究成果に基づき、保育現場への支援や助言を行った。うち、令和 6 年 9 月 18 日の開催は、九品寺の尚綱食育研究会と合同研究会を企画し実施した。さらに、保育者の早期離職予防の一環として、保育経験豊かな保育・幼児教育アドバイザーを配置し、少人数制で若手保育者や特別支援員も気軽に保育の悩みを話し合い、明日からの保育への意識を高める場づくりとしての機能を果たす「保育 Café」を本年度は 12 回開催した。【資料 A-2-d】

尚綱大学附属こども園子育て支援室どんぐりルームころころが推進する「地域の未就園児とその保護者への子育て支援」の企画・運営に協力し、令和 6(2024)年 6 月 12 日、12 月 9 日、令和 7(2025)年 1 月 22 日に当研究員が出前講座を開き、保育や子育てに関する専門知識の提供を行った。【資料 A-2-e】

また、親子の交流の場を設け、主にひとり親家庭が直面する困難を気軽に話せる子育ての相談の場の提供や子ども・保護者の健康への関心を高める取り組みとして「子育て Café」を本年度は 12 回実施した。【資料 A-2-f】

熊本の保育や子育ての質の向上をめざした学びの場としての第 23 回公開シンポジウムを開催し、昨年度に続き、テーマは特別な配慮を要する子ども達への支援を上げて、令和 6(2024)年 8 月 3 日に実施した。ここでは講演及び対談を通じて、保育関係者や子育てに関心のある市民に対して、熊本の保育や子育ての質の向上につながる満足度の高い学びの場を提供した。【資料 A-2-g】

保育現場と共同して実践研究を重ねていく中で浮上した課題をテーマに、令和 7(2025)年 2 月 5 日に第 10 回保育実践講演会を行った。医療的ケアが必要な子どもに届ける保育についての講演と講師を交えての交流会を実施し、保育者に対して学びの場を提供した。【資料 A-2-h】

子育て研究センター紀要である「児やらい」第 21 巻を発行し、当研究員ならびに本学教員の研究論文を発表し、保育・教育現場に広く公表した。【資料 A-2-i】

### ③尚綱食育研究センター

知的資源を社会へ還元する取組としては、尚綱乳幼児食育研究会（以下、研究会）の開催、天草地区漁業士会や菊陽町との連携事業が挙げられる。研究会を 4 月・7 月・9 月・11 月と 3 月に開催した。園長・副園長・保育士・給食担当者（管理栄養士・栄養士・調理師）が参加し、離乳食や食物アレルギー対応、食育の取組、衛生管理の課題等の意見交換を行った。また 9 月には、尚綱乳幼児保育研究会との合同研修を行い、「保育担当者と調理担当者の食育の連携」に関する実践報告があり、その内容を踏まえてグループワークを行った【資料 A-2-j】

1 月には、「子どもの未来を拓く保育・食育を目指して」～保護者とともにチームで取り組む食育～をテーマに、第 6 回尚綱食育推進シンポジウムを対面・オンラインを取り入れたハイブリッド方式で開催した。尚綱食育推進プロジェクトチームによる研究報告、基調講演、実践報告を行い、130 人の参加があった。【資料 A-2-j】

また、県内の 6 保育施設の協力により、食育推進プログラム「噛む力・飲み込む力を育むプログラム」（保護者講話、学生による食育活動、食育だよりの発行、保育士による食育活動、かみかみメニューの提供、家庭でのかみかみ習慣等）に取り組み、保育者養成及び管理栄養士・栄養士養成を行う本学の特徴を活かした拠点作りに貢献した。

天草地区漁業士会との連携活動については、毎年食育活動の充実と魚食普及、熊本の水産物の魅力の再発見をすることを目的に、令和元（2019）年から毎年、尚綱食育の日（おさかなの日）を開催している。毎回、大変好評で、天草地区漁業士会の御協力で 6 月と 11 月の 2 回お魚の日を実施した。さらに、10 月には熊本県養殖漁協栖本事業所へ見学に行き、養魚場の水産加工における HACCAP 管理や養殖魚の実際について学ぶとともに、天草地区漁業士会の方々との交流を行った。さらに、学生らが作った「天草の魚の紙芝居」と魚つりゲームを用いた食育活動を、天草市の保育所で行った。【資料 A-2-j】

菊陽町との連携事業では、菊陽町の広報誌の「恋する野菜」コーナーに学生が考案したレシピを9年以上毎月掲載している。また、菊陽町杉並木公園スポーツ広場で開催された「すぎなみフェスタ 2024」に、尚綱食育研究センターのブースを展示した。学生・教職員25名が参加し、高血圧症予防をテーマとした減塩について、また栄養バランスや野菜の摂取等について、地域の皆様が楽しみながら学んで頂ける食育を行った。200名以上の参加があり、大変好評だった。【資料 A-2-j】

熊本県の郷土料理への関心を高めるために、クイズ形式の郷土料理かるたの動画（初級編2本、中級編2本）を作成した。小学校5校の協力校で、認知度の検証を行った後、本学のYouTubeにアップする計画である。【資料 A-2-k】

#### ④尚綱ボランティア支援センター

平成26(2014)年に開設されて以来、学生と学部・学科の特徴を生かしたボランティア活動を支援している。当センターでは本学のホームページにおいて、随時、外部団体からのボランティア募集に関する詳細な情報を精査した上でアップロードするとともに、学生にボランティア情報の提供を行っている。また、令和2(2020)年度には当センターのGoogle Classroomを設置し、ボランティア情報の配信に加えて、ボランティア保険の申請用紙、ボランティア登録申込書、ボランティア活動申込書、ボランティア活動報告書の様式ダウンロードを可能にした。令和5(2023)年度にはボランティア登録の方法をGoogle Classroomへのメンバー登録に変更し、ボランティア登録者数の大幅な増加を実現した。加えて、Googleフォームによるボランティア活動申込書及びボランティア活動報告書の様式を追加・運用している。【資料 A-2-l】

今年度も昨年度に引き続き、フードバンク熊本との連携により学内でフードドライブの取り組みを令和6(2024)年6月17日から6月28日の期間で実施し、収集した食料品をフードバンク熊本へ寄付することで地域社会への貢献を行った。また、併設の尚綱高校の生徒会と連携し、令和6(2024)年12月16日から12月18日の期間で実施したフードドライブは、収集した食料品を高校の生徒会経由でフードバンク熊本へ寄付した。【資料 A-2-1】

熊本県との連携事業では、令和6(2024)年9月26日に「食品表示ウォッチャー講習会」を開催し、52人の学生が受講した。受講者の多くは受講後に食品表示ウォッチャー登録証の交付を受け、食品表示ウォッチャーとしてのボランティア活動が可能となった。【資料 A-2-1】

当センター独自のボランティアイベントとしては、令和6(2024)年11月23日および24日に開催された尚綱祭において、福祉施設等への寄付を目的としたバザーを出店し、カップケーキの販売によって得られた利益および募金をこども食堂運営団体に寄付した。その他、江津湖花火大会運営ボランティア、熊本城二の丸広場清掃ボランティア、熊本城マラソン運営ボランティアなど、数々のボランティア活動において情報提供や保険加入手続きなどの活動支援を行った。【資料 A-2-1】

#### ⑤グローバル化推進センター

交換留学では、慈済大学（台湾）3人、仁徳大学校（韓国）3人、上海杉達学院（中国）2人の計8人の留学生を受け入れ、仁徳大学校1人、高雄大学1人の計2人の日

本人学生を派遣した。【資料 A-2-m】

また、短期語学留学では、上海杉達学院から 4 人の留学生を受け入れるとともに、ハワイ大学に 2 人の日本人学生を派遣した。加えて、研修旅行では、仁徳大学校に 10 人(教職員含む)が参加した。【資料 A-2-n】【資料 A-2-o】

#### ⑥公開講座委員会

令和 6(2024)年度の「尚綱公開講座」は、「38 億年の命—多世代で新しい時代を生きる—」をテーマに令和 6(2024)年 10 月 5 日(土)、12 日(土)、19 日(土)の 3 日間にわたり、計 9 講座を開催した。講師は大学教員 6 人、短期大学部教員 3 人の計 9 人が担当し、延べ 221 人の受講があった。受講者の年齢層は 10 代から 90 代までと幅広く、高校生も 5 名の受講があった。受講者の平均年齢は 61 歳と昨年度より若干高くなったが、10 代から 20 代の受講者の割合は 18%と昨年度からさらに増加した。講座の認知方法についても、「Web」という回答が 25%を占め、インターネット等を活用した広報の効果がうかがえる。【資料 A-2-p】【資料 A-2-q】【資料 A-2-r】

#### ⑦各学部の取り組み

生活科学部では、道の駅通潤橋や菊池市のエミュー観光牧場株式会社等の外部団体との連携に取り組み、地域の食資源を利用した加工品開発支援や情報発信に取り組んだ。【資料 A-2-s】

こども教育学部は、韓国・釜山大大学校・釜山仁済大大学校との共催で第 1 回(2023 年度実施)に引き続き、第 2 回「日・韓学生間国際交流及び研修」(派遣)を実施した。第 1 回事業には韓国側から学生 5 人、教員 1 人の計 6 人を受入し、学生 10 人、教員 1 人の計 11 人を派遣した。第 2 回事業には学生 11 人と教員 1 人の計 12 人を派遣した。これらの交流実績を基に、こども教育学部と釜山大学校師範大学間にて交流協定を締結した。【資料 A-2-t】【資料 A-2-u】

### 【自己評価】

#### ①地域連携推進センター

「くまモン学」の推進等により、共同研究者である熊本県をはじめ、様々な関係者・研究者等とのつながりが広がっており、新たな連携事業や学外からの招聘講義が増加している。また、地域社会への研究成果の報告等を通じ、本学の有する知的資源を社会に還元する取組みが行われていると判断している。

#### ②子育て研究センター

子育て研究センターが実施する乳児保育研究会、保育 Café、子育て Café、公開シンポジウム、保育実践講演会等により、地域の子育て、保育・教育現場等への支援が適切に行われた。また、「児やらい」を発行し、国会図書館に寄贈し登録することで、保育・教育・児童養護に関する研究成果や専門知識を多方面に公表・周知しており、本学の有する知的資源を社会に還元する取組みが行われていると判断した。

#### ③食育研究センター

食育研究センターでは、学外の諸団体(熊本県農林水産部、菊陽町、天草地区漁業士会、保育所等)との活動や研究成果等の提供を行っており、食育の推進に寄与している。また、学生を含めた活動を通じ、学びを実践に活かす機会を提供するなど、学

生と地域とのつながりをもたらしており、本学の有する知的資源を社会に還元する取組みが行われていると判断している。

④ボランティア支援センター

令和 6(2024)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により激減したボランティア情報の提供が大幅に回復し、学生のボランティア活動も活性化したことに加え、当センター独自のイベントを行うことも出来たことから、センターとしての一定の役割は果たせたものと判断している。

⑤グローバル化推進センター

交流協定校との交流が活発になり、交換留学生を中心とした地域社会との交流も順調に継続できていることから、本学の有する知的資源を社会に還元する取組みが十分に行われていると判断している。

⑥公開講座委員会

令和 6(2024)年度の尚綱公開講座については、10代から90代まで幅広い年齢層の参加があり、特に10代から20代の受講者の割合が増加するなど、本学の有する知的資源を社会に還元する取組みが行われていると判断している。また、武蔵ヶ丘キャンパスでのサマーセミナーの受講者も昨年度に比して増加しており、本学の有する知的資源を社会に還元する取組みが行われていると判断した。

⑦各学部の取組み

生活科学部およびこども教育学部において、それぞれ学外団体と連携した新たな取組みを行っている。また、それらの取組みを発信することで、本学の専門性や地域の観光資源のPR等に資する活動になっており、本学の有する知的資源を社会に還元する取組みが行われていると判断している。

<資料一覧>

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 A-2-a】 くまモン学パブリシティ他関連資料

【資料 A-2-b】 くまモン学ニューズレター4号

【資料 A-2-c】 令和6年度子育て研究センター運営委員会議事録

【資料 A-2-d】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部ホームページ

「令和6年度 第1回乳幼児保育研究会・保育Caféを開催しました」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/kosodateinfo/kosodateinfo47098.html>

【資料 A-2-e】 尚綱大学附属こども園ホームページ

「どんぐりルームころころだより (2・3月号)」

【資料 A-2-f】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部ホームページ

「子育てCaféを開催しました」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/kosodateinfo/kosodateinfo47533.html>

【資料 A-2-g】 尚綱子育て研究センター第23回公開シンポジウムご案内

【資料 A-2-h】 第10回保育実践講演会のご案内

【資料 A-2-i】 尚綱子育て研究センター紀要『児やらい』第21巻

【資料 A-2-j】 令和6年度尚綱食育研究センター報告書

【資料 A-2-k】 郷土料理かるた動画

【資料 A-2-l】 令和 6 年度尚綱ボランティアセンター活動報告書

【資料 A-2-m】 令和 6 年(2024)年度交換留学派遣・受入一覧

【資料 A-2-n】 令和 6 年(2024)年度短期語学留学派遣・受入一覧

【資料 A-2-o】 令和 6 年(2024)年度研修旅行派遣一覧

【資料 A-2-p】 令和 5(2023)年度尚綱公開講座のまとめ

【資料 A-2-q】 令和 6(2024)年度尚綱公開講座リーフレット

【資料 A-2-r】 令和 6(2024)年度尚綱公開講座のまとめ

【資料 A-2-s】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部 YouTube 公式チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC8Zite13Xg6lX1dMzufvWIg>

【資料 A-2-t】 第 2 回「日・韓学生間国際交流及び研修」報告書

【資料 A-2-u】 尚綱大学こども教育学部と釜山大学校師範大学との交流協定書

**〔基準 A の自己評価〕**

<b>(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み</b>
<p>地域連携に関する学園の方針・方向性を踏まえ、各センターが中長期計画に則った事業を適切に推進している。運営委員会では各センター間の情報交換や連携推進を促進する重要な役割を担っており、地域貢献活動の活性化に寄与している。活動成果による地域への貢献と本学の専門性の周知は、特色ある本学の人的資源の広報や・教育機関としての魅力を高校生に伝える機会の一つとなっている。</p>
<b>(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など</b>
<p>令和 6 年度認証評価に際する質問・指摘事項は無かった。</p>
<b>(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定</b>
<p>各センター、各委員会、各学部において、これまで同様に連携事業の推進と地域社会への成果の還元を継続していく。</p> <p>運営委員会では、各部署の情報交換と連携支援を継続し、外部団体との新規連携事業のサポートに取り組む。連携活動により得られた成果については、外部への周知・広報活動を継続していく。</p>

## V. 特記事項

### 1. 総合学園としての連携事業

尚綱学園は、大学その他、短期大学部、高等学校、中学校及び尚綱大学附属こども園を有するとともに、これらの設置校間で様々な連携事業にも積極的に取り組むなど、熊本県唯一の女子総合学園としての強みを十分に発揮できるよう努めている。

本学園は、学園事務局長及び総務部長並びに学長や中学校・高等学校校長をはじめとする大学及び高等学校の幹部教職員が参加する設置校間の連携事業の取組みを中高大連携推進協議会で協議している。具体的な事業内容は、本学教員が高校に出向いて実施する高大連携授業、高校生が本学の授業を聴講する授業体験、本学の研究室訪問、高校生・保護者や高等学校教職員を対象とした学部学科説明会、高校生対象の韓国語講座等が挙げられる。この他、中学生に対する環境教育講話を毎年度実施している。

さらに、国際交流に関しても大学と短期大学部合同でのオンライン留学等、様々な取り組みが拡大してきている。加えて、大学・短期大学部及び尚綱食育研究センターと附属こども園とで連携して、食育に関する研究について取り組んでいる。

### 2. 管理栄養士養成施設としての資格取得支援

生活科学部のアドミッション・ポリシーにおいては、管理栄養士はもちろんのこと、食や健康に関して強い探求心や生命科学への興味と真理探究の意欲を持つ人を求めている。また、生命科学を学ぶための基礎知識や思考力・判断力を身につけていることが望ましいとする一方で、上述のとおり定める意欲や関心を持っている文系の生徒の受入も積極的に行っている。本学部においては、各学年にクラス担任（2クラス）を置き、助手も含めた学部全体で学生一人ひとりの情報共有と学修支援・学生支援を行うことで、基礎知識を学んできていない文系の生徒であっても、卒業後は管理栄養士や栄養士、またはその他の栄養系の資格を活用し、家政系や生命科学系の分野で活躍している。

このような学生の輩出に当たっては、本学部教員一人ひとりの教授能力と実務家教員の登用による実践的能力の提供が大きく影響していると自負している。また、法令等に基づく授業の提供は当然ながら、入学初期に高校の数学・化学のリメディアル科目として「基礎数学」「化学入門」を導入し、「基礎セミナー」で理系科目の実験・実習に必要な基本的実験手法や栄養計算方法などを学ぶことにより、学生はいずれかの資格を取得して、資格を活かした職種に就いている。加えて、リカレント教育の一環として管理栄養士国家試験対策講座を開催し、卒後においても国家資格取得の支援に対して積極的に取り組んでいる。引き続き国家試験合格に向けたノウハウを学内外で広く発揮し、養成施設として存在感を示していく。